

柳井市地域防災計画

震災対策編

令和 7 年度
(令和 7 年 4 月)

柳井市防災会議

— 目 次 —

第1部 総則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の前提	
第4節 災害対策の基本理念	
第5節 計画の実施	
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び 住民・事業所等のとるべき措置	3
第1節 柳井市	
第2節 柳井地域広域水道企業団	
第3節 柳井地区広域消防組合	
第4節 山口県	
第5節 指定地方行政機関	
第6節 山口県警察	
第7節 自衛隊	
第8節 指定公共機関	
第9節 指定地方公共機関・公共的団体	
第10節 住民・事業所等	
第3章 柳井市の現況	10
第1節 位置と地勢	
第2節 気象	
第3節 社会環境	
第4章 大規模災害想定	15
第1節 被害想定	

第2部 地震対策計画

第1章 災害予防計画	
第1節 災害予防計画の体系	24
第2節 災害予防計画の推進	25
第3節 災害に強いまちづくりの推進	26
第4節 地盤振動災害の防止	28
第5節 地震火災の防止	29
第6節 津波災害の防止	31
第7節 農林水産災害の防止	33
第8節 自主防災活動の促進	34
第9節 防災教育の推進	37
第10節 要配慮者対策の推進	39
第11節 職員に対する防災研修の充実	45
第12節 防災訓練の充実	46
第13節 組織体制の整備	48
第14節 ボランティア活動の環境整備	52
第15節 緊急輸送活動	54

第16節 個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実.....	56
第17節 地区防災計画.....	60

第2章 災害応急対策計画

第1 組織体制の確立	
第1節 活動体制の確立.....	63
第2節 動員配備.....	74
第2 初動期における災害応急対策活動	
第1節 地震に関する情報の収集・伝達.....	78
第2節 津波に関する情報の収集・伝達.....	84
第3節 災害情報等の収集報告.....	87
第4節 消防活動.....	94
第5節 救出活動.....	103
第6節 避難指示等の発令、避難所の開設等の活動.....	105
第7節 広報活動.....	114
第8節 自衛隊の災害派遣要請依頼.....	117
第9節 県への要請及び広域応援要請依頼.....	120
第10節 従事命令・協力命令.....	123
第11節 医療救護・助産.....	125
第12節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬.....	129
第13節 緊急輸送体制の確立.....	132
第14節 緊急給水体制の確立.....	144
第15節 緊急食料供給体制の確立.....	146
第16節 緊急生活物資供給体制の確立.....	148
第17節 防災基幹施設における電力、通信の応急復旧.....	150
第3 救援期における災害応急対策活動	
第1節 災害情報等の収集報告.....	151
第2節 広報活動.....	153
第3節 災害救助法の適用.....	154
第4節 避難所の運営.....	160
第5節 ボランティアとの連携.....	163
第6節 障害物の除去及び道路応急復旧.....	165
第7節 防疫及び保健衛生.....	168
第8節 ごみ及びし尿の収集処理.....	171
第9節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与.....	173
第10節 文教対策.....	178
第11節 農水産業対策.....	181
第12節 公共土木施設復旧対策.....	183
第13節 危険物・高圧ガス等・毒物劇物等災害対策.....	185
第14節 義援金品の受付、配分.....	187
第15節 災害警備.....	189
第16節 上、下水道施設等の応急復旧.....	190
第17節 通信、電力施設等の応急復旧、ガスの緊急確保.....	192

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則.....	193
-------------	-----

第2節 災害対策本部等の設置等.....	193
第3節 南海トラフ地震の概要.....	194
第4節 地震発生時の応急対策等.....	200
第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	200
第6節 時間差発生等への対応.....	204
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	207
第8節 防災訓練計画.....	208
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	208

第4章 柳井市水防計画

第1節 総則	210
第2節 水防組織.....	212
第3節 重要水防箇所.....	214
第4節 予報及び警報.....	214
第5節 気象予報等の情報収集.....	217
第6節 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場等.....	217
第7節 通信連絡.....	218
第8節 水防施設及び輸送.....	218
第9節 水防活動.....	219
第10節 水防信号.....	221
第11節 協力及び応援.....	222
第12節 費用負担と公用負担.....	223
第13節 水防訓練.....	223
第14節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置.....	224
第15節 津波に関する水防(水防管理者)に係る基本的な考え方.....	226

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 被災者の復旧支援

第1節 被災者住民相談・罹災証明書等の発行.....	232
第2節 住宅の建設	235
第3節 被災者のメンタルケア	236
第4節 災害弔慰金の支給、災害融資	238
第5節 被災者生活再建支援金の支給	241
第6節 市税の減免	243
第7節 民間施設等の災害復旧資金対策.....	244

第2章 公共施設の災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧	246
第2節 激甚災害の指定	247
第3節 災害復旧にともなう財政援助の確保.....	249

第3章 災害復興の基本方針	251
---------------------	-----

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、柳井市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者（企業等）、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域における地震・津波災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに住民の生命身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、柳井市地域の地震防災対策に関する基本的計画であって、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 2 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づいて作成したものである。
また、指定行政機関、指定公共機関の防災業務計画に抵触するものではない。
- 3 この計画は、市が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱も掲げて、これらを総合化したものである。
- 4 この計画は、毎年検討を加え、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実合理化の必要が生じたときは、これを補充し、修正するものである。

第 3 節 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第4節 計画の実施

この計画は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

計画の実施に当たっては、各機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

1 市（災害対策基本法第5条）

市は、前節の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、本市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県（災害対策基本法第4条）

県は、基本理念にのっとり、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第3条）

指定地方行政機関は、基本理念にのっとり、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定地方行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 住民、事業所等（災害対策基本法第7条）

地域内の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努める。

防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、誠実にその責務の遂行に努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材、役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置

第1節 柳井市

事務又は業務の大綱	
1	柳井市防災会議に關すること
2	住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に關すること
3	防災に關する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に關すること
4	防災に關する施設又は設備の整備に關すること
5	市が管理する建築物、土木施設の災害予防に關すること
6	防災に關する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に關すること
7	住民への気象情報、災害情報、避難に關する情報の伝達に關すること
8	被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に關すること
9	消防、水防その他の応急措置に關すること
10	避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に關すること
11	被災者の救助及び救護措置に關すること
12	保健衛生、文教、治安対策に關すること
13	施設設備の応急復旧に關すること
14	緊急輸送の確保に關すること
15	関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に關すること
16	地域内の公共的団体その他の防災に關する組織及び自主防災組織の育成指導に關すること
17	その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に關すること
18	災害広報に關すること
19	ボランティアの活動支援及び連携に關すること
20	義援金品の受入れ・配分に關すること

第2節 柳井地域広域水道企業団

機関名	事務又は業務の大綱
柳井地域広域水道企業団	1 水道施設等の防災対策に關すること
	2 被害情報の収集及び伝達に關すること
	3 災害時における応急給水及び応急復旧の実施に關すること

第3節 柳井地区広域消防組合

機関名	事務又は業務の大綱
消防本部 柳井消防署	1 防災に關する訓練の計画、立案の指導・助言に關すること
	2 防災に關する施設設備の調査に關すること
	3 災害に關する情報等の収集、伝達計画に關すること
	4 被災者の救難・救助計画に關すること

柳井消防署東出張所 柳井消防署南出張所	1 防災に関する訓練の実施に関する事 2 防災に関する施設設備の調査実施に関する事 3 防災関係情報等の収集・伝達（連絡）実施に関する事 4 被災者の救難・救助に関する事 5 避難・誘導活動に関する事
------------------------	--

第4節 山口県

機関名	事務又は業務の大綱
柳井健康福祉センター	1 医療、助産対策に関する事 2 水道情報の収集・伝達に関する事 3 防疫、廃棄物処理対策に関する事 4 災害救助法に基づく救助対策に関する事 5 その他保健・福祉・環境対策に関する事
柳井農林水産事務所	1 農地、農業施設の防災管理に関する事 2 農地、農業施設の保全対策に関する事 3 農作物の病虫害防除対策に関する事 4 農道、林道等の防災及び災害復旧対策に関する事 5 その他農林業・畜産対策に関する事
柳井県民局	1 柳井災害対策地方本部の設置・運営に関する事 2 災害情報の収集・伝達に関する事 3 市・関係機関との連絡調整に関する事 4 被災者相談窓口の設置に関する事等
柳井土木建築事務所	1 県道、河川、港湾等の防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事 2 ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事

第5節 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
気象庁福岡管区気象台 下関地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関する事

	4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 6 災害時における交通確保に関すること 7 海洋汚染の防除に関すること 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること
農林水産省 中国 四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地滑り防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること 4 農林漁業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること 5 防災上整備すべき地滑り防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること 6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜等の被害状況の把握に関すること 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地滑り防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立に関すること 8 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
厚生労働省 山口 労働局 下松労働基準監 督署 岩国労働基準監 督署	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること 3 労働者災害補償保険の給付に関すること 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること
海上保安庁 第六 管区海上保安本 部 広島海上保安 部 柳井海上保安署	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること 2 航路標識の施設の保全に関すること 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収容、保管等に関すること
防衛省 中国 四国 防衛局	1 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等との連絡調整に関すること 2 災害時における防衛省本省及び米軍等の連絡調整に関すること
総務省 中国 総合 通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること

	5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事
--	---

第6節 山口県警察

機関名	事務又は業務の大綱
柳井警察署	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事 2 被災者の救出救護に関する事 3 避難の指示及び誘導に関する事 4 緊急交通路の確保に関する事 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事 6 遺体の検視に関する事 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関する事 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関する事

第7節 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
防衛省 陸上自衛隊 第17普通科連隊 (海上自衛隊 第31航空群) (航空自衛隊 第12飛行教育団)	1 災害派遣の準備に関する事 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

第8節 指定公共機関

独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）	災害時における情報収集、連絡調整並びに医療班派遣支援に関する事
日本銀行（下関支店）	災害時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること
日本赤十字社（山口県支部）	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関する事 2 輸血用血液の確保、供給に関する事 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関する事 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関する事 5 義援金の受入れ・配分に関する事

日本放送協会 (山口放送局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関する事 3 放送施設、設備の整備保守管理に関する事
日本郵便株式会社 (柳井郵便局)	1 郵便物の送達確保及び郵便局の窓口業務の維持に関する事 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関する事 4 利用者の避難誘導に関する事
中国電力ネットワーク (株) (柳井ネットワークセンター)	1 電力施設の防災対策、防災管理及び災害時における電力の供給確保に関する事 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事
日本通運株式会社 (柳井営業所) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における緊急・復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関する事
西日本旅客鉄道株式会社 岩国管理駅 日本貨物鉄道株式会社	1 列車の運転規制に関する事 2 旅客の避難、救護に関する事 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事
株式会社NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事
KDDI株式会社(中国 総支社)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事
ソフトバンクモバイル 株式会社(中国ネット ワーク技術部)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

第9節 指定地方公共機関・公共的団体

機関名	事務又は業務の大綱
柳井医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること 2 負傷者の収容並びに看護に関すること
柳井市歯科医師会	1 災害時における救急歯科医療に関すること 2 災害時における歯科保健活動に関すること 3 身元確認活動に関すること
柳井薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること 2 防疫・その他保健衛生活動に関すること
防長交通株式会社 平生営業所	1 旅客の安全確保に関すること 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること
一般社団法人山口県L Pガス協会(柳井支部)	1 ガス施設の防災対策に関すること 2 災害時におけるL Pガスの供給対策に関すること 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること
一般社団法人山口県ト ラック協会(柳井支部)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車 の供給確保に関すること
山口県漁業協同組合 (柳井支店)(平郡支店)	1 被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助協力 に関すること 2 災害対策用船舶(漁船)の確保に関すること
大島漁業協同組合	1 被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助協力 に関すること 2 災害対策用船舶(漁船)の確保に関すること
柳井商工会議所 柳井商工会	生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関す ること
柳井市建設業協同組合	災害応急工事实施の際の機械、作業員等の調達協力に関すること

第10節 住民、事業所等

区分	とるべき措置
住民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策 を講じること 2 市が行う防災事業に協力するよう努めること

防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	1 病院、ショッピングセンター、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策の実施に関すること (3) 所掌事務又は業務についての防災教育の実施に関すること 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること (3) 所掌事務又は業務についての防災教育の実施に関すること 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること (3) 所掌事務又は業務についての防災教育の実施に関すること
そ の 他 の 企 業	市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、概ね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第3章 柳井市の現況

第1節 位置と地勢

本市は、山口県の南東部にあり、瀬戸内海の西寄り、伊予灘の北寄りに位置している。市街地中央を柳井川が流れ、市街地周辺には、北部に日積・伊陸、西部に余田・新庄、南部半島部に伊保庄・阿月、東部に大島、さらに瀬戸内海上に周囲31.0kmの平郡島がある。

東西20.0km、南北31.8kmの広ぼうで、全面積は140.05k㎡（令和2年7月1日時点）である。地形的条件では、市域面積の67.6%が山地、16.5%が山麓を含めた丘陵地、14.3%が平地（台地、低地）という構成になっている（地形別土地面積については、昭和54年10月1日国土地理院調査「全国都道府県市区町村地形別面積調」による。）。

柳井湾を臨む低地部には、市域の中枢部である柳井から西部に新庄、余田地区が続いている。市域北部の日積・伊陸地区は、ほぼ由宇川上流部に当たり、500メートル級の山地に囲まれた盆地を形成している。市域南部の伊保庄・阿月地区は、室津半島の東半部を占める狭長な柳井湾沿岸斜面からなる地域となっている。市域東部の大島地区は、北側の山地から南に沿岸斜面からなる地域となっている。

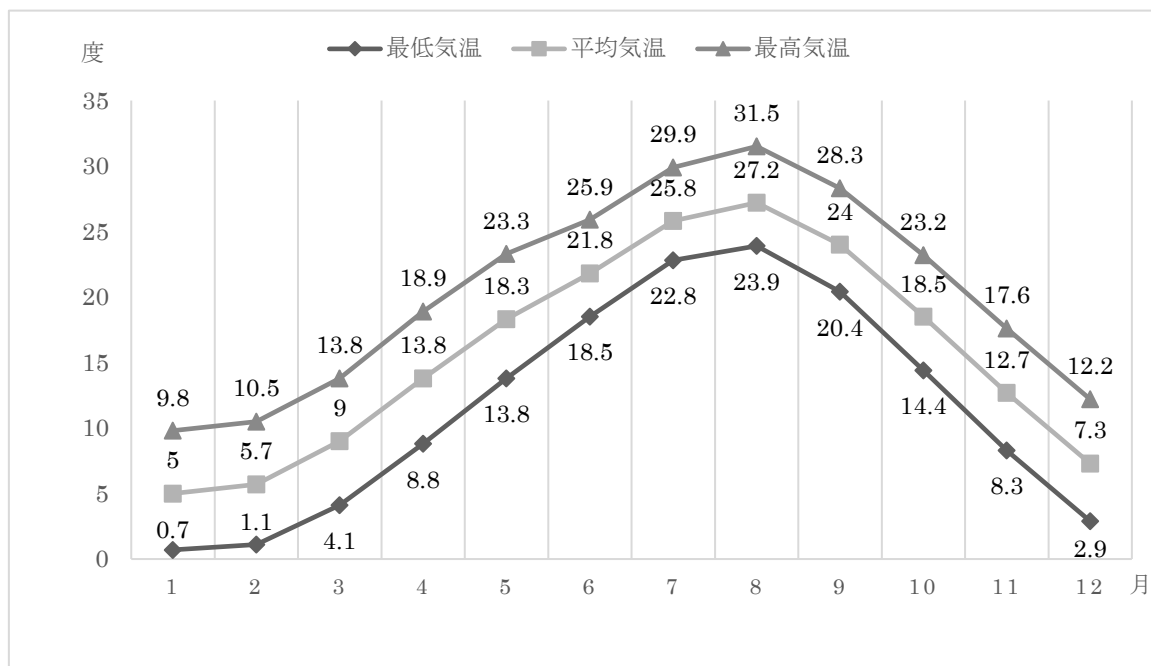
□ 地区区分



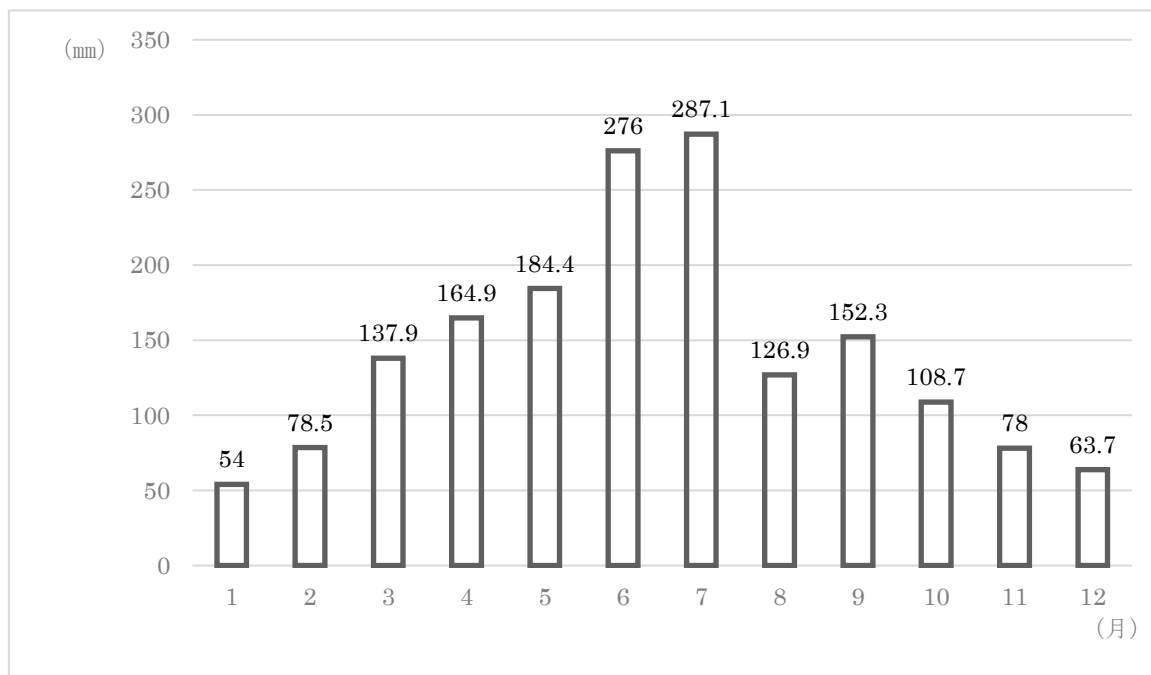
第２節 気象

気象は、「瀬戸内海型気候区」特有の温和な気候である。年平均気温は、海岸部で 15℃ から 16℃、標高約 500m の琴石山・三ヶ嶽の北部に位置する山間部で 14℃ から 15℃ とやや低くなっている。年間降水量は 1,700mm～1,800mm である。

□ 月別平均気温（1991 年～2020 年）



□ 月別平均降水量（1991 年～2020 年）



資料：気象庁ホームページ

第3節 社会環境

1 人口

本市の人口及び世帯数を令和2年の国勢調査でみると、30,799人（13,932世帯）となっている。人口については、昭和22年をピークに減少の傾向をたどり、世帯数については、平成7年以降おおむね同数で推移していたが、減少の傾向がうかがえる。

年齢区分別にみると、65歳以上の人口が39.3%と全国平均よりも高く、人口の高齢化が進んでいる。一方で、0～14歳の年少人口は、10.6%とその割合が低下している。

□ 人口の推移

(単位：人)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
柳井市	男	18,016	17,194	16,556	16,070	15,357	14,345
	女	20,947	20,057	19,371	18,660	17,558	16,454
	総数	38,963	37,251	35,927	34,730	32,945	30,799

※平成7年～平成12年は1市1町計

□ 世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
柳井市	14,592	14,545	14,504	14,527	14,170	13,932

※平成7年～平成12年は1市1町計

□ 年齢別人口の推移

(単位：人)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
柳井市	0-14歳	5,493	4,758	4,328	4,031	3,690	3,241
	15-64歳	24,210	22,357	20,826	19,290	17,149	15,268
	65歳以上	9,260	10,092	10,769	11,247	12,008	12,004

※平成7年～平成12年は1市1町計

※年齢「不詳」を除いて算出

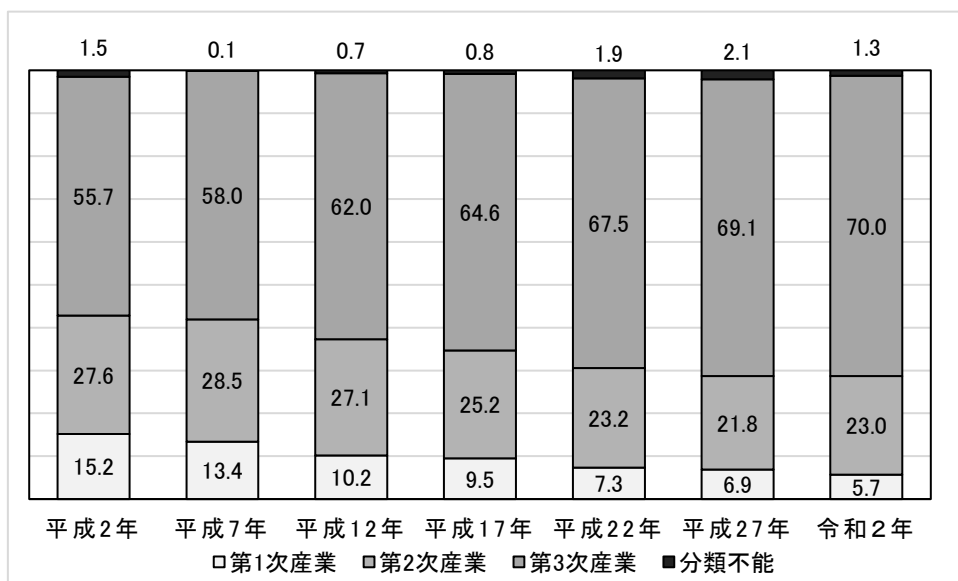
2 産業

令和2年国勢調査による総就業者数は、13,642人で、産業別就業人口は、第1次産業778人(5.7%)、第2次産業が3,139人(23.0%)、第3次産業は9,554人(70.0%)であり、就業人口全体が減少している。令和3年経済センサスによると、事業所数は、総数1,832で、うち卸売・小売業465、宿泊・飲食サービス237、生活関連サービス・娯楽業173の順に多く、農林漁業は26と少ない。

なお、近年観光地としての評価が高まりつつあり、入込観光客数は年間約90万人で、日帰り型のレクリエーション地として性格づけられている。

□ 産業別就業状況

(%)



(単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者総数	19,722	19,589	17,768	16,774	15,290	14,665	13,642
第1次産業	3,007	2,616	1,818	1,594	1,122	1,017	778
構成比	15.2%	13.4%	10.2%	9.5%	7.3%	6.9%	5.7%
第2次産業	5,444	5,589	4,807	4,221	3,547	3,203	3,139
構成比	27.6%	28.5%	27.1%	25.2%	23.2%	21.8%	23.0%
第3次産業	10,982	11,364	11,022	10,831	10,326	10,138	9,554
構成比	55.7%	58.0%	62.0%	64.6%	67.5%	69.1%	70.0%
分類不能	289	20	121	128	295	307	171
構成比	1.5%	0.1%	0.7%	0.8%	1.9%	2.1%	1.3%

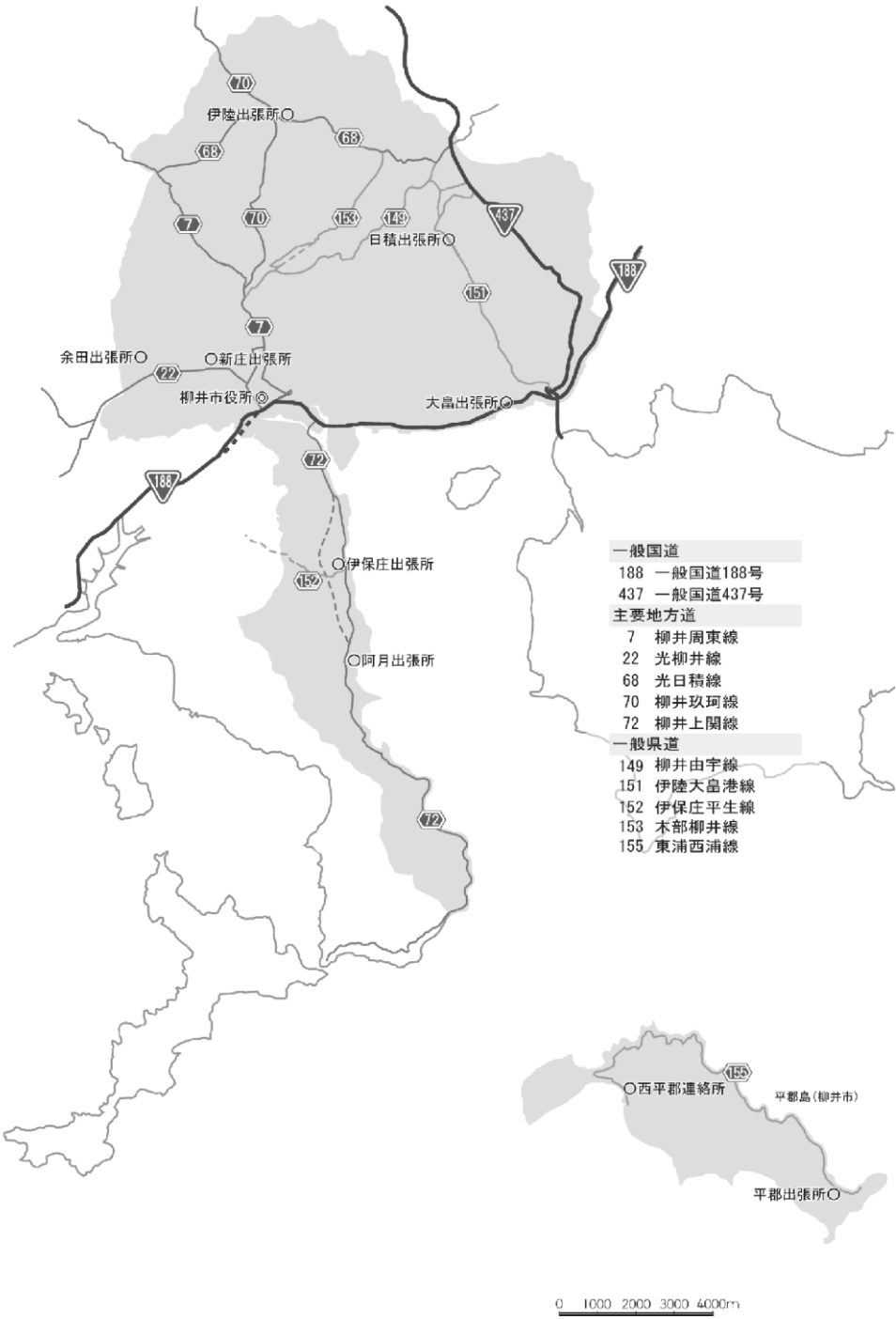
3 道路交通

東西主要交通として、市域中枢部を国道188号、JR山陽本線が通っており、東部の大島地区とを結節し、岩国、広島方面を結ぶ軸になっている。柳井から新庄地区、余田地区、さらに西部の田布施町とは、主要地方道光・柳井線が通っている。

市域中枢部から北部の伊陸とは、市域主要地方道柳井・玖珂線、日積地区とは、一般県道柳井・由宇線、神代経由の国道437号線、一般県道伊陸・大島港線が主要路線となっている。南部半島部の伊保庄・阿月地区とは、主要地方道柳井・上関線で結ばれている。

□ 主要道路図

主要道路網



第４章 大規模災害想定

平成２３年３月１１日の最大震度７を記録した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により引き起こされた東日本大震災は、死者、行方不明者合わせて約１万９千人以上という人的被害と、全壊約１３万棟、半壊約２４万棟という住宅被害をもたらした。まさに戦後最大の災害である。

この大震災の発生を踏まえ、国は、災害対策基本法改正のほか、防災関連、特に地震・津波対策における諸法令の新設・改正を行ってきた。県においても、これら国の対策に呼応する形で、県地域防災計画の修正や津波浸水想定図の公表等を行っている。

本章における被害想定は、現時点（平成２６年３月３１日）での国及び県の検討結果を基に、取りまとめたものであり、今後さらに各種見直しの反映を含め、適宜、追加・修正を行うこととする。

なお、本市は、平成２６年３月２８日に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けたことから、「本計画 第２部 地震対策計画」において、新たに、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を新設している。本節の被害想定では、大地震の震源域が必ずしも南海トラフだけに起因するとは断定できないことから、「山口県地震被害想定調査」「大規模災害対策検討委員会報告書」等を参考として、本市に係る南海トラフ地震以外の地震による被害想定にも触れている。

また、本市は、平成２７年３月に津波防災地域づくり法第５３条に基づく「津波災害警戒区域」に指定され、併せて、津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる基準水位も公表されている。

第１節 被害想定

１ 南海トラフ巨大地震

平成２６年３月２７日に山口県地震・津波防災対策検討委員会から公表された「南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果」は、平成２４年３月３１日及び同年８月２９日に内閣府南海トラフの巨大地震モデル検討会から公表された南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高及び被害想定報告のデータを基としつつも、堤防機能の有無など、国とは異なる県独自の設計条件を加味しての推計であることから、内閣府と県それぞれについて標記する。

（１）内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の検討結果

ア 推計結果

- ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、平成２４年３月３１日に南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計結果（第一次報告）を、同年８月２９日に同推計結果（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）を、さらに、平成２５年３月１８日に、同被害想定（第二次報告）を取りまとめ公表した。
- ・平成２３年９月２８日付け「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告は、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設整備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。

- ・この検討会において公表された震度分布・津波高は、このような考え方に沿って推計されたものである。特に津波高については、同報告に示されている二つのレベルの津波のうち、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に相当するものである。同報告は、このような最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、総合的な津波対策により対応する必要があるとしている。

- M(マグニチュード) 9クラス(南海トラフの巨大地震)
Mw(モーメントマグニチュード) 9.1
- 柳井市への主な影響
 - ・最大震度 : 柳井市(平郡島) 6強 柳井市(その他) 6弱
 - ・津波高(満潮時): 柳井市: T.P. + 5m
 - ・津波高1mの最短到達時間: 92分
 - ・浸水面積(1cm以上): 110ha
- 山口県への主な影響 ※市町別の被害想定は公表されていない。
 - ① ライフライン被害
 - ・上水道(断水人口): 約85,000人
 - ・下水道(支障人口): 約7,100人
 - ・電力(停電件数): 約1,900軒
 - ・通信 固定電話(不通回線数): 約800回線
 - ② 交通施設被害
 - ・道路: 約350箇所
 - ・鉄道: 約210箇所
 - ・港湾 岸壁: わずか
 - その他係留施設: 約10箇所
 - 防波堤: 約6,000m
 - ③ 生活への影響
 - ・避難者: 約23,000人(全国最大: 愛知県約130万人)
 - ④ 経済的な被害
 - ・損壊、損失した施設や資産 0.7兆円(全国合計169.5兆円)

イ 主な留意点

- ・今回の推計は、現時点の最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震・津波を想定したものであって、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予測したものでなく、また何年に何パーセントという発生確率を念頭に地震・津波を想定したものでもない。
- ・今回推計した震度分布・津波高は、広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各局所的な地先において最大となる震度分布・津波高を示しているものではない。
- ・今回の被害想定は、想定外をなくすという観点から、最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害を取りまとめたものであり、比較的頻度の高い地震・津波から最大クラスの地震・津波に至るまで相当の幅がある中で、行政、インフラ・ライフラインの施設管理者、企業、地域及び個人が、それぞれ果たすべき役割を踏まえ適切な目標を設定した上で、防災・減災対策を着実に進めていくことが重要である。

(2) 山口県地震・津波防災対策検討委員会の検討結果

ア 推計結果

- ・平成24年5月11日に、防災工学や地質学等の専門家からなる「山口県地震・津波対策検討委員会」を設置し、第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会（平成25年12月24日）において、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定する「津波浸水想定」を、第8回同委員会（平成26年3月27日）において被害想定調査結果を公表した。

- 柳井市への主な影響
 - ・最大震度 : 柳井市（平郡島）6強 柳井市（その他）6弱
 - ・最高津波水位（満潮時）：柳井市：T. P. + 3.8 m（うち津波波高2.2 m）
 - ・最高津波水位到達時間 : 174分
 - ・海面変動影響開始時間 : 18分（下降）
 - ・浸水面積（1cm以上）：474ha
- 柳井市への主な影響
 - ① 人的被害
 - ・死者 : 70人（県全体：614人）
 - ・負傷者 : 190人（県全体：1,477人）
 - ② 建物被害
 - ・全壊棟数 : 725棟（県全体：5,895棟）
 - ・半壊棟数 : 8,069棟（県全体：43,021棟）
 - ・焼失 : 0棟（県全体：31棟）
 - ③ 生活支障
 - ・避難者 : 12,590人（県全体：167,643人）
 - ④ 経済的な被害
 - ・建物倒壊等による直接被害 1,277億円（県全体9,861億円）
 - ・社会基盤への直接被害 252億円（県全体2,113億円）

イ 主な留意点

「第2部 第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

2 周防灘断層群主部の地震

第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会（平成25年12月24日）において公表された瀬戸内海沿岸の津波浸水想定では、震源域を南海トラフとするもののほか、周防灘断層群主部とするパターンも検討された。諸元は、平成20年11月17日に地震調査研究推進本部において公表された「宇部沖断層群（周防灘断層群）の長期評価」による。

- M(マグニチュード) 7.6
Mw (モーメントマグニチュード) 7.22
- すべり量 3.7m
- 柳井市への主な影響
 - ・最高津波水位（満潮時）：柳井市：T. P. + 2.0 m（うち津波波高0.4 m）
 - ・最高津波水位到達時間 : 150分
 - ・海面変動影響開始時間 : 65分（上昇）

3 安芸灘～伊予灘の地震

(1) 山口県の現在の被害想定

- ・安芸灘～伊予灘で発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50kmの深部で発生するスラブ内地震であり、これまで50年～100年周

期でM7クラスの地震が発生している。

○ M(マグニチュード) 7.25

○ 山口県への主な影響

- ・最大震度：6弱（岩国市、柳井市、周防大島町の3市町）
- ・津波なし
- ・避難者数（疎開者含む）：約1万8千人

	最大震度	死者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)
柳井市	6弱	4	15	123	382
山口県	6弱	31	339	902	4,540

（２）想定される被害の姿

ア 地震動・津波

＜震源域の検討＞

- ・震源域については現在想定的位置だけでなく、山口県寄りで発生する場合も念頭においておく必要がある。高知県は、南海地震について国よりもより厳しい想定、すなわち震源域を高知県側にずらして最悪の場合を想定している。

＜地震の想定規模＞

- ・現在想定ではM7.25としているが、過去の例からM7.4程度の可能性もあり、その場合の震度の変化を考慮する必要がある。

＜津波の有無＞

- ・この地震による震源の深さは40～50kmと想定されるので、津波の発生は考えにくい。

イ 液状化

＜埋立地の液状化＞

- ・沿岸部埋立地の液状化の可能性が考えられ、その場合、県の東部を中心に、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

4 中央構造線断層帯地震

（１）山口県の現在の被害想定

- ・中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）は、愛媛県東部から西部に震源を持つ地震規模M8の内陸(地殻内)地震である。

○ M(マグニチュード) 8.0

○ 山口県への主な影響

- ・最大震度：6強（6弱以上 上関町、周防大島町、平生町、柳井市など10市町）
- ・津波なし
- ・避難者数（疎開者含む）：約3万8千人

	最大震度	死者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)
柳井市	6弱	7	74	217	1,203
山口県	6強	97	922	2,470	12,116

5 大竹断層地震(小方～小瀬断層)

(1) 山口県の現在の被害想定

- ・県内活断層のうち、存在が確認され、断層延長が長く、活動した場合の被害が大きい主な活断層は、大竹断層（県東部）、菊川断層（県西部）、大原湖断層系（県央部）である。これらの活断層についても活動した場合には、局所的な大きな揺れと被害が生じる。本市に大きな影響がある大竹断層の被害想定は、次のとおりである。

○ M(マグニチュード) 7.2

○ 山口県への主な影響

- ・最大震度：7（6弱以上 岩国市、和木町、光市、周南市、柳井市など9市町）
- ・津波なし
- ・避難者数（疎開者含む）：約9万1千人

	最大震度	死者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)
柳井市	6弱	13	120	309	1,807
山口県	7	1,507	4,789	21,454	41,568

(2) 想定される被害の姿

ア 地震動・津波

<海溝型地震との関係>

- ・活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

<津波の有無>

- ・県内の内陸部にある活断層による地震では津波は発生しない。また、瀬戸内海の周防灘断層群及び安芸灘断層群の地震は主として横ずれであるため、津波の発生は考えにくい。

6 大河内断層地震

(1) 山口県の現在の被害想定

- ・県南東部に震源を持つ、その他の断層に位置する地震規模M6.8の内陸(地殻内)地震である。

○ M(マグニチュード) 6.8

○ 山口県への主な影響

- ・最大震度：6強（6弱以上 下松市、光市、柳井市など6市町）
- ・津波なし
- ・避難者数（疎開者含む）：約5万2千人

	最大震度	死者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)
柳井市	6弱	3	16	88	355
山口県	6強	334	2,639	5,966	19,303

(2) 想定される被害の姿

ア 地震動・津波

＜他の地震との関係＞

- ・国の地震調査研究推進本部においては、大竹断層とともに「岩国断層帯」を構成する断層の一つとして構成されているが、県の防災対策専門部会では、本断層と岩国断層帯との確実度や調査精度の異なる断層である点から、大竹断層(小方～小瀬断層)のみを主要な断層による地震として設定し、本断層をその他の断層による地震としている。

＜津波の有無＞

- ・内陸部であることから、津波の発生は考えにくい。

7 日積断層地震

(1) 山口県の現在の被害想定

- ・山口県地質図(1995)では、その他の断層に位置付けられた地層断層として記載されていたが、山口県地質図第3版(2012)では、その他の主な活断層の一つとして記載されている。この断層は、岩国市由宇町から余田付近までの約20kmをさし、その堆積物から最新活動時期は約13万年前以降であると推定されている。被害想定を設定する上で柳井市内が震源域とされる唯一の想定地震である。本市の被害想定は、次のとおりである。

○ M(マグニチュード) 6.7

○ 山口県への主な影響

- ・最大震度：6強(6弱以上 柳井市、田布施町、平生町など7市町)
- ・津波なし
- ・避難者数(疎開者含む)：約3万5千人

	最大震度	死者(人)	負傷者(人)	全壊(棟)	半壊(棟)
柳井市	6強	30	218	585	2,907
山口県	6強	96	855	2,146	10,497

(2) 想定される被害の姿

ア 地震動・津波

＜他の地震との関係＞

- ・現段階での地震発生確率は非常に小さいものの、他の地震の影響を受けることで、再活動する可能性を否定することはできない。柳井市が震源域となりうることから、防災対策上の備えを図る上において無視できない想定地震と考えられる。

＜津波の有無＞

- ・内陸部であることから、津波の発生は考えにくい。

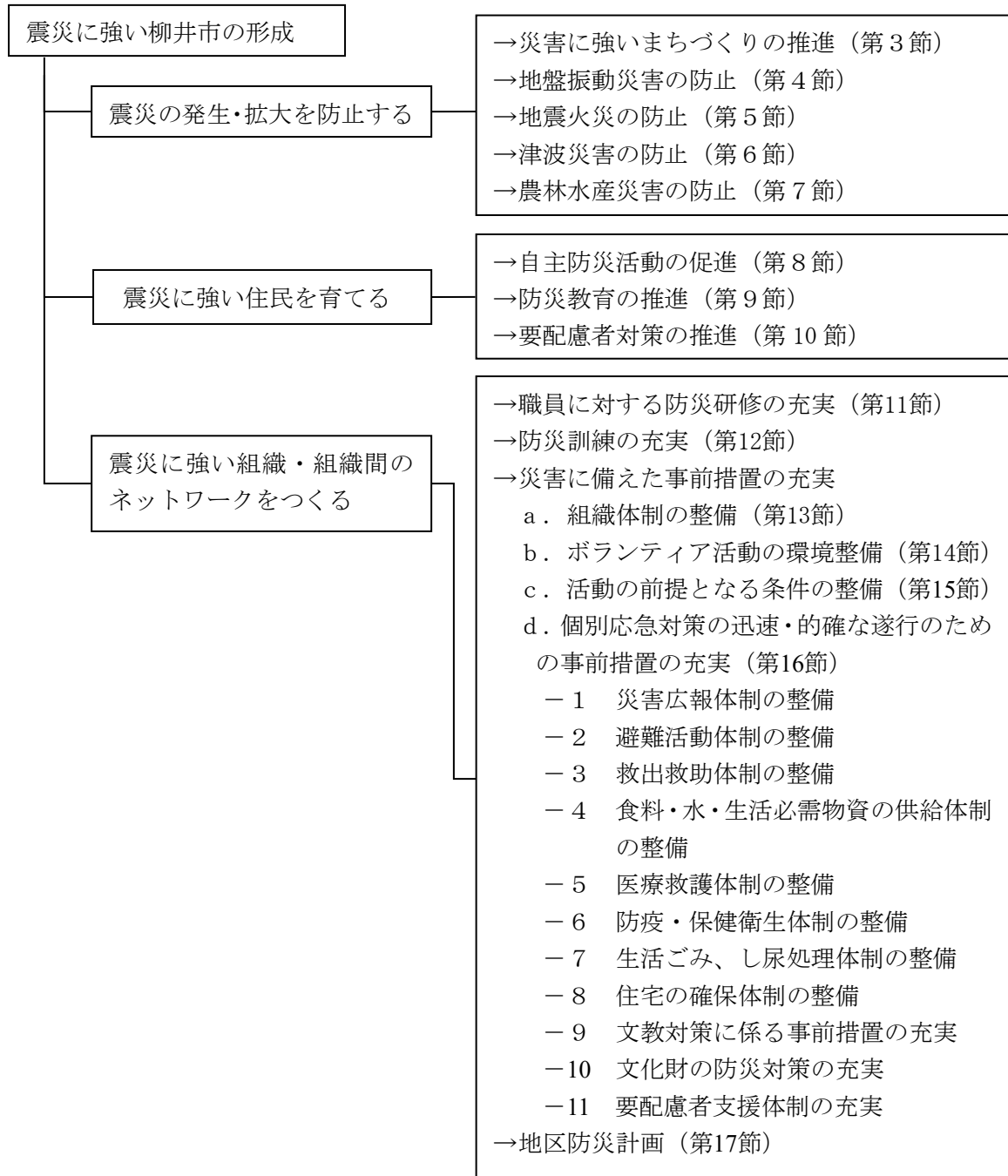
第 2 部 地震対策計画

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 災害予防計画の体系

本災害予防計画では、地震災害に強い柳井市を形成していくために必要な対策を次のように体系づけ、市一丸となった対策を講じていく。

－災害予防計画の体系－



第2節 災害予防計画の推進

震災予防のための各種の対策を推進するに当たっては、次の方針に基づくものとする。

- 1 限られた財源の有効的活用に努め、市の予防対策としての実施計画を策定し、計画的な対策を推進する。
- 2 予防施策の実施計画の作成は、総務部危機管理課が主管し、庁内各部局、柳井地区広域消防本部及び防災関係機関は、当該年度の実施計画（下表）を作成して総務部長（総務部危機管理課）へ提出する。総務部危機管理課は、提出された実施計画を取りまとめて市長に報告する。取りまとめに当たっては、適時担当課長会議を開催するなどして、庁内各部局、柳井地区広域消防本部及び防災関係機関との連携に努める。

※総務部長への報告様式

年度 災害予防対策実施計画	
部局・機関名	
対象とする災害の種類	風水害、地震・津波、その他（ ）
地域防災計画の該当節	
実施する対策の名称	
実施する対策の内容	

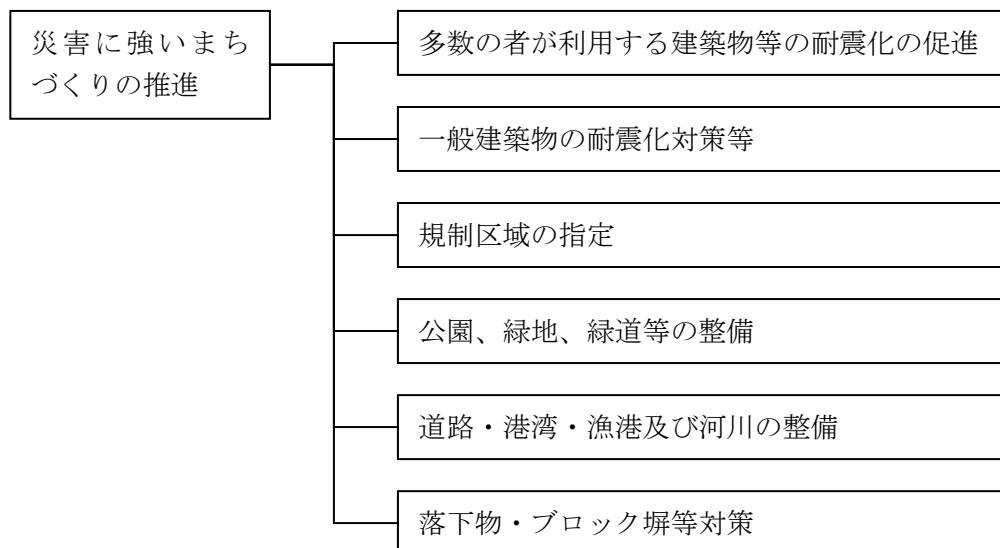
※実施する対策毎に別葉とする。

- 3 庁内各部局は「防災」視点から各々の事業をとらえ、特に多くの住民が参加する行事の実施に当たっては、防災意識の高揚と啓発に努めるものとする。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

1 目標

各担当部局において以下の対策を推進していくことにより、地震に強い構造をもった市を着実に形成していく。



2 対策

(1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進（建設部建築住宅課）

地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、柳井市耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する建築物等（建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項各号に掲げる規模・用途の建築物）の耐震化を促進する。

(2) 一般建築物の耐震化対策等（建設部建築住宅課）

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援に努める。

*耐震化支援メニュー

耐震化に関する相談窓口の設置 建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の質問に応じるため、相談窓口を設置する。
耐震性に関する知識の普及 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及に努める。
関係情報の提供 建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

(3) 規制区域の指定（建設部都市計画課）

災害発生の危険性を抑止するため、市は、防火地域等の指定を適正に行う。

(4) 公園、緑地、緑道等の整備（建設部都市計画課）

公園、緑地、緑道などは、平常時においては、住民の憩いの空間となるだけでなく、災

害時には、重要な避難場所、避難路となるとともに、火災時の延焼防止機能も期待できる。さらに、応急救急活動、物資集積等の基地として、また、ヘリポートとしても活用することができる。

このように、公園、緑地、緑道などは、重要な防災施設・空間であるので、土地区画整理事業や地区の市街地整備に当たっては防災機能の確保も考慮しながらこれらの整備促進を図っていく。

(5) 道路、港湾、漁港及び河川の整備（建設部土木課）（経済部経済建設課）

防災活動、緊急物資の輸送等に重要な道路及び港湾については、適切な維持管理を行うとともに耐震性の強化等施設の改良を図る。

また、漁港、河川及び海岸についても、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や耐震性の確保など施設整備に努める。

(6) 落下物・ブロック塀等対策（総務部危機管理課）（建設部建築住宅課）（教育総務課、学校教育課）（柳井地区広域消防本部）（柳井警察署）

地震発生時には、下表のように多くの落下物等が発生し負傷等の大きな要因となる。そこで、市役所関係課、柳井地区広域消防本部、柳井警察署は、おのおの連携して落下物・ブロック塀等の予防対策を推進する。

*地震時に予想される落下物等

ビル落下物	ア 窓ガラス（の飛散） イ 外装材（外壁タイル、モルタル等） ウ エアコン エ 屋外広告物 オ 高架水槽
道路上の障害物	ア 自動販売機 イ 放置自転車 ウ 突き出し商品 エ ブロック塀
屋内落下物	ア 照明器具 イ 家具の転倒 ウ 棚上の荷物

*落下物等対策の役割分担

ア 総務部危機管理課：住民や建築物の管理者に対して一般的な落下物・ブロック塀対策を各種広報媒体を通じて啓発する。特に、住民に対しては、屋内落下物及びブロック塀対策を重点的に啓発する。

イ 建設部建築住宅課：市の公共施設にあるブロック塀、万年塀等について補強や改修等に万全を期すとともに、フェンス化、生け垣化について検討する。

ウ 教育総務課、学校教育課：小・中学校、市所管の教育施設の落下物・ブロック塀対策を推進する。また、高等学校、県立教育施設についても県教育委員会と連携して対策を推進する。

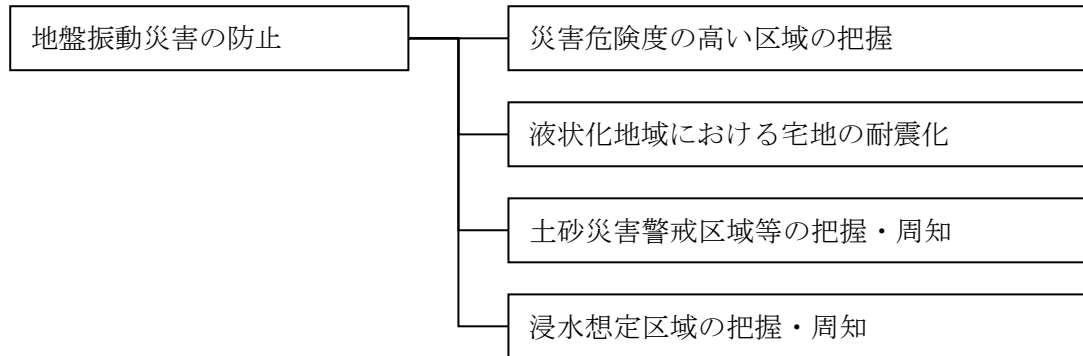
エ 柳井地区広域消防本部：多数の人が集まる施設について、落下物等の対策を指導する。

オ 柳井警察署：路上に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車、陳列された商品（突き出し商品）等について巡回指導、取締りを実施する。

第4節 地盤振動災害の防止

1 目標

各担当部局において以下の対策を推進していくことにより、地盤振動災害に強い市を確実に形成していく。



2 対策

(1) 災害危険度の高い区域の把握（建設部都市計画課）

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導等を図る。

(2) 液状化地域における宅地の耐震化（建設部都市計画課）

液状化が予想される地域の把握に努めるとともに、液状化対策の指導の充実・強化を図っていく。

(3) 土砂災害警戒区域等の把握・周知（建設部土木課）

土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等については、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を掲載したハザードマップ等の印刷物を配布し、周知する。

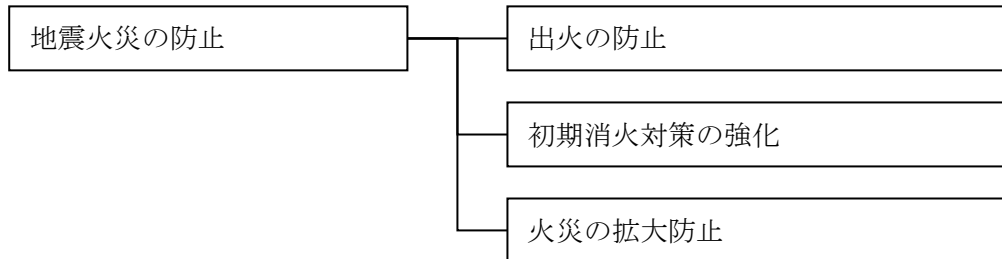
(4) 浸水想定区域の把握・周知（総務部危機管理課）（建設部土木課、下水道課）（経済部経済建設課）

水防法に基づく浸水想定区域が指定されたときは、避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を掲載したハザードマップ等の印刷物を配布し、周知する。

第5節 地震火災の防止

1 目標

各担当部局において以下の対策を推進していくことにより、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止を適切に行える市を着実に形成していく。



2 対策

(1) 出火の防止

ア 火気使用設備器具の安全化（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、住民及び事業所に対して、地震時における燃焼機器の安全化、使用取扱いの適正化、火気使用場所の環境整備について指導の徹底を図る。

イ 危険物施設の安全化（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、危険物施設における構造設備の耐震化、取扱いの適正管理について指導の徹底を図る。

ウ 化学薬品からの出火防止（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、化学薬品を取り扱う市内の学校、医療機関、研究所、事業所等に対して計画的に立入検査等を実施し、薬品容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の指導や薬品の混合、混触による発火防止の啓発を図る。

エ 電力・ガス施設の安全化（総務部危機管理課）（中国電力㈱柳井発電所）（山口合同ガス㈱）

市及び中国電力㈱は、「液化天然ガス施設災害防止協定書」（平成16年12月締結）の趣旨に則り、柳井発電所液化天然ガス施設の震災予防に万全を期す。

また、市及び山口合同ガス㈱は、「災害防止協定書」（平成10年4月締結）の趣旨に則り、LNG加工・出荷基地及びパイプラインの震災予防に万全を期す。

オ LPガス・火薬類設備の安全化（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、LPガス・火薬類を取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について需要者及び事業者の指導促進を図る。

カ 住民の防火意識等の高揚（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、防災教育を積極的に実施する。特に、高齢者や障害者、幼児、小学生に対して、出火防止策をきめ細かく周知する。

（２）初期消火対策の強化

ア 消防用設備等の適正化（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、防火対象物に設置された消防用設備等が地震時に有効に機能するよう維持管理の指導の徹底を図る。

イ 住民の初期消火能力の向上（総務部危機管理課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課及び柳井地区広域消防本部は、消防団とも連携して住民の初期消火能力を向上させるための訓練や研修及び消火器の備え等を推進する。特に、高齢者や障害者、幼児、小学生及びその介護者・保護者に対して、初期消火時の心構え等をきめ細かく周知する。

ウ 事業所の自主防災体制の強化（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防本部は、事業所において出火した場合確実に初期消火ができるよう自衛消防組織等への指導を推進する。その際、事業所周辺で出火した場合の地域への応援についても配慮した指導を行う。

（３）火災の拡大防止

ア 消防活動体制の整備強化（総務部危機管理課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課及び柳井地区広域消防本部は、広域圏内の各町と連携して、火災の拡大防止を図るための消防力の整備・増強を推進する。

イ 消防水利の充実強化（総務部危機管理課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課及び柳井地区広域消防本部は、既存消防水利（ため池等の自然水利を含む。）の機能維持に努めるほか、震災時の同時多発火災、延焼火災に有効に機能するよう、特に危険度の高い住宅密集地において耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利の整備を図る。

また、自治会及びコミュニティ組織等の自主防災組織の育成及び支援、指導に努め、住民の初期消火能力の向上を図る。

ウ 消防団体制の強化（総務部危機管理課）

総務部危機管理課は、効率的な消防団配置の検討、可搬ポンプ等の資機材の整備を促進し、震災時の同時多発火災、延焼火災へ対処できる消防団の育成に努める。

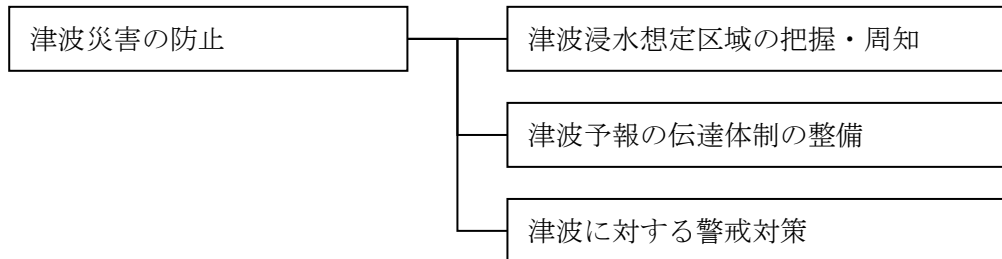
エ 消防活動路等の確保（総務部危機管理課）（建設部土木課）（柳井地区広域消防本部）

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により消防車両等が通行不能となることも考えられる。そのため、総務部危機管理課、建設部土木課、柳井地区広域消防本部は、道路啓開を迅速に行うための道路体制の確立を図るとともに、建設業者の協力も得て迅速な道路啓開体制を整える。

第6節 津波災害の防止

1 目標

各担当部局において以下の対策を推進していくことにより、津波災害の防止に努める。



2 対策

(1) 津波浸水想定区域の把握・周知（総務部危機管理課）

平成25年12月24日、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、山口県津波浸水想定が公表され、翌年1月8日付けにて当該想定を設定した旨の知事通知がなされた。

本市の最高津波水位は、T.P.（東京湾平均海面（Tokyo Peil））3.8m、1cm以上の浸水面積は474haとされ、沿岸部をはじめ、特に低地帯である柳井地区中心部に浸水域が広がる想定結果となっている。

また、海辺にいる人の人命に影響するおそれのある水位変化とされる±20cmの変動が生じるまでの時間は18分とされ、南海トラフから比較的距離が離れていると思われる本市であっても、決して、避難するに十分な時間があるとはいえないことが推測できる。

続けて平成26年3月27日に公表された被害想定では、津波による死者が67人、全壊586棟、半壊に至っては6,593棟と大きな津波災害の可能性が想定されたものとなっている。

しかしながら、全員が地震発生後すぐに避難開始を行うことで、想定死者数は0人に減少することの被害軽減も併記されており、迅速、確実な対応を行うことの重要性も理解できるものとなっている。

なお、本市は、平成27年3月に津波防災地域づくり法第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定され、併せて、津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる基準水位も公表されている。

これらを踏まえ、本市は、平成27年6月に避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を掲載した津波ハザードマップを作成し、市内全戸に配布し、周知を行っている。

今後も、この想定を津波対策の基本としつつ、地震そのものによる機能低下・喪失、想定以上の津波高の事態も考慮しながら、危険性の把握とその対策について調査検討することとする。

(2) 津波予報の伝達体制の整備（総務部危機管理課）（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課、総合政策部政策企画課・地域づくり推進課及び柳井地区広域消防本部は、本市の沿岸に津波予報（注意報、警報）が発表されたとき、沿岸の住民や漁船、釣り客等に、迅速・的確に情報を伝達できるよう体制の充実に努める。

(3) 津波に対する警戒対策（総務部危機管理課）（建設部土木課）（経済部経済建設課）

総務部危機管理課、建設部土木課、経済部経済建設課は、柳井土木建築事務所港湾課及

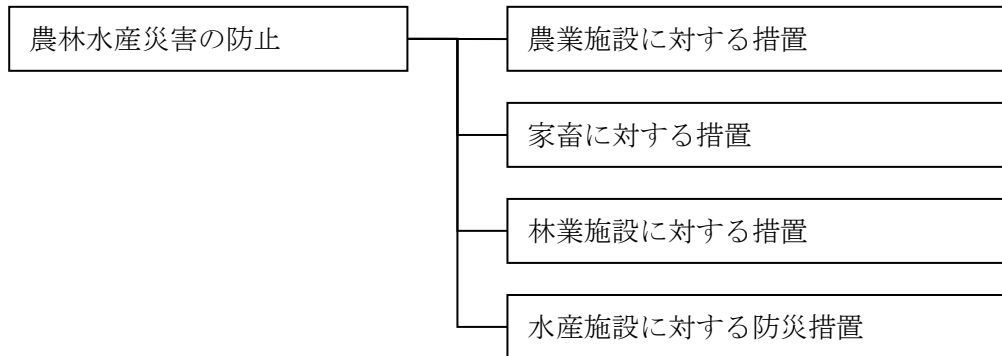
び漁業協同組合と連携を密にして住民の津波に対する警戒心の高揚と河川、漁港、海岸施設の耐震性の向上と施設整備に努める。

また、避難場所や避難路の整備、津波避難ビルの指定、海拔表示板の設置、津波ハザードマップの作成等を進めるとともに、自主防災組織の育成や津波を想定した防災訓練等の充実を図る。

第7節 農林水産災害の防止

1 目標

各担当部局において以下の対策を推進していくことにより、農林水産災害の防止を図る。



2 対策

(1) 農業施設に対する措置（経済部経済建設課）

経済部経済建設課は、地震による農業施設の被害を防止するため、農業協同組合や県の協力を得て以下の対策の実施に努める。

ア 老朽ため池の補強改良

イ 農道の側溝・法面の点検・整備

ウ 農業施設の点検・整備

(2) 家畜に対する措置（経済部農林水産課）

経済部農林水産課は、地震による家畜への被害を防止するため、農業協同組合や県の協力を得て畜舎の点検・補強の促進に努める。

(3) 林業施設に対する措置（経済部経済建設課）

経済部経済建設課は、地震による林道並びに治山施設への被害を防止するため、県と共同で当該施設の点検・補強に努める。

(4) 水産施設に対する防災措置（経済部経済建設課）

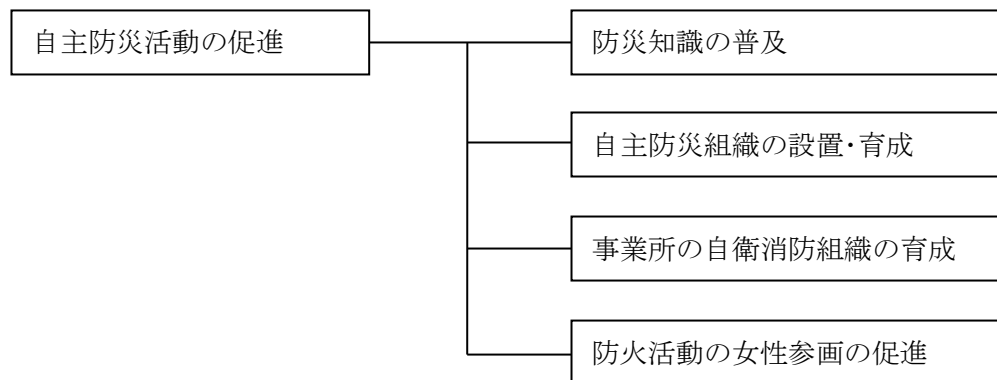
経済部経済建設課は、地震による水産施設の被害を防止するため、漁業協同組合や県の協力を得て当該施設の点検・補強に努める。

第 8 節 自主防災活動の促進

1 目標

大規模な災害に対処するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念の下で住民（地域、事業所を含む。）自らが身の回りの災害予防対策を徹底的に行うとともに、災害が発生した場合、迅速・的確な防災活動を展開できる体制（自主防災体制）を充実していく必要がある。

市では、柳井地区広域消防本部と連携して以下の活動を推進していくことにより、住民の自発的な防災活動を促進していく。



2 対策

（１）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課）

発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。なお、普及啓発に当たっては、防災の日を設定し重点的な取組を行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

ア 家庭の危険防止対策の推進

*家庭での危険防止対策の例

- ①家具の固定や落下防止対策を行う。
- ②家屋の耐震化を図る。
- ③自宅周辺の浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の状況や過去の被災情報を知る。
- ④災害種別ごとに避難場所や避難路の確認をする。
- ⑤災害発生時や避難時における家庭内の連絡方法を確認する。
- ⑥家庭内に要配慮者がいる場合の対応方法を確認する。
- ⑦各家庭での消火器の設置と適正な管理を行う。
- ⑧保険・共済等へ加入する（地震保険等）。

イ 家庭内備蓄の推進

*家庭内備蓄品目の例

- ①非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、雨具等）
- ②最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食品、飲料水その他の生活必需物資
- ③粉ミルク、メガネなど構成する家族の実情に応じて必要な用品
- ④消火器、バール等の消火・救出用具及び救急箱

ウ 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動

エ 津波による避難行動の普及啓発

- ①強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難に当たっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に退避すること。
- ②地震による揺れを感じられない場合でも、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ③津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があることから、警報、注意報解除までは沿岸部に近づかないこと。
- ④地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- ⑤家族等の安否確認のため津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

オ 避難場所での行動

カ 避難場所における性暴力・DVを防止する意識の普及・徹底

キ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

ク 災害時の地域内の避難体制の確保

ケ その他

- ①国、県、市の防災対策
- ②住宅の耐震診断と補強
- ③応急手当等看護の知識
- ④要配慮者対応
- ⑤緊急地震速報についての知識

（２）自主防災組織の設置・育成（総務部危機管理課）

ア 組織の設置・規模

総務部危機管理課は、自治会、学校区単位等を基本として住民が無理なく活動できる規模で自主防災組織の設置を推進する。また、住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実行ある活動を行うために、自治会等のコミュニティ組織を自主防災組織として育成する。

イ 組織活動の促進

総務部危機管理課は、柳井地区広域消防本部、消防団、防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。

また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

* 平常時の活動

- ①防災知識の普及
- ②防災訓練の実施
- ③火気使用設備器具等の点検
- ④防災用資機材等の整備

* 災害時の活動

- ①災害情報の収集及び伝達
- ②率先避難や避難の呼びかけの実施
- ③初期消火等の実施
- ④救出・救護の実施及び協力
- ⑤避難誘導の実施
- ⑥炊き出し、救助物資の配布に対する協力

ウ 組織への指導援助

総務部危機管理課は、自主防災組織活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材、活動拠点等の整備を促進するため、必要な指導援助を行う。

エ 事業所との連携強化

総務部危機管理課は、地域住民とその地域に所在する事業所とが連携することにより効果的な防災対策が期待できる地域について、その連携の橋渡しを行う。

* 地域と事業所の連携の例

- ①訓練場所、資機材置場等の場所の提供
- ②災害時の避難場所としての開放
- ③事業所自衛消防組織の地域での初期消火の応援

(3) 事業所等の防災活動の促進（総務部危機管理課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課及び柳井地区広域消防本部は、事業所等の出火・事故防止対策、従業員や来訪者の避難誘導対策が的確になされるよう、事業所等に対して消防計画の充実、訓練及び従業員への防災教育の実施、消防用設備の点検・整備等を積極的に指導し、事業所等の自衛消防組織の強化を図る。

事業所及び防災上重要な施設の管理者は、災害時における従業員や来訪者の避難誘導・安全確保、地域住民への貢献等といった事業所又は集客施設等としての果たす役割を認識し、避難行動マニュアルや災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備充実に努める。

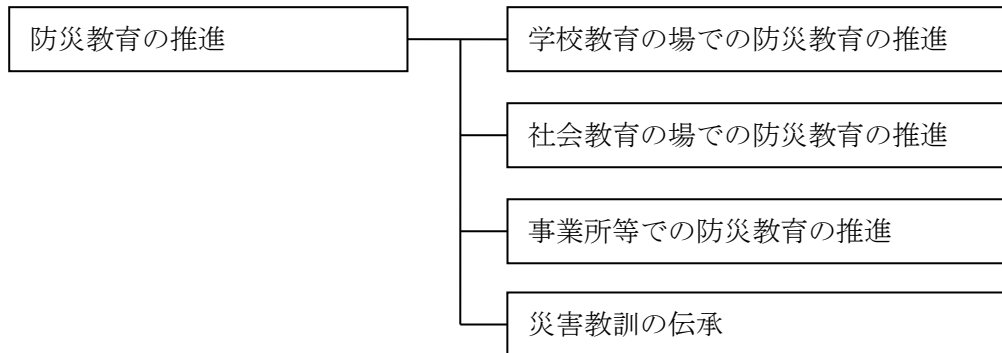
(4) 防災活動の女性参画の促進（総務部危機管理課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課及び柳井地区広域消防本部は、男女共同参画の観点から、地域の災害講習会、防災活動等の女性参画の促進を積極的に支援する。

第9節 防災教育の推進

1 目標

第8節の自主防災体制の充実にあわせて、学校教育、社会教育の場、事業所等でも住民の防災に関する理解を深めるための防災教育を推進する。



2 対策

(1) 学校教育の場での防災教育の推進（教育委員会教育総務課、学校教育課）

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

教育委員会教育総務課及び学校教育課は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するよう指導するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

- ①防災組織・情報伝達
- ②参集体制（災害種別・勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- ③情報収集（警報等の気象情報に基づく情報の収集・伝達）
- ④休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- ⑤連絡体制（県教委、市教委、警察署、消防署、消防団及び保護者等への連絡体制）
- ⑥避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- ⑦実験・実習中の対策
- ⑧火元の遮断と初期消火活動
- ⑨救護活動（児童生徒等、避難者）
- ⑩避難所の開設・運営（市本部との連絡体制・初動対応）
- ⑪児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び関係機関等が実施する地震、防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

ウ 学校施設設備の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(2) 社会教育の場での防災教育の推進（教育委員会生涯学習・スポーツ推進課）

教育委員会生涯学習・スポーツ推進課は、社会教育の場で防災に関する知識や技能が身に付くよう、現在実施している生涯学習活動の中に防災に関する要素（一口話、消火器訓練の実施、施設見学等）をできるだけ加味する。

（３）事業所等での防災教育の推進（総務部危機管理課）（柳井地区広域消防本部）

総務部危機管理課及び柳井地区広域消防本部は、災害時における事業所等の社会的役割を周知するとともに、事業所等における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

（４）災害教訓の伝承（総務部危機管理課ほか）

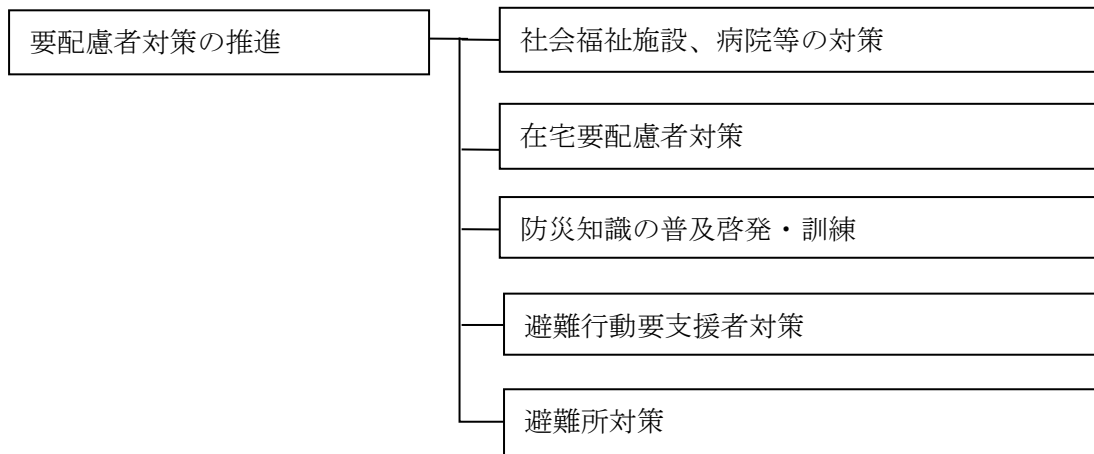
市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるように公開に努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。

第 10 節 要配慮者対策の推進

1 目標

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



「避難行動要支援者」…本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

「避難支援等関係者」…柳井地区広域消防組合、山口県警察、民生委員・児童委員、柳井市社会福祉協議会、消防団、自主防災組織及び自治会、その他避難支援等の実施に携わる関係者

2 対策

(1) 社会福祉施設、病院等の対策（総務部危機管理課）（健康福祉部健康増進課、高齢者支援課、社会福祉課、こどもサポート課）

ア 市による組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

市は、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 市による各種調整

市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。

ウ 社会福祉施設、病院等の管理者による組織体制整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

- ①災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
- ②市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
- ③市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
- ④洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

エ 施設・設備の整備等

- ①市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- ②市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- ③市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- ④社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - ・入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - ・消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

(2) 在宅要配慮者対策（総務部危機管理課）（健康福祉部健康増進課、高齢者支援課、社会福祉課、こどもサポート課）

ア 市による支援体制の整備

市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。

イ 要配慮者の事前把握

市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。

- ①必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
- ②避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
- ③把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

ウ 市による各種調整

市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

エ 防災情報伝達手段の整備

市は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

オ 業務分担の確認や連絡・連携体制の整備

市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

カ 要配慮者の避難対策における体制の整備

市は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

キ 「高齢者等避難」発令のための基準策定

市は、避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準を策定する必要がある。

ク 防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため 文字放送受信装置の普及にも努める。

(3) 防災知識の普及啓発・訓練（総務部危機管理課）（健康福祉部健康増進課、高齢者支援課、社会福祉課、こどもサポート課）

ア 広報資料などへの配慮

市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女や家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

イ 外国人への対策

外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

ウ 支援方法等の普及啓発

市は、地域における災害時要援護者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、災害時要援護者の支援方法等の普及啓発に努める。

エ 防災訓練

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女や家庭動物の飼養の有無によるニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

(4) 避難行動要支援者対策（総務部危機管理課）（健康福祉部高齢者支援課、社会福祉課、こどもサポート課）

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認等の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

なお、名簿に登載する者の範囲は、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する者で、具体的には以下のとおりとする。

- ①要介護 3～5 の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳 1～2 級（総合判定）の第 1 種を受けている者（ただし、心臓、じん臓障害のみで該当する者は除く。）
- ③療育手帳の重度 A の判定を受けている者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の交付を受けている者で単身世帯の者
- ⑤ 65 歳以上でひとり暮らしの者で登録を希望する者
- ⑥ 75 歳以上のみで構成される世帯の者で登録を希望する者
- ⑦上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

前項において作成する避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項に規定する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿に記載する情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係箇所では把握している情報の集約に努め、定期的に更新するとともに、庁

舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するものとする。ただし、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

- ①柳井地区広域消防組合
- ②山口県警察
- ③民生委員・児童委員
- ④柳井市社会福祉協議会
- ⑤消防団
- ⑥自主防災組織及び自治会
- ⑦その他避難支援等の実施に携わる関係者

オ 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への情報提供時の留意点

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ②災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者及び個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ③避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- ④避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ⑤避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- ⑥個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うに際し、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとする。

キ 個別避難計画

市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- ①避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 避難所対策（総務部危機管理課）（健康福祉部高齢者支援課、社会福祉課、こどもサポート課）

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

ア 福祉避難所等の指定

市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

イ 各施設との連携体制の整備と強化

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

ウ 福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備

避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

エ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の整備

災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の整備に努める。

第 11 節 職員に対する防災研修の充実

1 目標

災害に的確に対処するためには、職員の資質の維持・向上に努める必要がある。そこで、職員に対する防災研修を充実し、災害に強い職員を育成していくこととする。



2 対策

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底（総務部危機管理課）

家庭における安全確保対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷など職員自身が災害によって甚大な被害を被る可能性が高くなる。また、勤務時間中の発災の場合、家族との連絡場所、連絡方法を事前に決めておかないと職務に十分専念できない可能性も大きい。特に、要配慮者を家族に持つ職員は、自らの家庭を守るためにも家庭における安全確保対策の徹底が必要である。

そこで、総務部危機管理課は、家屋の補強、非常持ち出し品の用意、非常時の連絡先の確認等の安全確保対策を徹底するため、対策方法の例示などを行って職員への啓発を行う。

(2) 防災に関する研修の実施及び参加（総務部危機管理課）

災害時に的確な応急対策を実施するためには、職員のおのおのが市の行う災害応急対策に熟知し、自分に与えられた役割等について正しく理解しておく必要がある。また、他の地域での過去の災害の教訓を理解しておくことも重要である。

そこで、総務部危機管理課は、職員に対して地域防災計画並びにその他防災に資する事項に関する研修や実習を実施し、また、外部で開催される防災研修会等にも積極的に職員を参加させることにより職員の資質の維持・向上に努める。

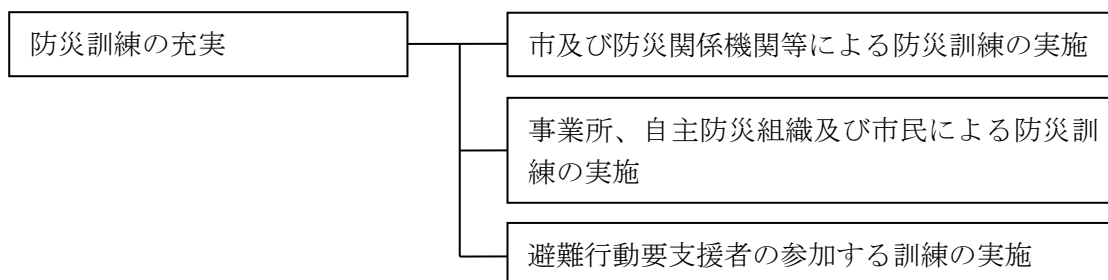
研修で実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- ①災害に対する基礎知識
- ②市地域防災計画に示す災害対策
- ③注意報、警報、特別警報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ④職員が果たすべき役割
- ⑤家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- ⑥災害対策の課題その他必要な事項

第 12 節 防災訓練の充実

1 目標

災害に的確に対処するためには、第 11 節の職員の資質の維持・向上のほか、防災関係機関との連携の強化、地域防災計画の検証を常に図っていく必要がある。そこで、防災訓練を充実して、災害時の対応能力を維持・向上させていくこととする。



2 対策

(1) 市及び防災関係機関等による防災訓練の実施（総務部危機管理課）

総務部危機管理課は、防災に関する技術等を高揚し防災関係機関との連携を強化するため、また、防災上の課題を把握するため防災訓練を実施する。訓練には、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促すとともに、防災関係機関等の参加、協力を要請する。

ア 総合防災訓練

(ア) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

(イ) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等	・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援）

(ウ) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。

イ 個別防災訓練

(ア) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、防災関係機関等と協力して実施する。

(イ) 職員の参集訓練

大規模災害を想定し、時間外に迅速に参集できるよう、職員の参集訓練を実施する。

実施に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止するなど一定の条件を加えた方式で行う。

ウ 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施若しくは参加に努める。

エ 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線及び衛星携帯電話等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

オ 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

(2) 事業所、自主防災組織及び市民による防災訓練の実施

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

ア 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、大型商業施設及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者等は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

イ 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受けるなどにより訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所運営等について実施する。

ウ 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、住民は、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練へ参加し、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

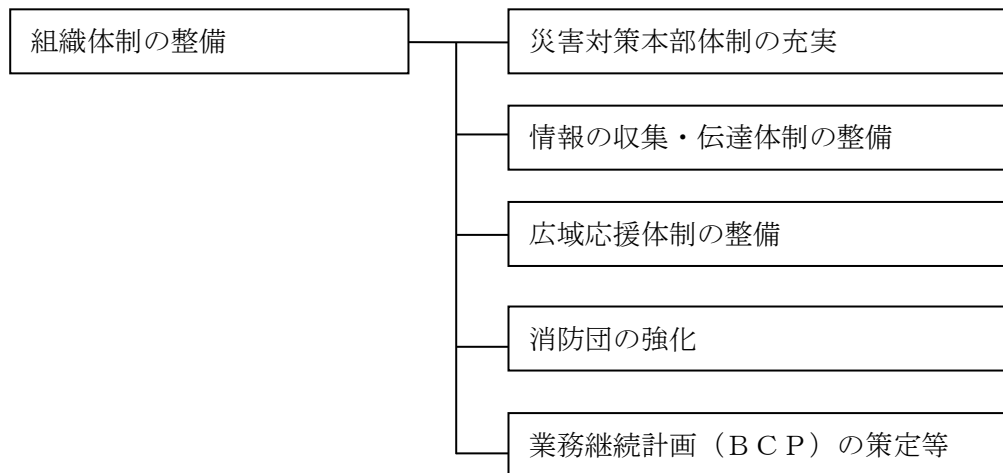
(3) 避難行動要支援者の参加する訓練の実施

避難行動要支援者と避難支援等関係者との情報伝達及び避難支援等の機能確認のため、両者の防災訓練への参加機会の拡充を図るよう努めるものとする。

第 13 節 組織体制の整備

1 目標

災害に迅速・的確に対処するためには、市の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備えるものとする。



2 対策

（１）災害対策本部体制の充実（総務部危機管理課）

ア 初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、総務部危機管理課は、各部と連携をとり初動マニュアルの整備に努める。

イ 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について総務部危機管理課は職員に対して地域防災計画の習熟を図る。

ウ 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、総務部危機管理課は以下の本部設備等の整備を進める。

- ①備品の固定及び落下物の防止措置（市役所本庁、各出張所等）
- ②停電時に備えた非常電源の整備（市役所本庁、各出張所等）
- ③無線機器の点検・整備（市役所本庁、各出張所等）
- ④市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- ⑤災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣服等の確保

＊⑤については、職員それぞれが自己保有の物を持ち寄り、市役所、出張所等に集中保管しておく。

（２）情報の収集・伝達体制の整備

ア 情報収集要員の指名（総務部危機管理課）

時間外に発生する災害に迅速に対応するため、市長は、職員の中から時間外の災害発

生時において、自宅等から直接各地区（出張所等单位）での情報収集に赴く情報収集要員を指名する。指名に当たっては、職員の居住地並びに家族の条件（要配慮者が家族にいる職員は原則として指名しない等）を考慮するものとする。なお、指名に係る庶務は総務部危機管理課が担当し、各部局はこれに積極的に協力する。

イ 民間協力体制の整備（総務部危機管理課）

災害発生時に被害情報（生き埋め現場、火災発生現場等）の収集や災害情報（気象情報、土砂災害警戒情報、応急対策の進捗に関する情報等）の伝達を迅速に行うためには、自主防災組織、自治会、農業協同組合、漁業協同組合等との協力が必要である。

そこで、総務部危機管理課は、各組織、団体等との間で情報の収集・伝達ルートや伝達手段等について協議し、迅速な情報収集・伝達体制を整える。

ウ 情報伝達手段の整備（総務部危機管理課）（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課）

住民にいち早く情報を伝達するために、防災行政無線（戸別受信機含む。）、防災メール、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、広報車等を活用して広く住民に情報を伝達する。

（３）広域応援体制の整備

ア 既締結協定等の実効性の向上（関係各課）

大規模な災害が発生した場合の広域応援対策等は、市のみでは十分な対応ができないことが予測される。このため、市は、県及び他の市町村と相互応援協定を締結し、円滑な災害応急対策を講ずる。また、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合に、積極的な協力が得られるよう、関係機関や民間団体等との協力体制の確立に努める。

現在、本市が締結している災害時の応援に関する協定等は、次のとおりである。

- ・ 県及び市町相互間の災害応援協定（県及び県内市町）
- ・ 県内広域消防相互応援協定（県、県内市町及び消防一部事務組合）
- ・ 県消防防災ヘリコプター応援協定（県、県内市町及び消防一部事務組合）
- ・ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（２１市１町）
- ・ 瀬戸内・海路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（７８市町村）
- ・ 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
- ・ 災害時における市内郵便局、市間の相互協力に関する覚書（市内郵便局）
- ・ 指定緊急避難場所に係る覚書（柳井商工高校）
- ・ 液化天然ガス施設災害防止協定書（中国電力株式会社）
- ・ 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク(株)柳井ネットワークセンター）
- ・ 災害防止協定書（山口合同ガス株式会社）
- ・ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（柳井市建設業協同組合）、同実施に関する覚書（柳井市建設業協同組合）
- ・ 災害等における緊急給水業務並びに応急復旧業務に関する協定書（柳井市水道工事協同組合）
- ・ 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定（マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ミコー食品、株式会社フジ、株式会社丸久、生活協同組合コープやまぐち、株式会社イズミ、株式会社ミスターマックス・ホールディングス、株式会社ナフコ、山口県東部ヤクルト販売株式会社、株式会社コスモス薬品）
- ・ 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書（山口県行政書士会）

- ・災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- ・特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社）
- ・災害時における物資の供給に関する協定（山口県 LP ガス協会柳井支部）
- ・災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社ジュンテンドー）
- ・災害時等における応援協力に関する協定書（フジ地中情報株式会社）
- ・黒杭川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書（山口県柳井土木建築事務所）
- ・災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン山口営業所）
- ・柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定書（1市4町2企業団）
- ・柳井市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業に係る基本協定書（株式会社ウエストエネルギーソリューション）
- ・災害時における雨水ポンプ場応急対策の協力に関する協定（株式会社クボタ中四国支社、シンフォニアテクノロジー株式会社中国営業所、株式会社ミゾタ山口営業所、株式会社日立インダストリアルプロダクツ中国営業所）
- ・災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書（柳井市し尿収集運搬許可業者（トキワ産業有限会社・株式会社柳井環境メンテック・株式会社大畠技研））
- ・災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書（守常レンタルリース株式会社、山陽リース株式会社、光東株式会社）
- ・柳井市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）
- ・災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定（一般社団法人山口県産業ドローン協会）
- ・山口県市町情報システム共同利用災害基本協定書（4市1町）
- ・災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書（セッツカートン株式会社、レンゴー株式会社防府工場、王子コンテナ株式会社防府工場）
- ・包括連携に関する協定書（災害時支援有）（大塚製薬株式会社、株式会社ピアレス）
- ・柳井川水系治水協定（県、ダム管理者及び関係利水者）
- ・災害時における家電製品等の確保に関する協定書（エディオン柳井店）
- ・災害時における応急対策の協力に関する協定（株式会社荏原製作所中国支社）
- ・災害時における物資等の輸送に関する協定書（福山通運株式会社）
- ・電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定（日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社）
- ・災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）
- ・柳井市と山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部との包括連携に関する協定書（山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部）
- ・災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社キロク平生営業所）
- ・災害時におけるバス利用に関する協定書（株式会社アサヒ観光）

総務部危機管理課及び各協定締結課は、これらの協定が災害時に確実に生かされるよう、平常時から相互の情報交換に努める。

イ 新規協定等の締結（関係各課）

市は、災害時に必要な応援が迅速に受けられるよう、現在締結の協定等に加えて新たな機関との協定締結の促進を図る。

- ①被害想定が異なり、同時被災の可能性が低い遠隔自治体との相互応援ネットワーク

の拡充に努める。

②災害発生直後から、水、食料、生活必需品、医薬品、防疫薬品等をいち早く確保できるようにするため、関連業者との協力協定の締結等を実施していく。

③災害発生直後に、救出用資機材、船舶等をいち早く確保できるようにするため、漁業協同組合等との間で災害時の協力協定を締結する。

(4) 消防団の強化

消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことができない代替性のない存在であることから、市は、消防団への加入促進、消防団活動の充実強化への取組を推進するものとする。

(5) 業務継続計画（BCP）の策定等（総務部危機管理課ほか関係各課）

市は、大規模災害が発生し、市庁舎等が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を策定する。

(6) 防災中枢機能の確保、充実（総務部危機管理課ほか関係各課）

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

ア 既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。

イ 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設の整備に努める。

ウ 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。

エ 庁舎並びに災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。

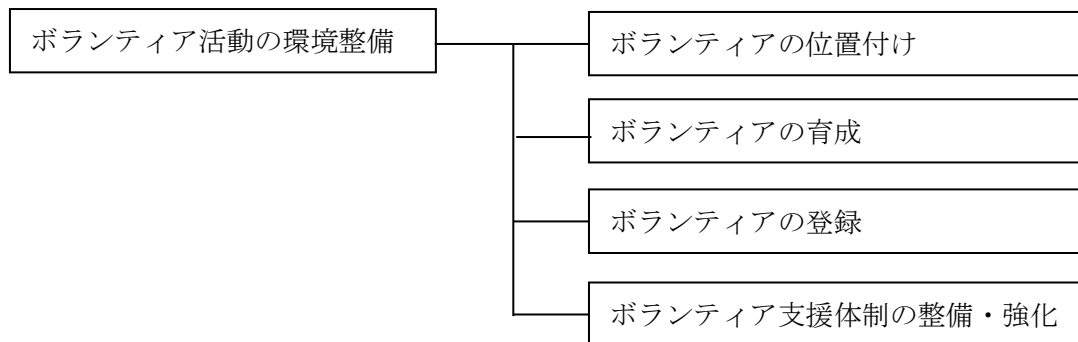
オ 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第 14 節 ボランティア活動の環境整備

1 目標

大規模災害時には、市及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



2 対策

(1) ボランティアの位置付け

ア ボランティアの定義

防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

イ ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

(2) ボランティアの育成（健康福祉部社会福祉課）

ア 住民に対する普及・啓発

市は、柳井市社会福祉協議会及び関係団体と連携して、多くの住民が災害時におけるボランティア活動についての関心を深めるための普及啓発に努める。

イ ボランティアの養成

市は、柳井市社会福祉協議会及び関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

ウ ボランティアセンター運営スタッフの養成

ボランティアが、被災地で円滑な活動を行うためには、その活動調整等を行うボランティアセンター運営スタッフの役割が重要であることから、市は、柳井市社会福祉協議会及び関係団体と連携してその養成を図る。

(3) ボランティアの登録

市及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

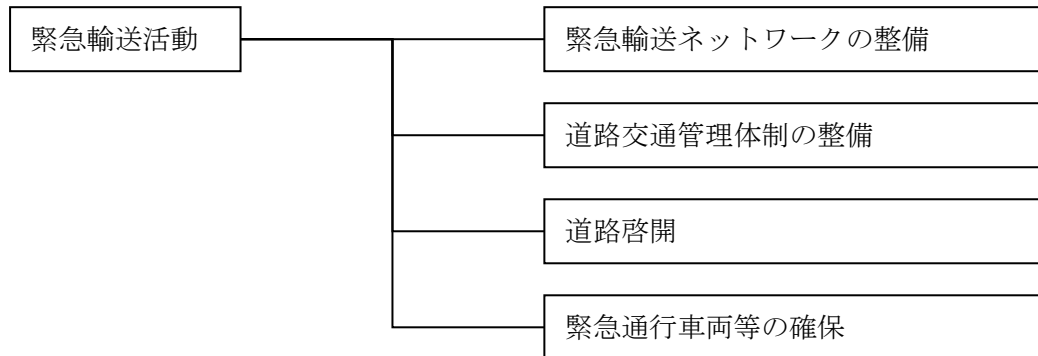
(4) ボランティア支援体制の整備・強化（健康福祉部社会福祉課）

市は、県、柳井市社会福祉協議会、ボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

第 15 節 緊急輸送活動

1 目標

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



2 対策

(1) 緊急輸送ネットワークの整備（総務部危機管理課、建設部土木課）

ア 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を活用し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。輸送施設及び輸送拠点の活用にあたっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

(ア) 輸送施設等の活用

a 道路

(a) 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路

(b) 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線

b 港湾

(a) 海上緊急輸送基地となる主要な港湾

(b) 海上緊急輸送基地を補完する港湾

c 飛行場等

(a) 臨時ヘリポート

(イ) 輸送拠点等の活用

他市町等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための輸送拠点施設として「柳井市総合福祉センター」を活用する。

なお、「柳井市総合福祉センター」が被災し、使用不能の場合及び交通の状況により他の場所が適当であると思われる場合は、隣接市町との交通状況を勘案し、「サンビームやない」を活用する。

また、他市町等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設について、検討しておくものとする。

(ウ) 市における輸送施設、拠点の周知

前記により、指定した施設については、広報誌等を活用するなどして関係機関・住民等へ周知を図る。

イ 輸送施設等の安全性・耐震性の確保

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 道路交通管理体制の整備（建設部土木課、柳井警察署）

道路管理者は、県警察と協力して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

(3) 道路啓開（建設部土木課）

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

(4) 緊急通行車両等の確保（総務部財政課）

輸送手段の確保

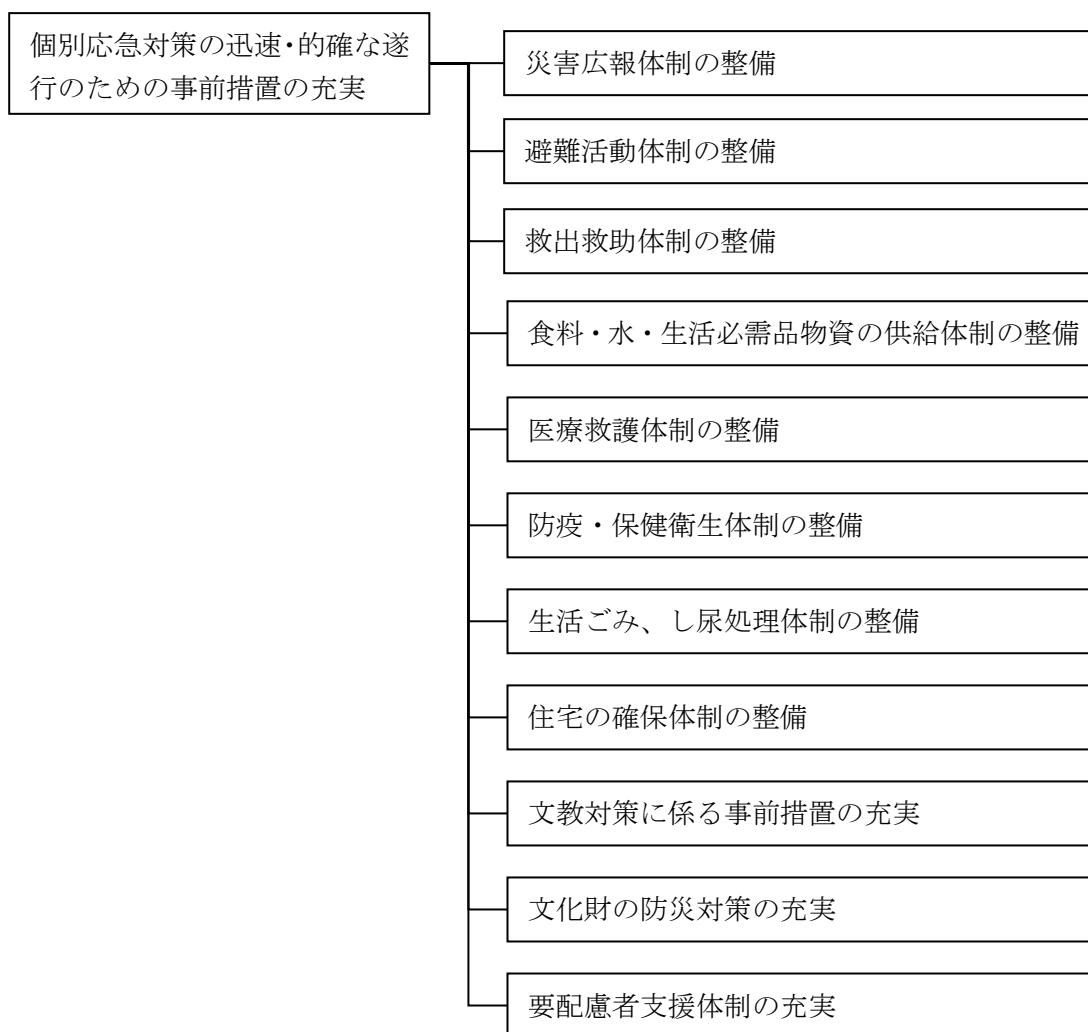
平常時から庁用車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害時に緊急通行車両等の不足に備え、関係団体との協定締結等の検討を図り、車両等の調達体制の整備に努めるものとする。

第 16 節 個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実

1 目標

災害時の応急対策活動を迅速・的確に遂行するためには、第 2 章に定める個別の応急対策を実施するための事前の準備を行っておく必要がある。そこで、事前に準備しておくべき事項について整理し、確実に準備しておく。

2 対策



(1) 災害広報体制の整備

ア 広報に用いる資機材等の確認（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課）

広報の拠点となる市役所、出張所等及び避難場所において災害発生時に広報活動が速やかになされるよう、掲示板等を確保しておく。また、広報車による広報が迅速にきめ細くなされるよう、各出張所等で管理している市有車両への拡声器の取付け等を行う。

イ 広報案文の充実（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課）

災害時には極めて厳しい時間的制約のもとで、効果的な広報活動を行う必要がある。一方、災害時に必要とされる広報内容は極めて多様なものとなることから、他の自治体の事例も参考としながら様々の状況を想定した広報案文を準備しておく。

(2) 避難活動体制の整備

ア 避難場所の選定（総務部危機管理課）（健康福祉部社会福祉課）

総務部危機管理課及び健康福祉部社会福祉課は、災害に見舞われた住民及び災害に見舞われるおそれのある市民の安全を確保するため、緊急時に避難すべき場所として学校グラウンド、公園等を指定する。

総務部危機管理課及び健康福祉部社会福祉課は、災害に見舞われた住民の安全と当面の生活の場所を確保するため、避難生活の場所として、学校、公民館等を指定する。

イ 避難ルートの検討（総務部危機管理課）（消防団）

総務部危機管理課及び消防団は、住民等が緊急時に避難すべき場所へ安全かつ迅速に移動できるよう、最適なルートを検討し、その周知を図る。

ウ 避難誘導体制の整備（総務部危機管理課）（健康福祉部社会福祉課）（消防団）

総務部危機管理課、健康福祉部社会福祉課及び消防団は、避難場所等への住民の誘導方法について自主防災組織、自治会等と協議し、適切な避難誘導体制を確立する。特に健康福祉部社会福祉課は、要配慮者（高齢者、障害者等）の避難誘導体制の確立に努める。

エ 住民への周知（総務部危機管理課）

総務部危機管理課は、避難場所等及び避難ルートを広報紙や案内板等によって住民に周知する。

(3) 救出救助体制の整備

ア 救出救助隊の整備（柳井地区広域消防本部）（柳井警察署）（消防団）

柳井地区広域消防本部、柳井警察署及び消防団は、迅速・的確な救出救助のために可能な限りの技術と資機材を有する救出救助隊の整備に努める。

イ 民間団体との協力関係の構築（総務部危機管理課）（建設部土木課）（経済部農林水産課）

総務部危機管理課、建設部土木課及び経済部農林水産課は、救出救助に有効な資機材等（重機、車両、船舶等）を保有する民間団体との間で、災害発生時に協力が得られるよう協力関係の構築に努める。

(4) 食料・水・生活必需品物資の供給体制の整備

ア 食料の供給体制の整備（総務部危機管理課）（経済部農林水産課、商工観光課、企業立地・雇用創造推進室）

総務部危機管理課、経済部農林水産課、商工観光課及び企業立地・雇用創造推進室は、備蓄倉庫を整備し食料の備蓄に努めるとともに、次のとおり食料の供給体制の整備を図

る。

- ①米、麦、乾パン等の主要食料の市内の保有状況を、農業協同組合等の協力を得て把握しておく。
- ②指定緊急避難場所等の給湯能力を確認し、災害発生から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の能力を確保しておく。
- ③自主防災組織、自治会や婦人会に対して、炊き出しの際の協力を要請する。
- ④住民に対して、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料を安全な場所に備蓄しておくよう要請する。特に、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のいる世帯に対しては、十分な備えを要請する。
- ⑤社会福祉施設、入院患者のいる医療機関に対しては、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度は自活可能な食料を確保しておくよう要請する。

イ 水の供給体制の整備（総務部危機管理課）（柳井地域広域水道企業団）

総務部危機管理課及び柳井地域広域水道企業団は、次のとおり水の供給体制の確保を図る。

- ①断水時に給水拠点で迅速・円滑に飲料水を供給できるよう給水タンクの整備を進める。
- ②指定緊急避難場所等における生活用水確保のため、学校プールの通年貯水に配慮する。
- ③災害に強い水道設備の整備に努める。
- ④社会福祉施設、入院患者のいる医療機関に対しては、非常時にも対応できるよう備蓄を促す。
- ⑤地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、柳井健康福祉センターとの連携体制を整備する。

ウ 生活必需物資の供給体制の整備（総務部危機管理課）（経済部農林水産課、商工観光課、企業立地・雇用創造推進室）

総務部危機管理課、経済部農林水産課、商工観光課及び企業立地・雇用創造推進室は、備蓄倉庫を整備し生活必需物資の備蓄に努めるとともに、次のとおり生活必需物資の供給体制の整備を図る。

- ①毛布、衣類、日用品、プロパンガス等のきよ市内の保有（流通）状況を把握しておく。
- ②住民に対して自分の生活に必要な最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の物資を安全な場所に備蓄しておくよう要請する。特に、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のいる世帯に対しては、十分な備えを要請する。
- ③社会福祉施設、入院患者のいる医療機関に対しては、非常時にも対応できるよう備蓄を促す。

（5）医療救護体制の整備（健康福祉部健康増進課）（総務部危機管理課）

災害によって負傷した住民を、できるだけ適切な方法で救護するためには、市、柳井健康福祉センター、医師会、消防本部、各医療機関、薬局等が一丸となって災害医療体制を確立し、それを住民が正しく理解しておく必要がある。

そこで、健康福祉部健康増進課及び総務部危機管理課は、柳井健康福祉センター、柳井医師会、柳井地区消防本部等の協力を得て、市の災害医療体制の確立に努める。

また、市は、救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。設置場所については、原則として避難地、避難場所、災害現場とする。

①健康管理体制の確立

市は、医師会の協力を得て、医師、保健師、栄養士等で班を編成し、被災者に対して巡回指導の中で、健康管理、栄養指導を行う。班の編成については、市で対応が困難な時は、近隣市町や県に応援を要請する。

②血液製剤の確保体制の確立

市は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

(6) 防疫・保健衛生体制の整備

ア 防疫体制等の整備（市民部市民生活課）

市民部市民生活課は、消毒、検病調査、衛生指導を災害時に円滑に行える体制づくりについて、柳井健康福祉センターと協議する。

イ 防疫用薬剤及び器具の備蓄（市民部市民生活課）

市民部市民生活課は、消毒剤、消毒薬品散布用器械、運搬器具などのうち、災害時に緊急調達が困難と予想されるものについては、平常時から自らの備蓄及び外部からの調達体制の確立に努める。

ウ 保健指導体制等の整備（健康福祉部健康増進課）

健康福祉部健康増進課は、保健指導、メンタルケアを災害時に円滑に行える体制づくりについて、柳井健康福祉センターと協議する。

(7) 生活ごみ、し尿処理体制の整備（市民部市民生活課）（建設部下水道課）（周東環境衛生組合）

市民部市民生活課、建設部下水道課、周東環境衛生組合は、災害によって処理場が大きな被害を被った場合、災害によって処理能力を超えるごみ等が発生した場合の仮置場、市外への応援要請、市内土木建設業者、清掃業者並びに衛生業者への応援要請等について協議し、迅速・的確な処理体制の確立に努める。

(8) 住宅の確保体制の整備（建設部建築住宅課）

「第2部 第2章 第3 第9節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与」を参照

(9) 文教対策に係る事前措置の充実（教育委員会教育総務課、学校教育課）

教育委員会教育総務課及び学校教育課は、特に時間外の災害発生に備え、児童、生徒、教職員の被災状況の確認体制を確立しておく。

(10) 文化財の防災対策の充実（教育委員会文化財室）

教育委員会文化財室は、災害に備えて文化財の所有者又は管理者に対して防災体制の確立及び被害発生時の連絡方法等について指導しておく。

(11) 要配慮者支援体制の充実（健康福祉部健康増進課、社会福祉課、こどもサポート課、高齢者支援課）

「第2部 第1章 第10節 要配慮者対策の推進」を参照

第 17 節 地区防災計画

1 目標

市防災計画の中に、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画が規定されることによって、市全体の地域防災計画に基づく防災活動と地区個別の地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区防災力の向上を目指すことを目的とする。

2 対策

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 組織体制の確立

第 1 節 活動体制の確立

総務部庶務班

◎ 災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。このため各職員は、各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくこと。

また、市長ほか災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施すること。

☆ 災害対策本部設置基準について全職員が認識する。

☆ 意思決定者不在の時の対応を明確に行う。

☆ 本部が庁舎内に設置できない場合の、代替設置を的確に行う。

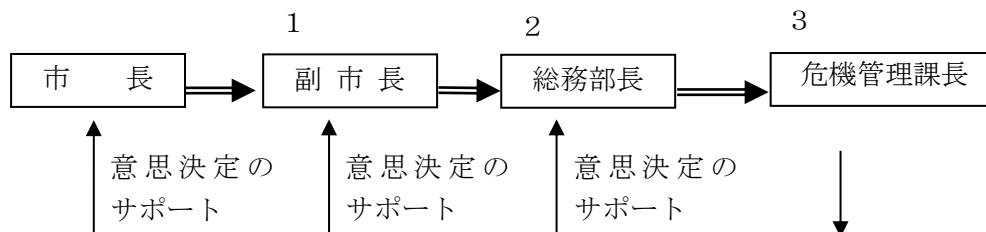
1 災害対策本部設置の判断

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。地震及び津波災害の場合の設置基準は下表のとおりとする。なお、本部を設置するに至らない災害にあつては本部に準じた体制を整え、事態の処理に当たるものとする。

〈災害対策本部設置基準〉

- (1) 震度 5 強以上の地震が発生したとき。
(震度 5 強以上の地震を覚知したときも含む。)
- (2) 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報を発表したとき。
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、市内に地震又は津波による大規模な被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで市長が必要と認めたとき。

市長不在及び連絡が取れない場合の意思決定者（上位者不在等の場合の順→）



* 意思決定者と連絡がとれない場合は、ただちに参集した部課長が総務部危機管理課と協議の上で意思決定し、体制を確立の上、活動を開始する。

2 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- (1) 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
- (2) 停電等による情報通信機器の対応は、市 I C T 部門の業務継続計画に基づき、迅速かつ安全に復旧させることに努める。

- (3) 本部設置の判断のもと、災害対策本部本部室（場所：401 会議室）の設営に入る。被害状況により、401 会議室に設営できないときは、サンビームやない内に代替設置を行う。
- (4) 山口県庁との通信手段の確保を行い、本部の設置を報告する。

山口県庁 連絡先	県総務部 防災危機管理 課危機対策班	昼間 Tel083-933-2370 夜間 Tel083-933-2390	地上系 1-＊-880～888 衛星系 88-201-2370 F A X 083-933-2408
-------------	--------------------------	--	--

- (5) 本部室にテレビ、インターネット機器を準備し、報道機関からの情報確保の体制をとる。
- (6) 本部室に市内の地図、広域地図、掲示板、自治会代表者名簿等を準備する。
- (7) 来庁者及び庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を災害の状況に応じた避難場所等の安全な場所へ誘導する。
- (8) 応急対策に従事する者の食料の調達及び場所の確保を行う。

3 災害対策本部の設置

(1) 本部組織の確立

本部の組織は、以下のとおり編成する。ただし、夜間、休日において、災害が発生した時等においては、計画どおりの職員の参集が得られない場合がある。この場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、本部長（市長）が適宜配備していく。

ア 本部長（市長）

本部長（市長）は、災害対策本部を総括する。

イ 副本部長（副市長）

副本部長（副市長）は、本部長を補佐する。

ウ 本部会議

応急対策などの迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する本部会議を設置する。本部会議は、本部長、副本部長、各対策部の部長をもって構成し、その庶務は総務部庶務班が担当する。

エ 本部室

災害に係る情報を一元的に管理し、市全体の活動を調整する機関として災害対策本部室（以下「本部室」という。）を設置する。本部室は、総務部庶務班、総務部広報班、本部連絡員で構成し、総務部庶務班が総括する。

オ 本部連絡員

- ①本部室と各対策部の連絡調整を図るため、災害救助部庶務班、衛生対策部庶務班、農林水産商工対策部農林水産班、土木港湾対策部土木港湾班及び文教対策部庶務班の職員が、本部連絡員として本部室に詰めるものとする。
- ②本部連絡員は本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに各所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報を取りまとめて本部室に連絡することを任務とする。

カ 対策部

市の応急対策活動を円滑に推進するため、応急対策の種類を大別して別図の対策部を編成し、各対策部に活動単位としての班を置く。部班に所属する職員は、原則として平常時の課等に所属する職員を配備するものとする。

キ 地域拠点（出張所等）

日積・伊陸・新庄・余田・阿月・伊保庄・平郡・西平郡・大畠の各出張所等を、災害時の地域拠点として位置づける。これらの地域拠点において、総務部出張所班が、本部との情報連絡、管轄区域内の状況把握、住民への情報提供等の活動を行う。

災害の危険が迫り、出張所等建物からの避難が必要であると判断される場合は、最寄りの安全な避難場所等に地域拠点機能を移転するものとする。

ク 現地災害対策本部

特に激甚な災害が発生した地区がある場合、出張所等の管轄区域を単位として必要に応じて現地災害対策本部を設置し、集中的な応急対策活動を行う。設置の判断及び職員の配備については、本部長が決定する。

ケ 災害対策総合連絡本部

非常災害に際して防災関係機関並びに各種団体等との有機的な協力関係を確保し各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：3階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。

連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。

なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。

国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
農林水産省中国四国農政局
海上保安庁第六管区海上保安本部広島海上保安部柳井海上保安署
陸上自衛隊第17普通科連隊
山口県総合企画部柳井県民局
山口県健康福祉部柳井健康福祉センター
山口県農林水産部柳井農林水産事務所
山口県土木建築部柳井土木建築事務所
柳井地域広域水道企業団
山口県警察本部柳井警察署
柳井地区広域消防組合
柳井市社会福祉協議会
柳井医師会
山口県農業協同組合南すおう統括本部
山口県東部森林組合
山口県漁業協同組合柳井支店
大畠漁業協同組合
柳井商工会議所
大畠商工会

柳井市連合婦人会
 柳井市赤十字奉仕団
 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団
 各自治会長協議会
 柳井郵便局
 西日本電信電話株式会社山口支店
 日本通運株式会社柳井営業所
 中国電力ネットワーク株式会社柳井ネットワークセンター
 防長交通株式会社平生営業所
 西日本旅客鉄道株式会社岩国管理駅
 応援市町村等その他の関係機関、団体

(2) 本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、ただちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部班 一般住民 県 報道機関 国（消防庁）	庁内放送 報道機関、広報車、インターネット等 県防災行政無線、有線電話等可能な手段 口頭、文書、有線電話 関係機関の無線を活用	総務部庶務班 総務部広報班 総務部庶務班 総務部広報班 総務部庶務班

(注) 国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

(3) 本部の標識の掲示

災害対策本部を設置したときは、本部の標識を本部室前に掲示する。

4 自主防災組織、自治会等との連携

災害対策本部の設置がなされた際、災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、災害の発生状況や規模によっては、市職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、本部と自主防災組織、自治会等が、下記事項等に対し密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。

- (1) 大規模災害による被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- (2) 火災発生時における初期消火活動
- (3) 避難指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- (4) 要配慮者の保護、安全確保及び生活支援
- (5) 避難所等の運営
- (6) その他必要な活動

5 災害対策本部の廃止

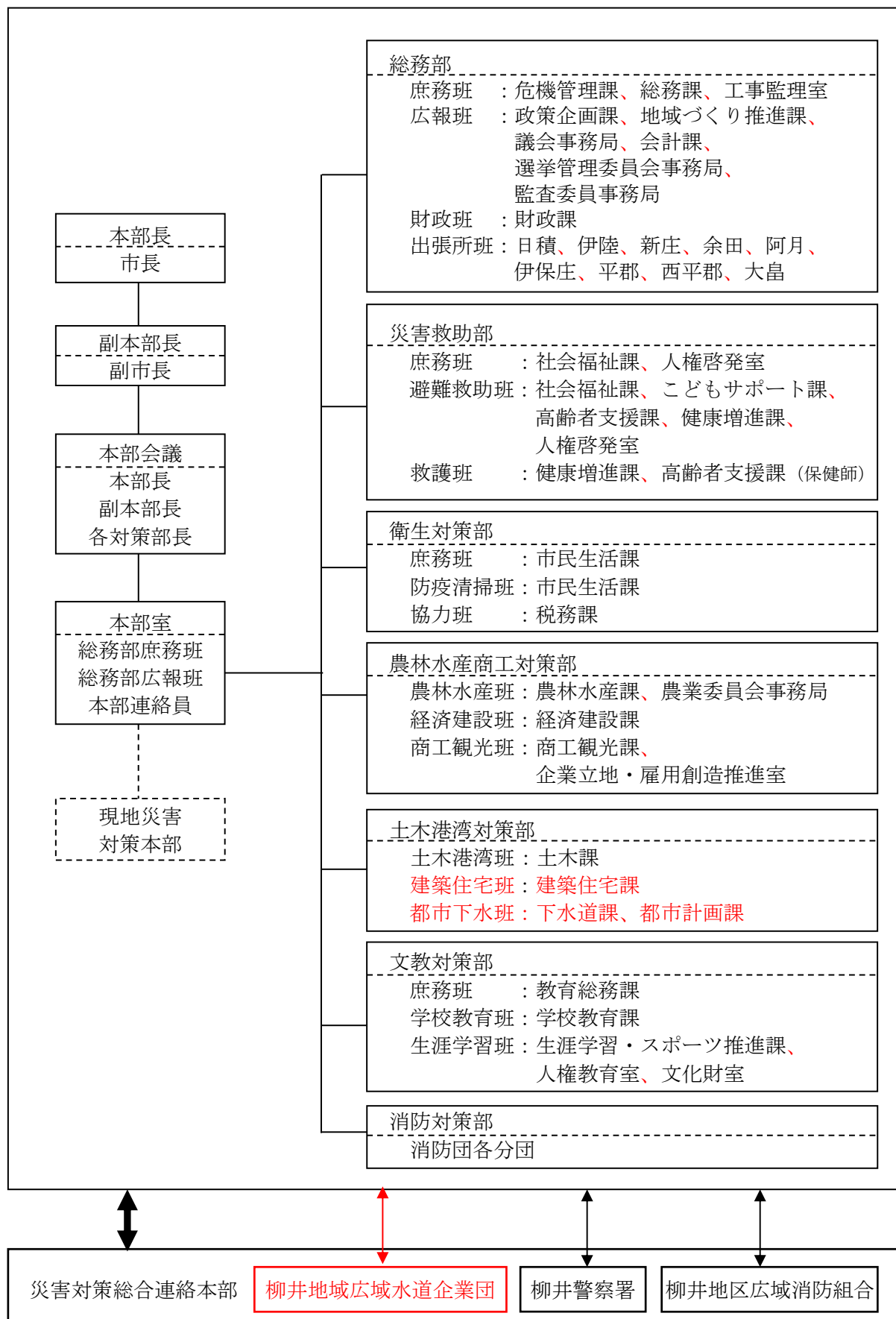
(1) 本部の廃止の判断

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

(2) 災害対策本部廃止通知

3－（２）の設置の通知に準じて処理する。

〈災害対策本部組織図〉



〈班の編成及び所掌事務〉

部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等
総務部	総務部長 (副) 総合政策部長	庶務班	危機管理課長	1 災害対策本部室の総括に関する事 2 災害対策本部員会議に関する事 3 各部及び関係機関との連絡調整に関する事 4 気象等に関する情報の収集伝達に関する事 5 各部からの災害情報及び報告事項の取りまとめ並びに速報に関する事 6 自衛隊の災害派遣及び海上保安庁に対する出動要請に関する事 7 被害状況の調査報告に関する事 8 災害対策総合連絡本部の庶務に関する事 9 通信手段の確保に関する事 10 避難指示等に関する事 11 自主防災組織との連絡調整に関する事 12 交通安全対策に関する事 13 災害対策に関する事務で他部に属さない事項	危機管理課 総務課 工事監理室
			総務課長	1 災害関係機関職員の動員及び職員の派遣に関する事 2 国・県及び他の市町村職員の派遣要請に関する事 3 公務災害補償に関する事	総務課
			工事監理室長	応急対策工事全般に関する事	工事監理室
		広報班	政策企画課長	1 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関する事 2 避難活動の広報伝達に関する事 3 災害写真に関する事	政策企画課 地域づくり推進課 議会事務局 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			議会事務局 事務局長	柳井市議会業務継続計画（BCP）に関する事	議会事務局
			地域づくり 推進課長	コミュニティ施設の災害対策及び被害調査に関する事	地域づくり推進課

部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等
		財政班	財政課長	1 災害対策に必要な財政措置に関するこ と 2 義援金の受付に関すること 3 公用車両の管理、配車に関すること 4 民間車両借上げ要請に関すること 5 市有財産の災害対策及び被害調査の取 りまとめに関すること	財政課
		出張所班	各出張所長 等	1 情報の収集及び報告に関すること 2 本部との通報連絡に関すること 3 災害応急措置に関すること 4 広報に関すること 5 管内団体等との連絡調整に関すること 6 その他必要な災害事務に関すること	出張所等 (各出張所等 に3～5人増 員する)
災害救助部	健康福祉部 長	庶務班	社会福祉課 長	1 災害救助法に基づく諸対策に関するこ と 2 部内の庶務及び連絡調整に関すること 3 災害救助物資の受付に関すること 4 赤十字奉仕団、赤十字医療班等の動員 に関すること 5 災害復旧援護資金の貸付に関すること 6 災害弔慰金、見舞金等の支給に関する こと 7 ボランティアセンターの設置及び活動 計画に関すること（柳井市社会福祉協議 会と連絡調整） 8 外国人の相談窓口に関すること	社会福祉課 人権啓発室
		避難救助班	社会福祉課 長	1 災害救助物資及び義援金の配布に関す ること 2 避難所の設置運営に関すること 3 避難者（死傷者を含む。）の収容、保 護及び指導に関すること 4 被災者に対する炊き出しに関すること 5 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害 調査及び応急復旧に関すること 6 要配慮者の災害救助に関すること	社会福祉課 こどもサポー ト課 人権啓発室 高齢者支援課 健康増進課
		救護班	健康増進課 長	1 災害時における医療及び助産に関する こと 2 部内の連絡調整及び他の班に属さない こと 3 医療資材及び医薬品の確保に関するこ と 4 医療関係団体との連絡等に関すること	健康増進課 高齢者支援課 (保健師)
衛生対策部	市民部長	庶務班	市民生活課 長	1 産業公害、その他の環境対策に関する こと 2 斎場の被害調査・復旧に関すること 3 死体埋火葬に関すること 4 部内の庶務及び連絡調整に関すること	市民生活課

部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等
		防疫清掃班	市民生活課長	1 衛生施設の災害対策・被害状況に関すること 2 防疫一切の総合実施に関すること 3 じんかいの収集・処理に関すること 4 廃棄物処理業者への応援要請に関すること	市民生活課
		協力班	税務課長	1 罹災証明書の発行に関すること 2 住家被害認定調査に関すること 3 被災者に対する市税に関すること 4 非常事態の場合の総務部、災害救助部、衛生対策部等の応援に関すること	税務課
農林水産商工対策部	経済部長	農林水産班	農林水産課長	1 農林水産関係及び農業用施設の被害状況の情報収集及びに報告に関すること 2 部内の庶務、連絡調整に関すること 3 災害に伴う農林水産関係の金融に関すること 4 農畜産関係の被害防止及び応急対策に関すること 5 災害時における主食類、衣料品、寝具及び日用品等の調達に関すること	農林水産課 農業委員会事務局
		経済建設班	経済建設課長	1 災害時における薪炭及び応急仮設住宅用木材の調達確保に関すること 2 農地及び農業用施設の災害状況調査及び復旧計画（災害査定）に関すること 3 農地及び農業用施設の被害防止及び応急対策に関すること 4 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること 5 治山及び林業施設の災害状況調査及び復旧計画（災害査定）に関すること 6 治山及び林業施設の被害防止及び応急対策に関すること 7 治山及び林業施設の災害復旧に関すること 8 漁港及び海岸保全施設の災害状況調査及び復旧計画（災害査定）に関すること 9 漁港及び海岸保全施設の被害防止及び応急対策に関すること 10 漁港及び海岸保全施設の災害復旧に関すること 11 農地海岸の災害復旧に関すること	

部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等
				12 土地改良区及び関係機関に対する連絡に関すること 13 災害対策本部室との連絡報告に関すること 14 災害対策用船舶（漁船）の確保に関すること 15 漁港施設関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること	
		商工観光班	商工観光課長	1 商工観光関係施設等の被害防止並びに応急対策に関すること 2 災害状況の調査報告並びに復旧計画に関すること 3 被災商工業者に対する経営指導並びに金融等に関すること 4 災害時における主食類、衣料品、寝具及び日用品等の調達に関すること	商工観光課 企業立地・雇用促進推進室
土木港湾対策部	建設部長	土木港湾班	土木課長	1 土木施設関係の被害状況の収集並びに報告に関すること 2 部内の庶務、連絡調整に関すること 3 道路橋梁、河川等の被害防止並びに応急対策に関すること 4 災害状況の調査並びに復旧計画に関すること 5 災害時における建設業者並びに関係機関との連絡等に関すること 6 港湾施設関係の被害状況の収集並びに報告に関すること	土木課
		建築住宅班	建築住宅課長	1 公営住宅その他公共建築物の被害状況の収集及び報告に関すること 2 公営住宅その他公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 被災建築物応急危険度判定に関すること 5 民間住宅の復旧支援に関すること 6 民間住宅の災害復興融資に関すること	建築住宅課
		都市下水道班	下水道課長	1 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関すること 2 仮設トイレの設置に関すること 3 被災宅地応急危険度判定に関すること	下水道課 都市計画課

部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等
文教対策部	教育長 (副) 教育部長	庶務班	教育総務課長	1 文教関係の被害状況の取りまとめ報告に関すること 2 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 3 避難所（学校施設）の設置に関すること 4 部内の庶務、連絡調整に関すること 5 災害対策本部室との連絡に関すること	教育総務課
		学校教育班	学校教育課長	1 児童生徒の避難措置に関すること 2 被災児童生徒に対する学用品の供与、医療防疫及び給食等に関すること 3 応急教育の実施に関すること 4 児童・生徒への心のケアに関すること 5 学校教職員の安否及び災害後の服務指示所掌に関すること	学校教育課
		生涯学習班	生涯学習・スポーツ推進課長	1 生涯学習及び体育施設の災害対策及び被害調査に関すること	生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室
消防対策部	消防団長	各分団	各分団長	1 消防活動に関すること 2 水防活動に関すること 3 避難対策（避難指示の伝達、誘導等の現地対策）に関すること 4 その他本部長が指示する災害応急措置に関すること	消防団
水防部	建設部長 (副) 経済部長	管理班	土木課長	1 水防警報及び水防緊急対策に関すること 2 水防用資材及び器具の確保及び輸送に関すること 3 水防対策の応援に関すること 4 雨量、水位、流量、潮位の観測資料の収集及びこれに伴う状況判断等の資料作成に関すること 5 水防関係機関との連絡等に関すること	土木課

部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等
		水防班	経済建設課 長	1 水防に係る監視、警戒及び技術指導に 関すること 2 河川、道路及び港湾、漁港施設等の水 防に関すること 3 砂防施設及び地滑り防止区域の水防に 関すること 4 水防非常体制に移行した場合の配備に 関すること	経済建設課 農林水産課 農業委員会事 務局 土木課 下水道課

第2節 動員配備

総務部庶務班

- ◎ 災害が発生したときは、柳井市職員は災害応急対策及び災害復旧対策に従事しなければならない。
この場合、災害に応じた動員配備体制を整え、平常業務との調整を図る。
- ☆ 突発災害時における自主参集基準を全市職員が認識すること。
- ☆ 自主参集時の被害情報収集について、全市職員が習熟すること。

1 動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備する。

(1) 動員の順序

ア 第1警戒体制

危機管理課、土木課及び経済建設課により情報収集及び情報伝達を行う。また、沿岸部へのパトロールを行う。

イ 第2警戒体制

第1警戒体制、警戒配備体制の職員の増員について、主管部(次)長が必要に応じ配備を命ずる。

なお、状況により更に上位体制に迅速に移行する。

津波が予想される場合においては、沿岸部の広報活動を周知・徹底する。

また、市内において被害箇所を調査し、状況に応じ生活避難所の開設に当たる。

ウ 災害警戒本部体制

本部設置に伴い、第2警戒体制の増員について、主管部(次)長が必要に応じ配備を命ずる。

なお、事態の推移に伴い、災害対策本部体制に切り替える体制とする。

エ 災害対策本部体制

本部設置に伴い災害対策本部組織図により、各班長が班員を呼集し、出先機関職員については、所管施設の被害状況を迅速に把握し、本部に連絡を行う。

その後の対応については、本部の指示に従う。

(2) 動員配備基準

種別	体制の時期の基準
第1警戒体制	1 震度3の地震が発生したとき。
第2警戒体制	1 震度4の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表したとき。
災害警戒本部体制	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき。
災害対策本部体制	1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 気象庁が、山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報を発表したとき。 3 上記にかかわらず、市内に地震又は津波による大規模な被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで市長が必要と認めたとき。

(3) 課別動員体制

配備体制	配備基準	配備課	職員参集基準
第1警戒体制	震度3の地震発生	危機管理課 1人 土木課 1人 経済建設課 1人	あらかじめ所属長が指名した職員
第2警戒体制	・震度4の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき	危機管理課 2人 総務課 2人 政策企画課・地域づくり推進課 2人 土木課 2人 建築住宅課 1人 都市計画課 1人 下水道課 2人 経済建設課 2人 農林水産課 2人 各出張所・連絡所(各1人) 9人	あらかじめ所属長が指名した職員
災害警戒本部体制	・震度5弱の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき	危機管理課 3人 総務課 3人 財政課 3人 政策企画課 3人 地域づくり推進課 2人 日積出張所 2人 伊陸出張所 2人 新庄出張所 2人 余田出張所 2人 阿月出張所 2人 伊保出張所 2人 平郡出張所 2人 西平郡連絡所 1人 大島出張所 2人 土木課 7人 建築住宅課 3人 都市計画課 2人 下水道課 4人 農林水産課 4人 経済建設課 6人 商工観光課 3人 市民生活課 4人 税務課 2人 社会福祉課 4人 こどもサポート課 3人 高齢者支援課 3人 健康増進課 2人 教育総務課 2人 学校教育課 2人 生涯学習・スポーツ推進課 5人	1 あらかじめ所属長が指名した職員 2 上記の災害対策要員のほか、市長を本部長とし部長職以上のもので構成する警戒本部体制を組織する。 3 平郡出張所、西平郡連絡所については、平郡航路の状況により、応援配備となる。
災害対策本部体制	・震度5強以上の地震発生 ・山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたとき	全職員による非常体制	

(4) 本部職員の服務

全ての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を順守する。

- ア 常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。
 - イ 不急の行事、会議、出張等中止すること。
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - エ 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡をとり常に所在を明らかにすること。
 - オ 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- 特に、勤務時間外参集時には、次の事項に留意し、参集する。
- カ 職員は、課別動員体制及び自己の任務を十分習熟しておくとともに、勤務時間外に災害が発生した場合は、課別動員体制の配備基準に定める震度及び津波情報に応じて自主参集すること。
 - キ 参集手段は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用し、作業しやすい服装で参集すること（原則として自家用車は利用しない）。
 - ク 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、ただちにあらゆる手段をもって最寄りの出張所等、交番・駐在所及び消防団に連絡するとともに、住民の生命を守る必要がある時は、消防団等と連携し、緊急避難の誘導等の確な措置を講ずること。
 - ケ 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後ただちにその内容を本部室に報告すること。方法については、本章「第2 第3節 災害情報等の収集報告」を参照。
 - コ 出張所等へは、あらかじめ定められた職員が参集することとするが、その他の職員で本庁参集が困難な場合は、近くの出張所等へ参集すること。

2 動員配備の伝達

(1) 勤務時間内

勤務時間内に、配備に該当する災害が発生し、または発生するおそれがある場合、危機管理課（総務部庶務班）が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、各部の主管課へ連絡する。

(2) 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、警戒体制又は本部体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員へ指令を行う。

なお、職員は、通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。

3 職員の動員状況の確認

各班活動責任者は、職員の動員配備状況を把握し、総務部長（総務部庶務班）に報告する。総務部庶務班は、各時点における職員の動員状況を取りまとめ、必要に応じ職員配備の調整を図る。

4 応援職員の要請

本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務部長（総務部庶務班）に対し、次の要領で応援職員を要請するものとする。

- (1) 各班活動責任者は、班内の掌握事務を処理するに当たり職員が不足するときは、総務部長（総務部庶務班）に以下の点を示して要請するものとする。

- ア 応援を要する期間（見込み）
- イ 勤務場所
- ウ 勤務内容
- エ 集合日時、場所、携行品

（２）総務部長（総務部庶務班）は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

- ア 他の部班の職員
- イ 市の職員をもって不足するときは、県又は他の市町の職員派遣を要請する。
（地方自治法第 252 条の 17 若しくは災害対策基本法第 29 条の規定による。）
（「第 2 部 第 2 章 第 2 第 9 節 県への要請及び広域応援要請依頼」参照）

5 交替制の配慮

災害の規模によっては、職員が災害対応に従事する期間が長期に及ぶことも考えられる。このような場合、職員の過労等を防ぐため、また、各活動の効率を保つためにも、必要最低限の休息は確保される必要がある。各班活動責任者は、職員の活動状況を把握し、必要に応じて交替制をとる。

第2 初動期における災害応急対策活動

第1節 地震に関する情報の収集・伝達

総務部庶務班

総務部広報班

◎ 地震発生前後に発表される地震情報を的確に把握し、伝達方法の多重化を図り、住民へ迅速に伝達する。

1 気象庁が発表する緊急地震速報等の収集・伝達

(1) 基本方針

地震発生前後に気象庁から発表される緊急地震速報等の地震情報については、(2)に示す全国瞬時警報システム（J-ALERT）などによる情報把握に努め、住民及び関係各機関、部署へ迅速に伝達する。

ア 緊急地震速報

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模を推定し、各地の揺れの到達時刻や震度を知らせる地震動の予報・警報をいう。

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し発表される。この緊急地震速報を利用することで、列車やエレベーターを制御して危険を回避したり、家庭や職場などにおいて事前に避難行動をとることによって被害を軽減することが可能となる。

しかし、この緊急地震速報を発表してから揺れまでの時間は、長くても十数秒から数秒と極めて短く、直下型といった震源に近いところで起きる地震では速報が間に合わないこともあるため、このような特性や限界を理解しつつ、早期に対応が図れる有用な手段として多方面に活用が図られているところである。

イ 南海トラフ地震に関連する情報

(ア)「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表

(イ)「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記

(ウ)「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。

また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、

	または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

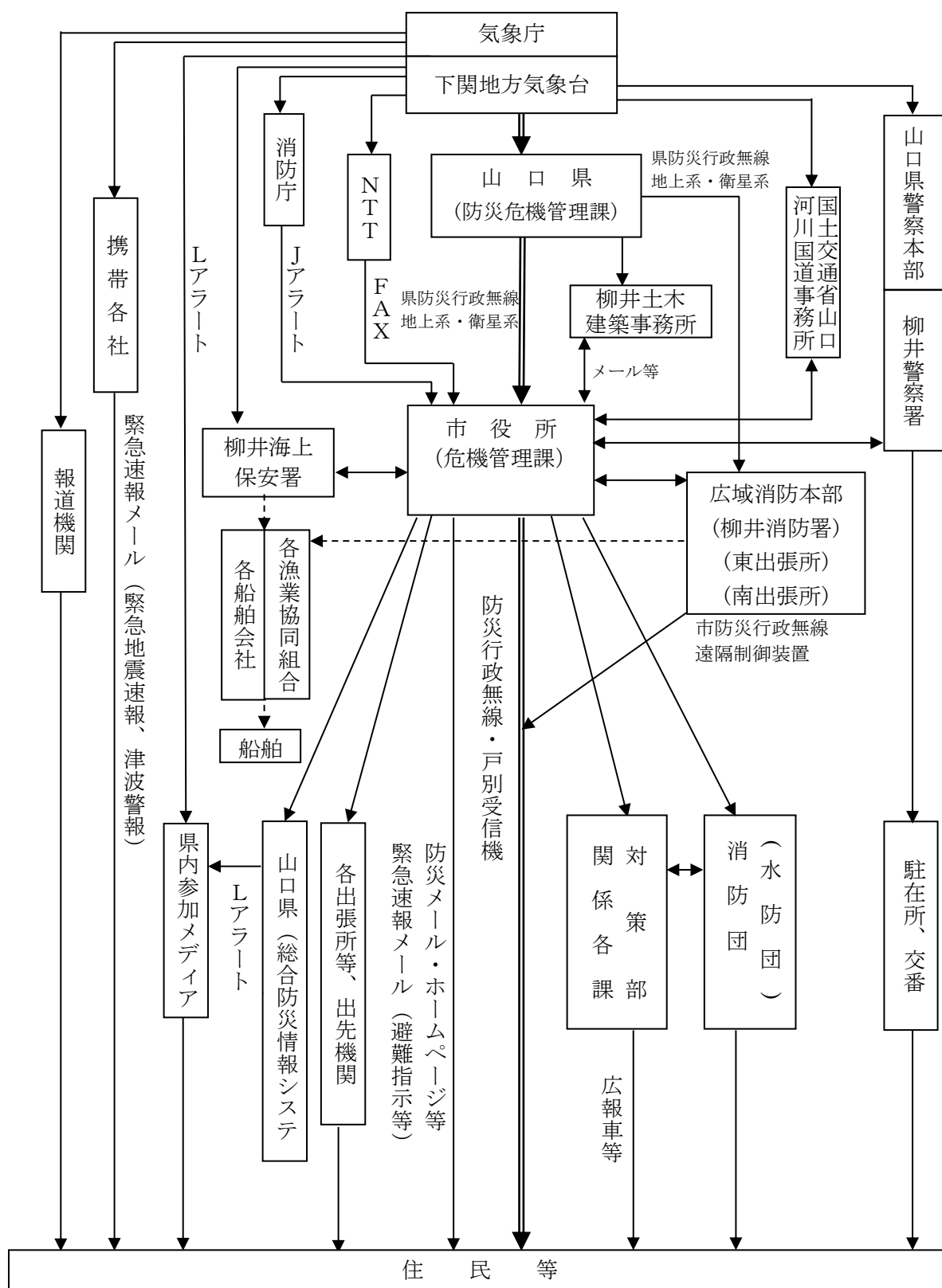
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

（2）収集・伝達系統

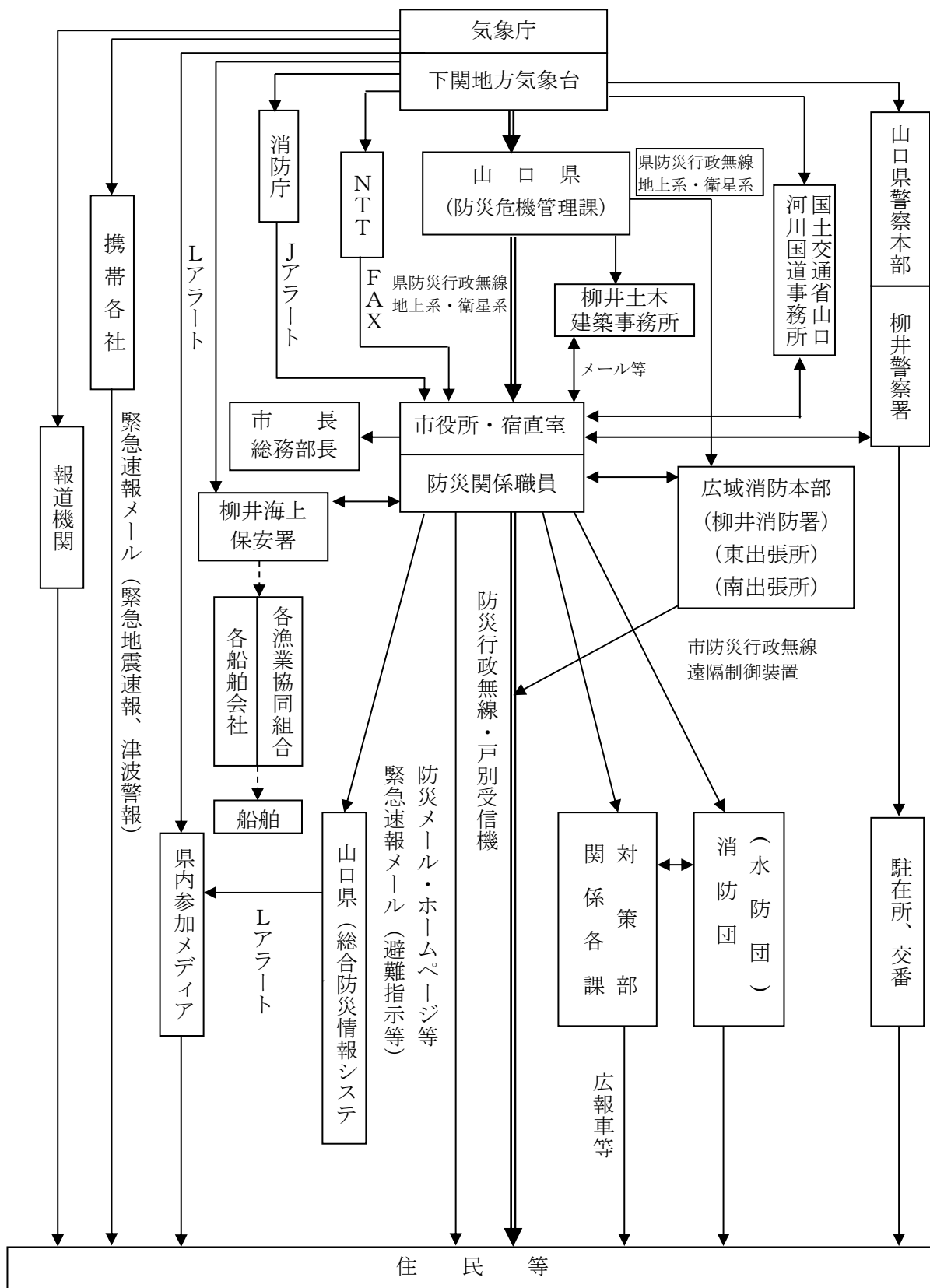
勤務時間中、勤務時間外の地震に関する情報の収集・伝達系統は各々次のとおりである（津波予警報を含む。）。

ア 勤務時間中



注) 二重線は、特別警報が発表された場合、通知又は周知の措置が義務付けられた経路

イ 勤務時間外



注) 二重線は、特別警報が発表された場合、通知又は周知の措置が義務付けられた経路

2 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

(1) 緊急地震速報を受信した場合

本市防災行政無線では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じた緊急地震速報を受信した場合、システムの自動起動により、屋外拡声子局及び戸別受信機から受信情報を放送するよう設定を行っている。

[通報メッセージ：機械音声]

緊急地震速報チャイム音（ピロンピロン ピロンピロン）

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

緊急地震速報チャイム音（ピロンピロン ピロンピロン）

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

緊急地震速報チャイム音（ピロンピロン ピロンピロン）

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

(2) その他の場合

全国瞬時警報システム（J-ALERT）が作動しない場合であっても、被害が予想される大きな揺れ、若しくは小さくても長い揺れを感じたときは、情報の収集に努め、状況に応じて、広報車、防災行政無線屋外拡声子局・戸別受信機、防災メール及びインターネット等を通じ、住民に対して出火防止、山・崖崩れ等の危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。その際、要配慮者にも情報が届くよう配慮する。

第2節 津波に関する情報の収集・伝達

総務部庶務班
総務部広報班

◎ 津波予報が発表された場合、その情報を的確に把握し住民へ迅速に伝達する。

1 気象庁が発表する津波予報、津波情報の収集・伝達

(1) 基本方針

地震発生後、気象庁から発表される津波予報（特別警報、警報、注意報）、津波情報については、(2)に示す全国瞬時警報システム（J-ALERT）などによる情報把握に努め、住民及び関係各機関、部署に迅速に伝達する。

気象庁による津波予報の発表基準と表現（平成25年3月7日以降）

分類	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	10m ≤ 予想高さ 5m < 予想高さ ≤ 10m 3m < 予想高さ ≤ 5m	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m < 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

- ※ 津波の到達予想時刻は、同一の津波予報区でも大きく違う場合があることを明示
- ※ 観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表
- ※ 沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表
- ※ また、各津波予報区における到達予想時刻、主な地点の満潮時刻及び観測した津波の時刻や高さ等を津波情報として発表

(2) 収集・伝達系統

勤務時間中、勤務時間外の津波予報の収集・伝達系統は、前第1節1-(2)に記載の系統並びに「柳井港及び付近海域・台風津波対策協議会」の連絡系統によるものとする。

2 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

(1) 津波の実況等の情報収集

津波の実況等の把握は、インターネットやテレビ中継などを用いて、気象庁が発表する最新の津波観測情報や沖合津波観測情報における沿岸又は沖合の津波観測結果等の収集によるものとする。

目視確認を行う場合は、高台等津波の危険のない場所からに限るものとする。

(2) 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市内沿岸部（山口県瀬戸内海沿岸）に津波予報（特別警報、警報、注意報）が発表され

た場合、又は(1)の海面監視で異常を覚知した場合、総務部広報班は、柳井地区広域消防本部、消防団、民間団体（漁業協同組合等）及び沿岸部を所管する防災関係機関（海上保安部等）の協力を得ながら広報車や防災行政無線等を通じて住民や行楽客等に対して安全な場所への避難を呼びかける。その際、要配慮者にも呼びかけができるよう配慮する。

サイレン吹鳴形式 (気象業務法施行規則第13条及び気象庁予報警報標識規則による)	
大津波 警報	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{3秒} \quad \text{2秒} \quad \text{3秒} \quad \text{2秒} \quad \text{3秒} \quad \text{2秒} \end{array} \right\} + \text{音声} \times 3 \text{回}$
津波 警報	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{5秒} \quad \text{6秒} \quad \text{5秒} \quad \text{6秒} \end{array} \right\} + \text{音声} \times 3 \text{回}$
津波 注意報	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{10秒} \quad \text{2秒} \quad \text{10秒} \quad \text{2秒} \end{array} \right\} + \text{音声} \times 3 \text{回}$
警報解除	$\begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{10秒} \quad \text{3秒} \quad \text{60秒} \quad \text{3秒} \end{array} + \text{音声}$

※ 防災行政無線電話応答サービス・・・(音声) 0820-23-6400

なお、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じた緊急地震速報を受信した場合、本市防災行政無線では、システムの自動起動により、屋外拡声子局及び戸別受信機から受信情報を放送するよう設定を行っている。

〔通報メッセージ〕大津波警報

3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止
「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止
「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止
「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

〔通報メッセージ〕津波警報

5秒吹鳴、6秒休止、5秒吹鳴、6秒休止
「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
5秒吹鳴、6秒休止、5秒吹鳴、6秒休止
「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
5秒吹鳴、6秒休止、5秒吹鳴、6秒休止
「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

〔通報メッセージ〕 津波注意報

10 秒吹鳴、2 秒休止、10 秒吹鳴、2 秒休止
「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
10 秒吹鳴、2 秒休止、10 秒吹鳴、2 秒休止
「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
10 秒吹鳴、2 秒休止、10 秒吹鳴、2 秒休止
「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

〔全国瞬時警報システム（J-ALERT）の放送後、再度の呼びかけの例〕 津波警報

- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 津波警報発表。津波警報発表。
- 第 1 波到達時刻は午前 1 0 時 1 0 分、高さ 3 m の津波が予想されます。
- 沿岸部におられる方は、ただちに高台へ避難してください。

〔全国瞬時警報システム（J-ALERT）の放送後、再度の呼びかけの例〕 津波注意報

- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 津波注意報発表。津波注意報発表。
- 第 1 波到達時刻は午後 8 時 3 0 分、高さ 3 0 c m の津波が予想されます。
- 沿岸部におられる方は、海岸から離れてください。
- 津波は何度も押し寄せます。海や川には絶対に近づかないでください。

（３）近地地震、津波に対する自衛措置

- 1 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が襲来するおそれがあるので、強い地震（震度 4 以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて沿岸部ではただちに次の措置を行う。
ア 海岸付近の住民等に、ただちに、高台など安全場所へ避難するよう指示をする。
イ 海岸付近に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導を行うよう要請する。
- 2 市は地震感知後、報道機関の放送を一定時間徴集し、海面監視を行う。近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、ただちに、上記による措置を講ずる。
- 3 災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第 10 条の規定に基づき「津波警報」をすることができる。

（４）異常現象の通報

災害発生のおそれがある異常現象の発見者や、通報を受けた警察官又は海上保安官から通報を受けたときは、ただちに前第 1 節 1 （２）に記載の系統により、住民及び関係機関に通報・伝達するものとする。

第3節 災害情報等の収集報告

総務部庶務班

◎ 災害発生時において、的確な災害応急対策を遂行するためには、まず被害情報や応急措置の情報を速やかに把握する必要がある。そこで、これらの情報を速やかに把握し、県等に迅速・的確に伝達する体制を確保する。

（初動期以降（救援期）については本章「第3 第1節」に定める。）

☆ 人命に係わる被害情報等の箇所数、場所を迅速かつ的確にまとめること。

☆ 通信手段が不能になった場合の処置を、日常から検討しておくこと。

1 災害情報収集体制の確立

大規模災害発生時においては、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるので、災害情報収集体制に対して防災計画に具体的に定めておくものとする。

ア 情報収集及び報告責任者を定める。

イ 市の職員のみでは不足する場合も考えられるので自主防災組織・関係機関等の協力確保体制。

ウ 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。

2 異常現象の収集報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、ただちにその旨を市災害対策本部総務部庶務班（体制前には総務部危機管理課又は当直）又は柳井警察署、柳井地区広域消防本部若しくは消防団に通報するものとする。

異常現象の通報を受けた市災害対策本部総務部庶務班は、遅滞なく県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するものとする。なお、その現象が自然現象である場合は、下関地方気象台にあわせて通報するものとする。

3 被害調査要領

災害現地調査を次の要領により行うものとする。

ア 被害調査に当たっては、「被害認定基準」に基づき判定する。

イ 被害が甚大で、市による被害調査等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

ウ 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとる。

4 発災初期における災害情報の収集・報告

市内で大災害が発生した場合（震度5弱以上と思われる体感を含む。）、住民の生命・財産を守るため市は出張所等を情報の収集拠点として以下の情報（この段階では確定情報ではなく被害の規模を把握するための概括的な情報）をただちに収集し、応急対策に資するとともに県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に迅速に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

・人的被害・住家被害・火災発生状況（死者・生き埋め者・負傷者・出火現場の数・位置等）

- ・避難所の開設状況、避難者の避難状況（指定した避難所以外への避難状況等）
- ・医療機関の被災状況、稼働状況（負傷者の集中状況、入院患者の状況等）
- ・道路・港湾・漁港の被害、応急措置の状況及び交通の状況（渋滞の有無等）
- ・学校の被害状況

（１）収集・報告体制

ア 勤務時間内

各出張所等にあらかじめ指名した情報収集要員を派遣し、出張所等の職員とともに情報の収集・報告に当たる。本庁への連絡に当たっては、電話その他の通信機器を活用する。なお、平郡地区については、本庁からの職員の派遣に時間を要するため、職員が到着するまでは消防団、自主防災組織、自治会等の全面的な協力を得て対応する。

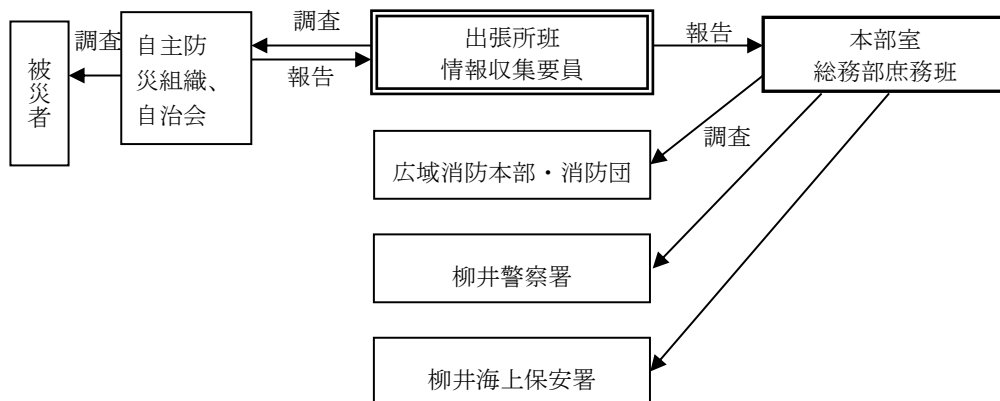
イ 勤務時間外

あらかじめ指名を受けた情報収集要員が指定された出張所等に参集し、出張所等の職員とともに情報の収集・報告に当たる。

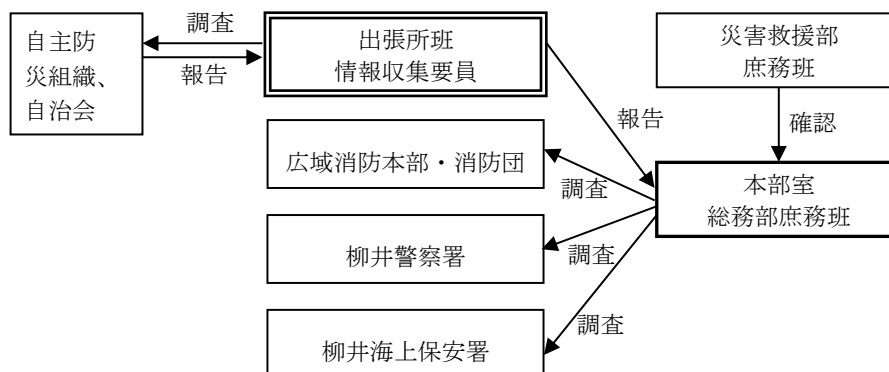
また、情報収集要員以外の市職員は、参集途上において人的被害・火災発生状況に関する情報に留意する。被害を発見した場合は、本部室（総務部庶務班）に報告する。

（２）収集する情報の種類と収集・報告系統

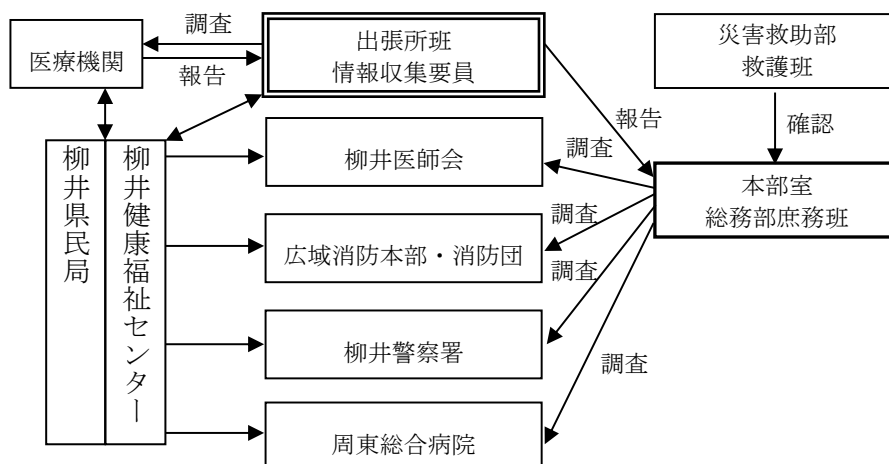
①人的被害・住家被害・火災発生状況（死者・生き埋め者・負傷者・出火現場の数・位置等）



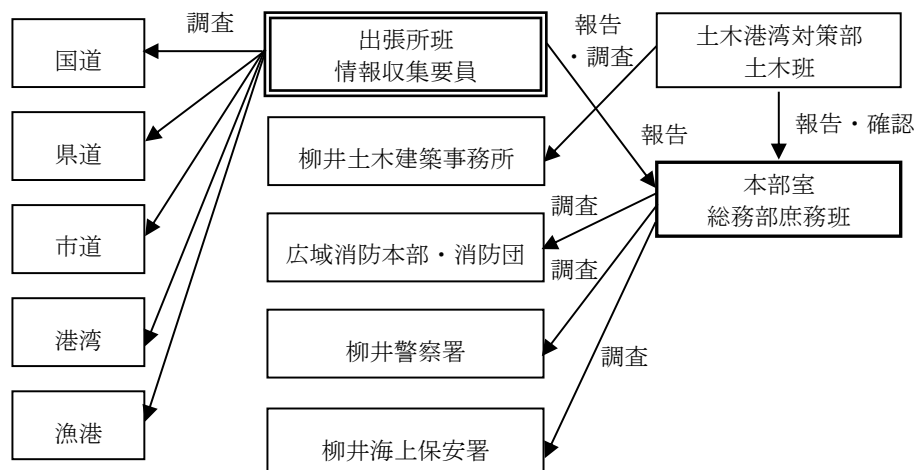
②避難所の開設状況、避難者の避難状況（指定した避難所以外への避難状況等）



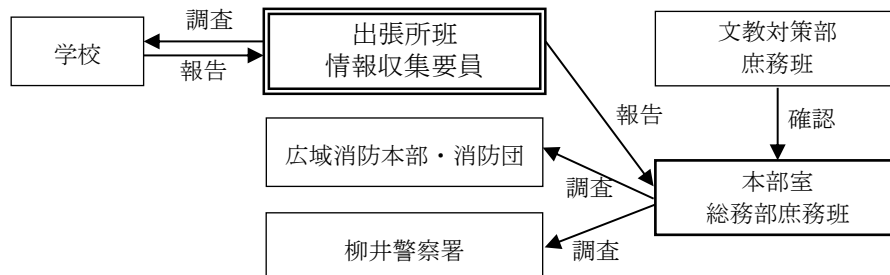
③医療機関の被災状況、稼働状況（負傷者の集中状況、入院患者の状況等）



④道路・港湾・漁港の被害、応急措置の状況及び交通の状況（渋滞の有無等）



⑤学校の被害状況

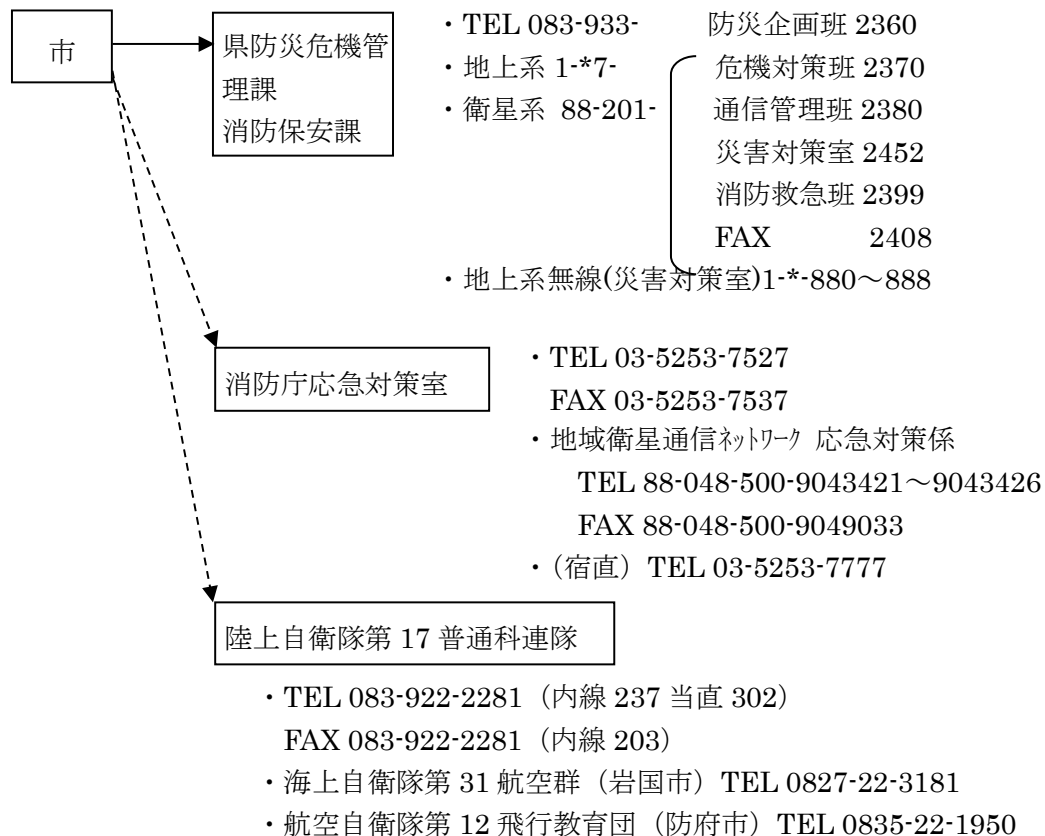


(3) 市から県・自衛隊への報告

大災害が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。県に報告できない場合は、消防庁に直接報告する。

なお、自衛隊への派遣要請は、「第2部第2章第2第8節 自衛隊の災害派遣要請依頼」によるものとする。

ア 総務部庶務班（被害等の総括的な情報）



イ 災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況）

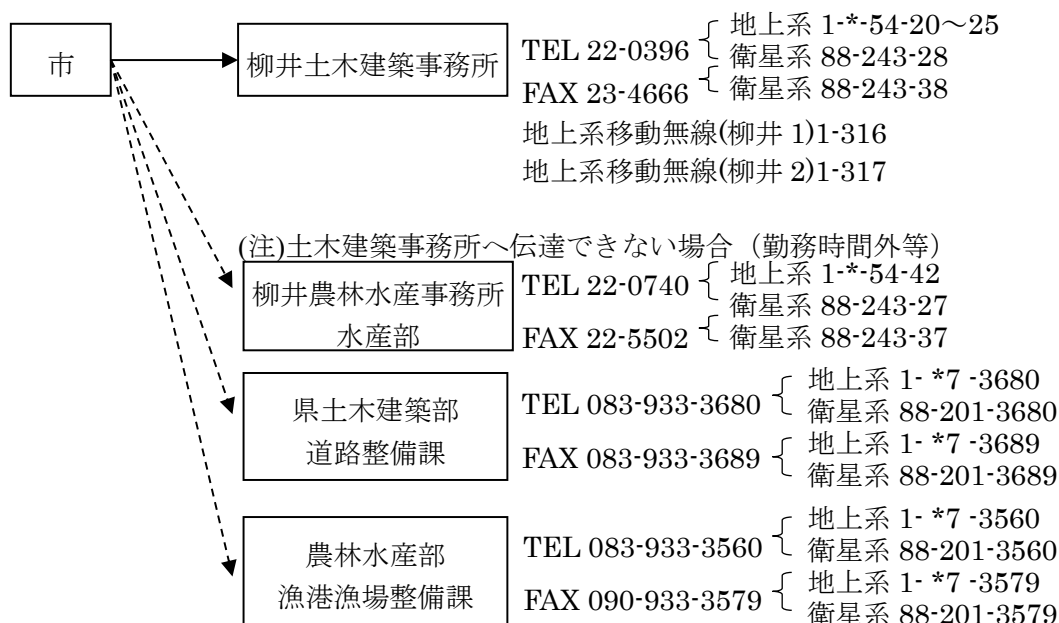


ウ 災害救助部救護班（医療機関の被災状況等）



エ 土木港湾対策部土木港湾班

農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等）



オ 文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等）



5 自主防災組織、自治会等との連携

特に初動期においては、災害情報を迅速に収集するため自主防災組織、さらにコミュニティー組織として、まとまった活動と連絡体制を持つ自治会等の協力を求める。各自治会等は、特に以下の情報の収集について努めて協力するものとする。

- ①自主防災組織、自治会等の範囲内の死者・負傷者の発生状況
- ②自主防災組織、自治会等の範囲内の家屋の倒壊状況
- ③自主防災組織、自治会等の範囲内の火災の発生状況
- ④自主防災組織、自治会等の範囲内の住民の避難状況

自主防災組織、自治会等は、市職員等による被災状況等の問い合わせに対して把握している情報を報告する。

また、急を要する場合は、本部（総務部庶務班）又は出張所等へ伝達する。

6 消防団の情報収集活動

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能をあげて行う。それとともに可能な限りの被害情報収集を行い、電話等を用いて柳井地区広域消防本部又は本部室（総務部庶務班）へ連絡する。連絡手段が途絶されているときには、最寄りの出張所等又は交番若しくは駐在所に伝達する。

7 情報通信体制の確立

(1) 有線通信途絶の場合の措置

大災害時には、有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となることが予想されるので、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するものとする。

ア 県との情報連絡

現在市と県との間には、山口県防災行政無線（地上系・衛星系）が開設されているので、この回線を利用し交信を行う。

イ 非常通信の利用

市は、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。この場合の要件としては、地震、津波、その他非常事態が発生し、又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ 市各班及び出張所等との連絡

災害現場等に出動している各班員及び各出張所等との連絡は、防災行政無線及び衛星携帯電話等により、円滑、迅速な通信の確保に努める。

エ アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

(2) 電話、電報施設の優先利用

有線通信が途絶し利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、市及び防災関係機関は災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

(3) 非常緊急電話等の承認

非常時には、電話の果たす役割も非常に重要であるため、N T T と災害時優先電話の指定及び衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システムの要請方法並びに特設公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。

8 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 5 日付消防災第 267 号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、県に第一報を報告するとともに、直接消防庁にも報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

ア 航空機火災

イ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

ウ トンネル内車両火災

エ 列車火災

(2) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

エ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

オ 海上、河川への危険物等流出事故

カ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

(3) 死傷者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

イ バスの転落による救急・救助事故

ウ ハイジャックによる救急・救助事故

エ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響が高いもの

(4) 震度5強以上の地震を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(5) 消防庁の報告先

消防庁	勤務時間内 (9:30～18:15) ※応急対策室	NTT 回線 衛星系	03-5253-7527 88-048-500-9043421 ～9043426	FAX 03-5253-7537 FAX 88-048-500-9049033
	勤務時間外 ※宿直室	NTT 回線	03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

第 4 節 消防活動

柳井地区広域消防本部
柳井市消防団

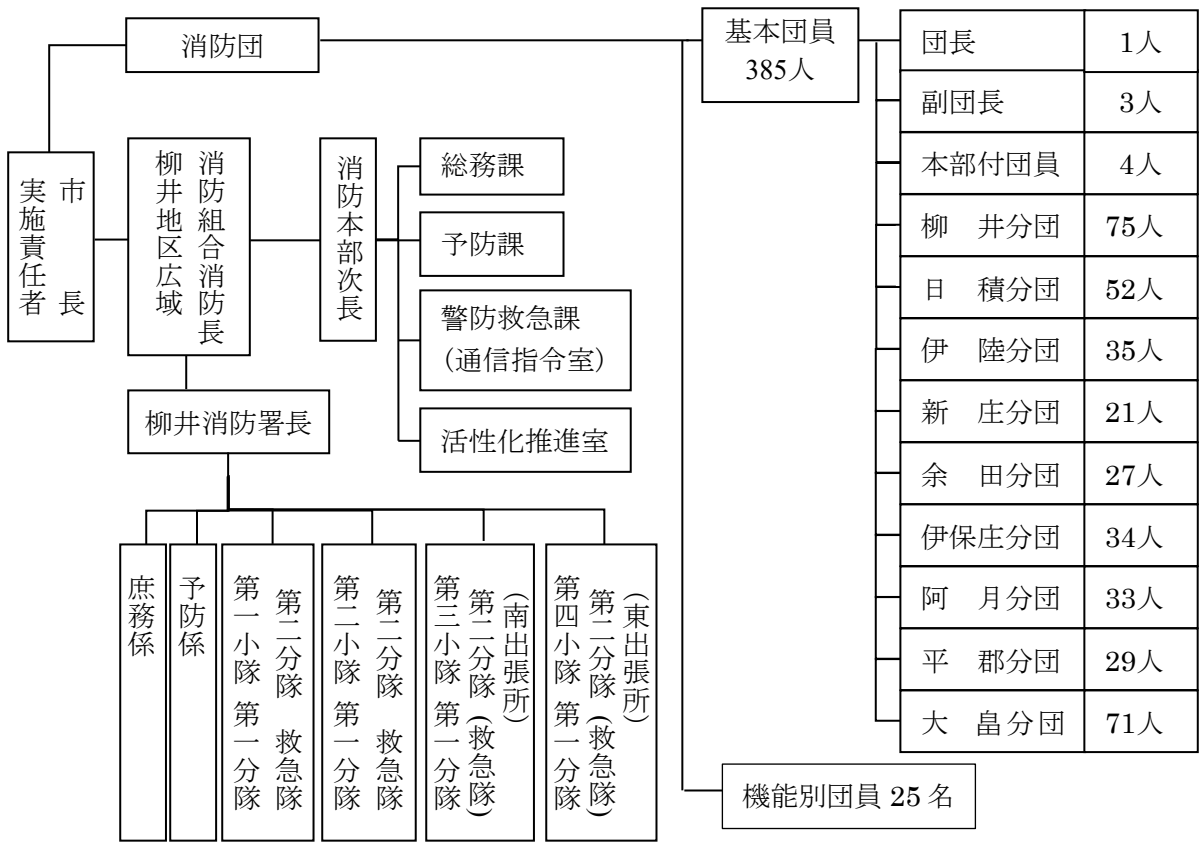
- ◎ 大地震による大規模火災等が発生した場合は、人命の危機が予想される。柳井地区広域消防本部及び柳井市消防団は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から住民の生命、財産を保護する。
- ☆ 大災害発生時は、住民も最大限の火災の防止及び防ぎよに努めなくてはならない。

1 消防活動計画

この計画は、柳井地区広域消防本部（署）並びに消防団が、地震等の災害時に消防活動を有効適切に行うため、柳井地区広域消防組合警防規程その他に定めるものとあわせ定めるものである。

2 消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部）

市及び消防機関は全機能を挙げて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大防止に努めるものとする。



計 410 人（令和6年10月1日現在）

3 情報の収集（柳井地区広域消防本部）

災害が発生した場合における災害情報及び被害報告の通報は、各消防分団において最も迅速な通信方法で消防対策部又は柳井地区広域消防本部（署）に通知するものとする。この際、通信途絶の場合は移動（携帯）無線局を現地に開局し、本部に通報するものとする。

4 サービスの基準（柳井地区広域消防本部）

柳井地区広域消防組合については、柳井地区広域消防本部警防規程及び同服務規程の定めによる。

消防団については、柳井市消防団員の定員、服務等に関する条例第 11 条から第 14 条までによる。

5 消防信号（柳井地区広域消防本部）

サイレン吹鳴形式（消防法第 18 条、消防法施行規則第 34 条、気象業務法第 24 条、気象業務法施行規則第 13 条、パターンは予報警報標識規則）	
建物火災 ※ 1	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \\ \hline \text{5 秒} \quad \text{6 秒} \quad \text{5 秒} \quad \text{6 秒} \quad \text{5 秒} \end{array} \right\} + \text{音声 A} \times 3 \text{ 回}$
山林火災 ※ 2	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \\ \hline \text{10} \quad \text{2 秒} \quad \text{10} \quad \text{2 秒} \quad \text{10} \end{array} \right\} + \text{音声 A} \times 3 \text{ 回}$
大津波 警報	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{3 秒} \quad \text{2 秒} \quad \text{3 秒} \quad \text{2 秒} \quad \text{3 秒} \quad \text{2 秒} \end{array} \right\} + \text{音声 B} \times 3 \text{ 回}$
津波 警報	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{5 秒} \quad \text{6 秒} \quad \text{5 秒} \quad \text{6 秒} \end{array} \right\} + \text{音声 B} \times 3 \text{ 回}$
津波 注意報	$\left\{ \begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{10 秒} \quad \text{2 秒} \quad \text{10 秒} \quad \text{2 秒} \end{array} \right\} + \text{音声 B} \times 3 \text{ 回}$
火災警報 発令	$\begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{30 秒} \quad \text{6 秒} \end{array} + \text{音声 B}$
火災警報 解除	$\begin{array}{c} \text{吹鳴} \quad \text{休止} \quad \text{吹鳴} \quad \text{休止} \\ \hline \text{10 秒} \quad \text{3 秒} \quad \text{60 秒} \quad \text{3 秒} \end{array} + \text{音声 B}$

※ 1 建物火災（1）柳井地区・・・先着消防隊指揮者の判断で吹鳴

（2）その他の地区・・・消防本部覚知（119 番）後、即吹鳴

※ 2 山林火災 全地区、先着消防隊指揮者の判断で吹鳴

※ 3 防災行政無線電話応答サービス・・・（音声 A）0 8 2 0－2 3－0 0 4 0
（音声 B）0 8 2 0－2 3－6 4 0 0

6 広域消防応援・受援

大災害が発生し、市の消防力では対応できないと認められる場合は、県内及び他都道府県市町村の消防応援を受けて、被害の軽減、拡大防止を図る。

(1) 県内広域消防応援計画

ア 本市において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定める。

イ 応援を実施する消防機関は、柳井地区広域消防本部及び柳井市消防団とする。

ウ 応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] ・災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

エ 幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

オ 応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。

なお、連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

名称		連絡先		N T T回線		防災行政無線	
				電話	F A X	電話	F A X
国	消防庁 広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	88-048-500-9049013	88-048-500-9049033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	88-048-500-9049101	88-048-500-9049036
県	消防保安課 防災危機管理課	昼間	消防救急班	083-933-2399	083-933-2479	88-201-2399	88-201-2408 (7-2479)
		夜間		083-933-2360		88-201-2360	
	消防防災航空隊	昼間	消防防災航空センター	0836-37-6422	0836-37-6423	88-264	(19-265)
		夜間					
県内消防本部	下関市消防局	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	88-451	(19-451)
		夜間					
	山口市消防本部	昼間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	88-453	(19-453)
		夜間					
	萩市消防本部	昼間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	88-454	(19-454)
		夜間					

防府市消防本部	昼間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	88-455 -370	(19-455)
	夜間					
下松市消防本部	昼間	通信指令係	0833-45-0119	0833-41-8202	88-456	(19-456)
	夜間					
長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-5295	0837-22-0428	88-459 -20	(19-459)
	夜間	通信指令室	0837-22-9111			
美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	88-461	(19-461)
	夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564		
周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	88-462	(19-462)
	夜間	指令課	0834-22-8765	9834-31-8543		
柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)
	夜間	通信係	0820-22-0040			
光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	88-458- 133	(19-458)
	夜間	指令係	0833-74-5604	0833-72-1211		
岩国地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0827-31-0119	0827-32-2119	88-457	(19-457)
	夜間					
宇部・山陽小野田消防局	昼間	警防課	0836-21-6113	0836-33-0745	88-452	(19-452)
	夜間	通信指令課	0836-21-2866			

注) 時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。防災行政無線FAX()は県内間のみ可能

カ 市長から隣接市町又は幹事消防本部への要請

発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請に当たっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書を応援市町等の長に送付するものとする。

(様式は、資料編中「県内広域消防相互応援協定 実施細目 別紙様式第3号」による)

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
	イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
	ウ 応援隊の活動内容
	エ 応援隊の到着希望日及び集結場所 等

キ 市長から県への要請

発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

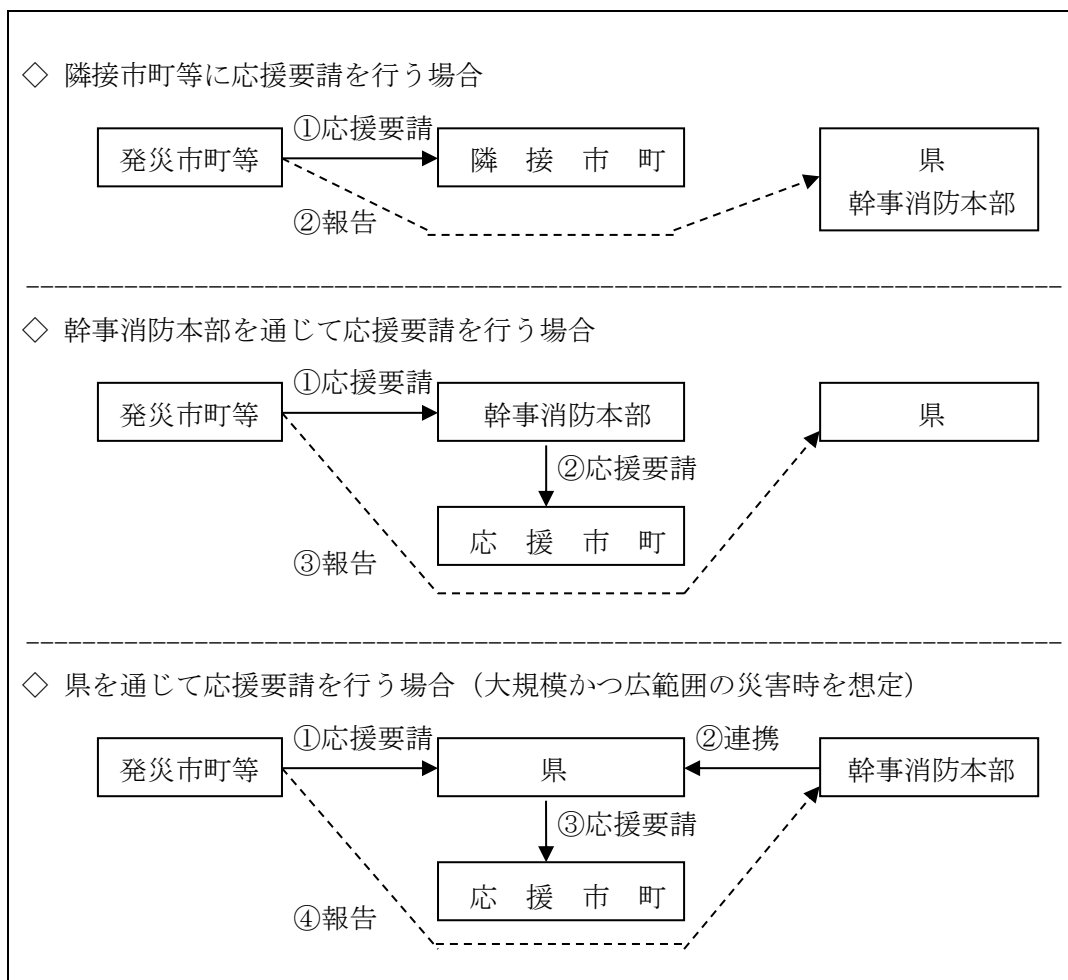
この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防応援協定に基づく応援の要請により他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

(様式は、資料編中「県内広域消防応援の要請（様式1）」による)

ク 応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



ケ 幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

コ 集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

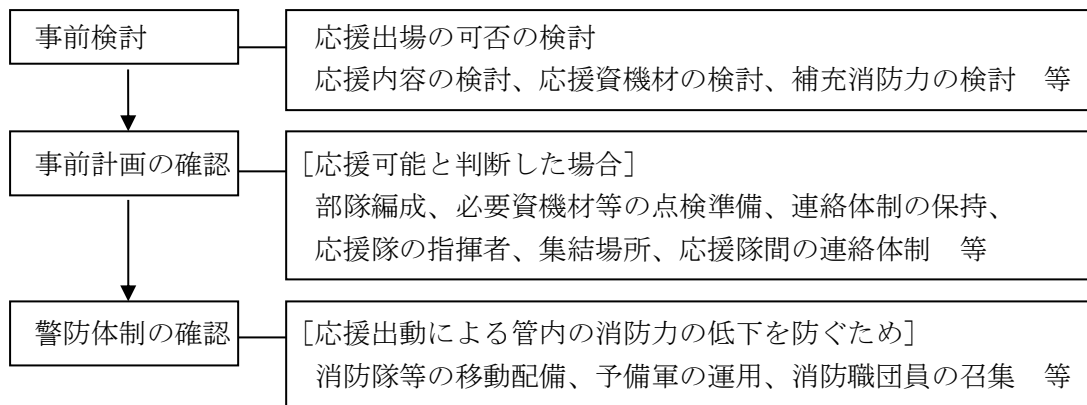
サ 発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等をただちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

シ 知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携のうえ、応援の指示により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

ス 応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行いものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

【主な検討事項】



セ 応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

ソ その他の事項については、県内広域消防応援計画の定めによるものとする。

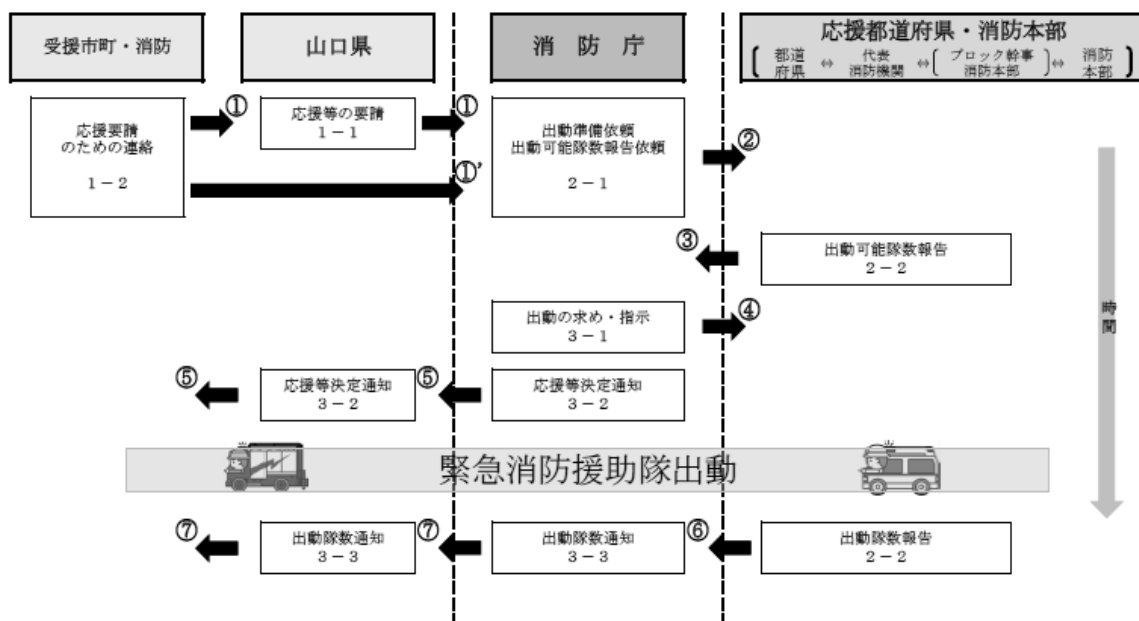
(2) 山口県緊急消防援助隊受援計画

ア 本市において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊運用要綱第 25 条（平成 16 年消防震第 19 号）の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。

イ 代表消防機関は下関市消防局、代表消防機関代行は周南市消防本部とする。

ウ 緊急消防援助隊の応援要請は、下記のとおり行うものとする。

緊急消防援助隊 応援要請系統図



エ 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して別記様式により応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

（様式は、資料編中「緊急消防援助隊応援要請連絡（様式1－2）」による）

オ 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

カ 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

キ 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

（ア）被害状況

（イ）緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

（ウ）緊急消防援助隊の任務

（エ）その他必要な事項

ク 応援要請時の連絡体制は、前項（１）オの表によるものとする。

ケ その他の事項については、山口県緊急消防援助隊受援計画の定めによるものとする。

7 危険区域の防ぎょ

危険区域に出火の場合は、概ね延焼拡大するものと想定し、柳井地区広域消防組合にあっては柳井地区広域消防組合警防規程に定める出動区分による第2出動の指令により出動し、消防団においても概ね同出動区分に準じた出動を指令し、延焼拡大のときは中継等による連合放水又は路地、空地、耐火建物等を利用して防ぎょに当たるものとする。

なお、拡大延焼のおそれがあるときは、同出動区分の第3出動並びに特命出動又は協定に基づき応援隊を要請するものとする。

8 地震火災の防ぎょ（柳井地区広域消防本部）

地震発生と同時に次のとおり措置を講ずるものとする。

- （１）消防署人員及び消防車両を空地等の安全地帯への移動実施
- （２）消防車その他の消防関係車両に積載設置している移動無線の開局、携帯移動無線の高所における開局
- （３）高所の安全地帯から火災発見を期し、携帯移動無線局車載移動無線局間相互の連絡を密にする。
- （４）消防団各分団は、消防ポンプを空地等安全地帯へ移動実施
- （５）広域消防職員、消防団員は、大災害発生とともに、職員は所属消防署、出張所等、団員は消防機庫へ自発的参集を開始し、火災出動に対処する。
- （６）地震火災発生の場合は、消防隊出動区分による第3出動を指令する。

- (7) 出動信号は、通信途絶、停電を想定し、予定されてある方法により、半鐘、伝令、無線により連絡する。
- (8) 水利は、消火栓の損壊を考え、火災発生とともに予定される池等より水路への通水を行う。

9 特殊建築物の防ぎょ（柳井地区広域消防本部）

特殊建築物出火の場合は、著しく人命危険が潜在しているので、別に定める特殊建物の個々の実態に応じ、平素における事前調査訓練等に基づく防ぎょ計画により処理するものとする。

10 区画防ぎょ（柳井地区広域消防本部）

区画のある建物火災の防ぎょは、建物出入口・防火壁・内階段等の延焼防止線に部署し、火勢を先制し、火災最盛にならないよう防ぎょするものとする。

なお、火災最盛を予想し、隣接建物に予備注水を行い外部延焼を防ぎょするものとする。

11 飛火警戒対策（柳井地区広域消防本部）

- (1) 強風時（風速 10m以上）の火災に際し、おおむね風速の百倍以内の風下地点に位置する部の区域の消防隊は、当該区域の飛火警戒続発、火災の警備に配備し、火災現場への出動は行わないこととする。
- (2) 召集した消防隊の一部を飛火警戒の配備につかせること。

12 防ぎょ線防ぎょ（柳井地区広域消防本部）

防ぎょ線の防ぎょは、延焼拡大して、大火災になる危険性がある火災に対して、火災現場周辺一帯の道路、空地、土堤崖、耐火建築物を選び、これをタテとして火災を防ぎょするため火災現場において諸般の点を考慮し、臨機応変の措置をとるものとする。

13 2次火災の防ぎょ（柳井地区広域消防本部）

2次火災の防ぎょは、現地において即刻に実施するものであるため、火災の状況により、1次火災出動隊の一部を移動転戦させ、なお拡大延焼のおそれのあるときは、後続隊の出動を指令し、防ぎょに当たるものとする。

14 消防水利統制（柳井地区広域消防本部）

火災の規模、水利の配置状況、消火栓の圧力低下等消火活動に食い違いを生ずるおそれありと認めた場合は、次のとおり水利統制を講ずるものとする。

- (1) 通水、増水の指示（水道）
- (2) 消火栓有効口数の指示
- (3) 自然水利からの中継送水
- (4) 池等より水路への通水

15 応援要請（柳井地区広域消防本部）

災害発生に対し、自己消防隊の第4出動をもってなお鎮圧困難と認めた場合は、山口県内広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

（資料編を参照）

16 消防隊の撤収（柳井地区広域消防本部）

消防隊の撤収は、消防長、消防署長、消防団長協議の上発令し、現場付近の警戒は、火災発生地の分団（部）が当たるものとする。

17 救急業務実施計画（柳井地区広域消防本部）

大規模な災害事故発生により、多数の傷病者等が発生した場合、この計画又は柳井地区広域消防組合救急隊規程等の定めるところにより全機能をあげて救出、救護、搬送の救急業務を行う。

（１）本編における大規模災害とは、次に掲げる場合で多数に及ぶとき又は消防長が認めたとき。

ア 地震、津波等によるもの

イ その他によるもの

（２）事前対策

ア 救出、救護、搬送が円滑に行われるよう各医療機関及び関係機関と連絡協調を図っておく。

イ 必要な教養訓練の実施

ウ 救出、救護、搬送区分分担の指定

（３）消防自動車の応急的転用等

ア 大規模な災害事故発生時において搬送業務の能率をあげるため消防用車両をもってこれに転用する。

イ 通常関係業務を行う事業所等と有事の際の車両調達について協定しておく。

（４）救急業務

ア 急指揮本部は、現場に位置する。

イ 急指揮本部の任務

（ア）必要な救出、救護、搬送隊の指揮

（イ）情報の収集及び広報

（ウ）必要な車両、器材の調達

（エ）関係機関との連絡協調

（オ）隊員の事故防止と応援体制の確立

ウ 活動内容

（ア）傷病者の救出作業

（イ）傷病者に対する応急措置

（ウ）傷病者の担架搬送及び車両搬送

18 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び保有装備を活用して、消火活動その他の災害防御活動に当たるものとする。

（１）出火警戒活動

（２）消火活動

（３）救助救出活動

（４）応急手当活動

（５）災害情報の収集伝達活動

（６）避難誘導及び指示

第5節 救出活動

総務部庶務班
農林水産商工対策部経済建設班
土木港湾対策部土木港湾班
柳井地区広域消防本部
消防団
柳井警察署

◎ 大地震においては、建築物や構造物等の倒壊及び落下物等により、下敷きや生き埋めになる者が多数発生すると予想される。これらに対処するため、救出活動体制を確保し迅速、的確な救出活動に当たるものとする。

☆ 迅速に救出に当たる人員の確保、重機等救出機具の調達を行うこと、及び日常から救出機具の整備を行っておくこと。

☆ 救出活動の重要性を全住民が認識し、自らも初期救出活動に努めること。

1 救出

(1) 救出対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にあるものを救出する。

ア 火災時に火中に取り残された者

イ 津波等の災害の際に水と共に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者

ウ 倒壊家屋の下敷きになった者

エ 山・崖崩れ、地滑り等により生き埋めになった者

オ 地震、津波等により派生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者

(2) 救出体制の確保

地震災害発生時における、救出体制の確保は、次の要領で行う。

ア 地震発生後、消防団、自主防災組織、自治会及び住民は速やかに住居周辺に倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないか状況調査を行う。

イ 火災の発生が認められた場合、前「第4節 消防・水防活動」に従い初期消火活動を行う。

ウ 被害の状況については、本章「第2 第3節 災害情報等の収集報告」に従い、速やかに全市の状況を把握する。

エ 本部室（総務部庶務班）は、要救出現場の把握ができた際に、情報連絡員を通じて土木港湾対策部土木港湾班及び農林水産商工対策部経済建設班へ被害状況を報告する。

また、前「第4節 消防・水防活動」に従い、柳井地区広域消防本部との救出連携体制を迅速に確保する。

オ 消防団は、救出に係われる人員の把握及び救出機器の確認を行い、救出隊を結成する。

カ 要救出現場の場所、箇所数等の報告を受けた土木港湾対策部土木港湾班は、救出救助に有効な資機材等（重機・車両・船舶等）を保有する民間団体及び市内業者等に救出活動の協力を要請し、迅速かつ適切な配置を行う。

(3) 救出活動

救出活動の方法は、次の要領で行う。

ア 消防団及び要請を受けた団体等が相互協力し、その管轄区域の救出方法を決定し、各救出隊を結成し、救出活動を行う。

柳井地区広域消防本部、柳井警察署等の活動が得られた場合は、この指示のもとで救出活動を行う。ただし、特殊救助技術を要する場合は、その状況により機械力をもつ必要な救助隊の派遣を本部室（総務部庶務班）は行う。

イ 広域応援等で、複数の機関（消防、警察、自衛隊等）が同一現場で救出に当たる場合、本部室（総務部庶務班）は、現場での活動調整の方針について災害対策連絡本部での協議等を行い明確かつ迅速に決定する。

ウ 救出した負傷者はただちに救急車等により、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。医療については、本章「第2 第12節 医療救護・助産」により適切かつ迅速な処理を行うものとする。

エ 各救出隊は、その目的の活動が完了した場合は、別災害地への救出体制を速やかにとるものとする。

2 関係機関との協調

(1) 自衛隊派遣要請（本章「第2 第8節 自衛隊の災害派遣要請依頼」を参照）

緊急に救出を要する住民が多数であり、市で編成する救出隊のみで救出が困難と認められるときは、県本部に自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 被災者救出については、柳井警察署と十分な連絡をとり、協力を要請し、円滑な救出活動を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

ア 借上費

舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの

イ 修繕費

救出のために使用した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具等を使用する場合に必要な燃料費、照明用の灯油代、採暖用燃料費

(2) 期間

災害発生の日から3日以内（ただし内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）

第6節 避難指示等の発令、避難所の開設等の活動

総務部庶務班
災害救助部避難救助班

◎ 地震による火災、山・崖崩れ等並びに津波から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合、市長は、地域の住民に対して避難の指示等を行う。

避難の必要が生じたときは、住民を安全かつ迅速に避難場所等に誘導し、避難所の開設者はいち早く開設の準備を行う（避難所の運営については、本章「第3 第4節 避難所の運営」に定める。）。

ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の指示を行う。

☆ 要配慮者等については避難に時間がかかるため、高齢者等避難の伝達、避難誘導、搬送を適切、確実に行うこと。

☆ 発災後の避難所の開設は、安全確認の上、開設すること。

1 避難行動（安全確保行動）と避難指示等の考え方

（1）避難行動の目的

地震・津波に対応した避難行動は、地震発生直後から数時間後に発生するかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、

①災害種別毎に、居住地等にどのような脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと

②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと

③どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと

をできる限り明確にすることが必要となる。

（2）避難指示等の考え方

避難指示等が発令されたとしても、立退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難指示等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は、最終的に個人にあるという考え方に立っていることを示している。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき市長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。

こうした取組に際して、市は、避難指示等の発令判断の考え方や、地域の災害のリスクについて、関係機関の助言を得て十分に確認するとともに、災害のおそれがある各段階で、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、「避難情報に関するガイドライン」を整備するとともに、より確実な生命の確保を目指した対応への周知に努めるものとする。

(3) 避難行動の呼称

『立退き避難』とは、避難場所や安全な場所へ移動する避難行動をいう。なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある。

「屋内安全確保」とは、屋内に留まる安全確保措置いう。自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを述べた「待避」や、屋内の一定階以上の安全を確保できる高さに移動することを述べた「垂直避難」はこれを意味する。

2 避難指示等

(1) 実施責任者

避難指示等を行う者は、下表のとおりである。

〈避難指示等の実施責任区分〉

実施責任者	種類	指示の内容	根拠法
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	災害対策基本法第60条第1項
		前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立退き先を指示することができる。	災害対策基本法第60条第2項
		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示することができる。	災害対策基本法第60条第3項
		市長は、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。	災害対策基本法第60条第4項
		市長は、避難の必要がなくなつたときは、ただちに、その旨を公示しなければならない。	災害対策基本法第60条第5項

警 察 官 海上保安官 (指示)	災害 全般	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。	災害対策基本法 第 61 条第 1 項 警察官職務執行 法第 4 条・第 6 条
		前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官は、その立退き先を指示することができる。	災害対策基本法 第 61 条第 2 項
		警察官又は海上保安官は、避難のための立退き又は緊急安全措置を指示したときは、ただちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第 61 条第 3 項
知 事 (指示)	洪水	知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。	災害対策基本法 第 60 条第 6 項
自 衛 官 (指示)	災害 全般	警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。	自衛隊法第 94 条

(2) 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づく危険区域の状況等に応じ、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、定めておくものとする。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。

なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- ①余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき。
- ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ③建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき。
- ④ダム等の決壊、降雨により、河川が氾濫注意水位を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき。
- ⑤大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられ、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- ⑥近海地震で、緊急に避難を必要とするとき。
- ⑦同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- ⑧炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき。
- ⑨危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- ⑩燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき。

避難指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

なお、市は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

地震・津波災害における避難指示等の発令の判断基準は、「避難情報に関するガイドライン」として、別に定めるものとする。

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- ①避難指示等を発令した市長等は、速やかに、その内容を防災行政無線、防災メール、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
- ②避難の伝達に当たっては、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- ③被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。
- ④避難指示等を発したときは、「第2部 第2章 第2 第1節 地震に関する情報の収集・伝達」中の収集・伝達系統のほか、自治会等を通じて、遅滞なく情報の伝達に努めるものとする。

(4) 伝達内容

避難情報を伝達する際はサイレンを吹鳴し、伝達する内容は、警戒すべき状況にあわせ、気象庁から配信される文言を参考にして、住民にわかりやすく、具体的な伝達内容とすることに努め、「避難情報に関するガイドライン」を整備するものとする。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じた緊急地震速報及び津波警報等の津波予報の伝達文は、「第2部 第2章 第2 第2節 津波に関する情報の収集・伝達」を参照。

サイレンパターン（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 共通）

10秒吹鳴＋（音声） ※吹鳴回数は状況に応じて決定することとする。

(5) 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

避難指示の解除は、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

解除の伝達方法は避難指示等を発令する際の方法を準用する。

2 警戒区域の設定

(1) 実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に

対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定権者である市長等は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域の設定権者区分

《 警 戒 区 域 の 設 定 権 者 区 分 》

設定権者	種類	内容（要件）	根 拠 法
市長又はその委任を受けてその職権を行う市の職員	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条 地方自治法 第 153 条
警 察 官	災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。設定をした場合はただちに市長に通知する。	災害対策基本法 第 63 条
		（消防警戒区域）火災の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第 28 条・第 36 条
		（火災警戒区域）ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、消防長、消防署長又はその委任を受けてその職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。設定をした場合はただちに消防長又は消防署長に通知する。	消防法第 23 条 の 2
		水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第 21 条
海上保安官	災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。設定をした場合はただちに市長に通知する。	災害対策基本法 第 63 条
自 衛 官	災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき。設定をした場合はただちに市長に通知する。	災害対策基本法 第 63 条
消防長、消防署長又はその委任を受けてその職権を行う消防吏員若しくは消防団員	火災全般	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき（火災警戒区域）	消防法第 23 条 の 2

消防吏員又は消防団員	火災又は水災を除く災害全般	火災の現場において設定する消防警戒区域のほか、火災又は水災を除く災害の現場において必要とするとき。	消防法第 28 条・第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水等	水防上必要がある場所において必要とするとき。	水防法第 21 条

3 関係機関相互連携の強化

避難指示等の発令又は警戒区域の設定は、迅速な住民の安全確保のため、関係機関相互が緊密な連絡をとりながら行うものとする。

4 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

避難指示等を発した若しくは警戒区域を設定した危険地域の住民に対し、縁故避難（安全な親族、知人、友人等の縁故先への避難）又は避難所等への避難誘導を行う。

避難誘導は、時間的に猶予があるときは、市職員、警察官、消防団が自治会等の協力により実施し、発災初期及び時間的な猶予のないときは、災害現場において避難指示等の伝達を行った者あるいは自主防災組織、自治会等が実施する。

また、避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、誘導中の事故防止に努める。

(2) 避難に当たっての注意事項

ア 避難に際しては、緊急を要する場合を除き、火気危険物等の始末や電気のブレーカーを切ることに努めること。

イ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。

ウ 避難者は、最小限の食料、水、タオル、住所・血液型等を記入した氏名票等を携帯して避難が行えるよう事前にこれらを準備することに努めること。

エ 服装は、素足をさけ、帽子等を着用し、雨合羽等の防雨・防寒衣等を携帯して迅速に避難が行えるよう事前にこれらを準備することに努めること。

オ 自動車による避難を避け、できる限り単独行動によるものとならないように努めること。

カ 貴重品以外の荷物（大量の家具衣類等）は持ち出さないこと。

キ その他、災害の種類や家族構成など、状況に応じた避難方法や携行物等について事前に話し合い、準備に努める。

(3) 要配慮者の避難誘導

要配慮者は、特に最優先に避難誘導を行うこととし、避難経路等の状況に応じて、車両・船舶での輸送や担架搬送等個々の状況に応じた避難を自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携のもと実施する。この際、災害救助部避難救助班は、避難行動要支援者名簿等の活用により、要配慮者の避難が適切かつ確実に行われたかの確認、及びどここの避難場所へ収容したかの把握を行う。

（参考：「第2部 第1章 第10節 要配慮者対策の推進」）

(4) 学校、事業所等の避難誘導

学校、会社、事業所その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。ただし、学校等については、災害の規模態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者に協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講ずる。

児童生徒等保護対策については、本章「第3 第10節 文教対策」を参照のこと。

(5) 誘導方法

ア 地域の実情に応じて安全な避難経路を設定し、広報車等により伝達する。

広報車による広報は総務部広報班が担当する。

イ 避難経路中に危険の箇所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い避難に際しあらかじめ伝達するか誘導員を配置する。特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。

ウ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。

エ 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ、船艇等資材を配置し万全を期する。

オ 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。

カ 避難者が自力により立退き不可能な場合は車両等により輸送を行う。なお被害地が広域で、大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、県に対して応援要請を行うものとする。

キ 避難開始とともに、警察官、消防団員等による現場警戒区域を設立し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

5 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、災害種別ごとに、指定緊急避難場所を指定する。指定管理施設を指定緊急避難場所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(2) 避難施設と生活環境の整備

市長は、避難指示等を発令した場合、住民等が災害の危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を供与するとともに、当該指定緊急避難場所に係る必要な安全性や、飲料・非常食等の数時間から数日間の避難生活に必要な用品の備蓄に努めるものとする。その場合、乳幼児や女性、アレルギー等に配慮したものとする。

(3) 指定緊急避難場所の収容対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

①住家が被害を受け、居住の場所を失った者、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

②現実に災害を受けた者、自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

①避難指示等が発令された場合

②避難指示等は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

(4) 指定緊急避難場所の開設

指定緊急避難場所は、切迫した洪水等の危険から命を守ることを主たる性格とするため、原則として、いつでも避難できる場所又は施設とする。しかしながら、屋内施設にあっては、日常の利用形態や防犯上の課題から施錠せざるを得ない施設もあり、住民が緊急に避難する場合において、その施設以外に危険から回避できる代替場所がないときは、可能な限り、職員や施設管理者による方法のほか、早急に開錠できる手段を検討しておくものとする。

なお、開設する又は開設した指定緊急避難場所等の場所や施設において、避難者の安全が確保できないと判断したときは、ただちに閉鎖し、代替場所又は施設に誘導するものとする。

(5) 指定緊急避難場所の運営等

指定緊急避難場所の運営等は、本章「第3 第4節 避難所の運営」に定める。

6 指定避難所等

(1) 指定避難所の指定

市長は、自宅が被災するなどして帰宅できない住民等が滞在生活する場所として、指定避難所を指定する。指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

指定避難所の一覧は、資料編を参照のこと。

(2) 避難施設と生活環境の整備

市長は、災害により自宅が被災するなどして帰宅できない住民等がいるときは、遅滞なく、指定避難所等を供与するとともに、当該指定避難所等に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、やむを得ない理由により指定避難所等に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、指定避難所等とは、市が指定する指定避難所のほか、公営住宅や宿泊施設など、指定避難所の代わりとして利用する避難施設全般を指すものとする。

(3) 指定避難所の収容対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

①住家が被害を受け、居住の場所を失った者、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

②現実に災害を受けた者、自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

(4) 指定避難所等の開設

指定避難所等の開設は、被災状況や避難者数等を鑑み、災害対策本部会議において決定する。

(5) 指定避難所の運営等

指定避難所の運営等は、本章「第3 第4節 避難所の運営」に定める。

7 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

8 広域一時滞在

(1) 市において行う事項

ア 市長は、被災地区の市の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

イ 広域一時滞在のための要請をした市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

(2) 県において行う事項

ア 被災市町等から被災者の移送の要請があった場合は、県(災害救助部救助総務班)は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。

第7節 広報活動

総務部広報班

- ◎ 人命の安全と社会秩序の維持を図るため、報道関係者及び一般住民に対し被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知する。特に、報道機関に対しては、住民向けの掲示板的な役割を担ってもらうよう協力を要請する。また、市域が広いことを勘案し、各出張所等において広報事項を共有化し、適時住民へ情報が提供できる体制をとる。
- ☆ 報道機関に対しては、場所、時間、広報者を明確にし、かつ的確な広報を行い、住民の安全確保と人心安定に関する情報の報道を要請する。
- ☆ 住民に対する広報は、目的が明確、わかりやすい、正確、短い文章であることが重要で、さらに必要な時期に適切な情報を広報しなくてはならない。

1 報道機関に対する発表並びに依頼

総務部広報班は、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示等及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民へ周知徹底する必要のある事項については速報を依頼する。

(1) 報道機関に広報する場合の留意点

- ア 報道機関への発表場所は、市庁舎1階ロビーとする。
- イ 報道機関に対する発表は総務部広報班に一元化する。
- ウ 災害対策総合連絡本部での会議を開催するなどして警察、消防、県との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。
- エ 定期的な発表時刻を定め、決められた時間に広報することに努める。
- オ 要配慮者への報道手段について配慮するように要請する。

(2) 主たる広報内容

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
- イ 災害対策本部の設置又は解散
- ウ 地震・津波情報
- エ 安否情報（死者・行方不明者の氏名、性別、年齢、住所）
- オ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
- カ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- キ 建物崩壊状況、浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- ク 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ケ 電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- コ 給食、給水等の実施状況（供給日時、量、対象者）
- サ 医療救護所の開設状況、周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数
- シ 避難所等（避難所の位置、経路、避難状況等）
- ス 道路障害物、し尿、ゴミの状況並びに除去見込み
- セ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ソ 防疫状況と注意事項
- タ 住民の心得、人心の安全及び社会秩序保持のため必要な事項

チ 被災地外の住民へのお願い及び安心情報

(例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても物資の種類、物資量、サイズを明記して、被災地に送付してほしい等

ツ その他災害応急対策の遂行に関し必要な事項

(3) 広報する情報の収集

災害対策本部の各対策部及び各班は、(2)に係る情報を逐次本部室に報告するよう努めるとともに、総務部広報班は災害の状況を見極めながら各対策部及び各班に必要な情報提供を求める。

2 住民に対する広報

(1) 基本方針

住民に対する広報は、災害情報及び応急措置の状況を逐次広報するものとし、災害発生前の広報としては予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に依頼し、広報を行うほか、広報車、チラシ、立て看板、防災行政無線、インターネット等を利用して、広報活動を行うものとする。また、被害発生後の広報としては、被害の程度、避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）、応急措置の状況等が要配慮者を含めすべての人に確実に行渡るように努めるものとする。

(2) 広報内容及び方法

広報活動は総務部広報班において一元化して実施することが原則であるが、大規模な災害の場合は、広報事項が膨大な量となり総務部広報班での一元化が迅速な広報の妨げとなる可能性もある。そこで、本部長は本部会議の検討を踏まえて、必要に応じ各対策部及び各班各々での広報活動を許可する。その場合、広報を実施した各対策部及び各班は、逐次広報内容及び広報した日時を総務部広報班に報告する。

広報の内容は、前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、Ｌアラート、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、自主防災組織、自治会、チラシ等をもって周知するものとする。また、出張所等を住民への広報拠点と位置づけ、広報事項は全ての出張所等において共有化を図り、いつでも住民に提供できるようにする。

また、要配慮者にも適切に広報できるよう、手話ボランティアなどボランティアとも連携した広報活動に努める。

(3) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

3 防災関係機関との調整

災害対策総合連絡本部を設置したときは、必要な防災関係機関の連絡員を待機させ、市本部との情報の共有化を図る。

総務部広報班は、広報を実施したときはただちに関係する連絡員にその旨を通知する。連絡員は、その旨を所属機関に報告する。

関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じてただちに市総務部広報班へ以下の事項を通知する。

- ① 広報を実施した日時
- ② 広報内容

なお、市及び防災関係機関は、災害対策総合連絡本部での協議等を通じて、広報車両の貸与、合同での広報の実施等広報活動に当たって相互に協力しあい効果的な活動を行う。

第 8 節 自衛隊の災害派遣要請依頼

総務部庶務班

◎ 災害により人命又は財産の保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合、市長は知事に對し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

☆ 自衛隊の災害派遣要請は、要請基準を考慮し遅滞なく行うこと。

☆ 市長が不在時に要請を行う意思決定者について、把握しておくこと。

1 災害派遣の要請

(1) 災害派遣要請基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。

〈災害派遣要請基準〉

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

① 救助活動が自衛隊でなければできないと認められるさし迫った必要性があること。(緊急性)

② 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。(公共性)

③ 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。(非代替性)

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

(2) 災害派遣要請

本部長（市長）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は、必要事項を検討してただちに災害派遣要請依頼書 2 通を知事（総務部防災危機管理課）へ提出するものとする。なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出するものとする。

また、県に要請を求めることができない場合は、自衛隊に通報する。

派遣要請に係わる、必要事項は下記のとおり。

ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由

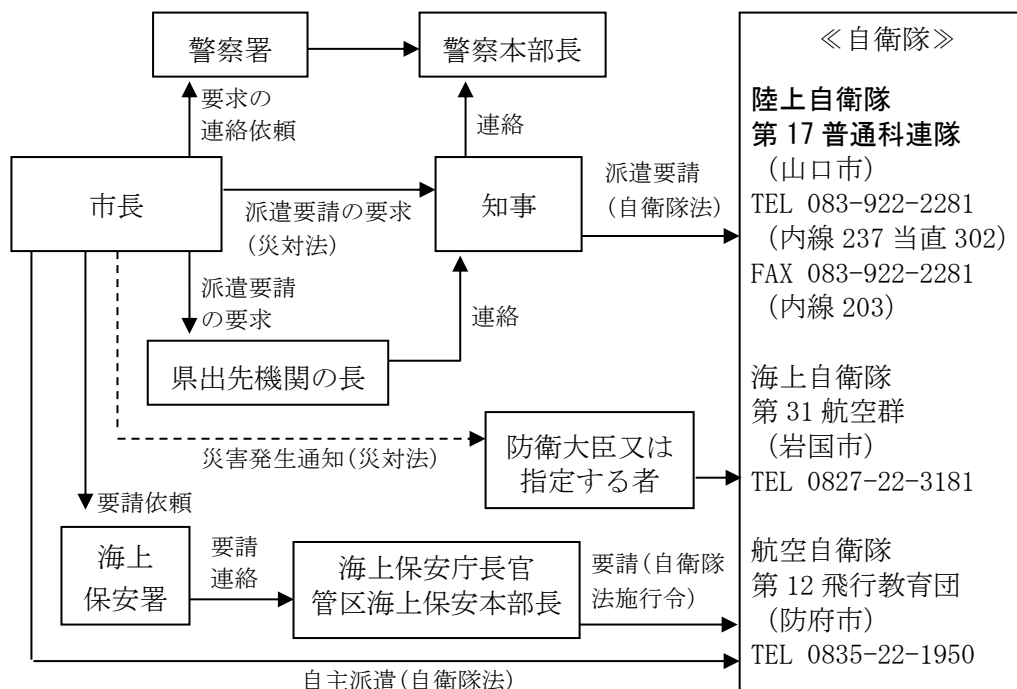
イ 派遣を依頼する期間

ウ 派遣を依頼する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

※ 自衛隊災害派遣要請関係様式は資料編に記載

《災害派遣要請系統図》



2 災害派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期するものとする。

ア 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。

イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。

ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画をたてておくこと。

エ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業内容及び進捗状況

3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、1-(2)の派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

※自衛隊災害派遣要請関係様式は資料編に記載

4 その他

(1) 費用の負担区分

- ア 派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品はすべて市において負担するものとする。
- イ 市が必要品を所有していない場合において部隊が使用した消耗品等は原則として部隊の回収に（代品弁償による回収を含む。）に応ずるものとする。
- ウ その他細部の経費の負担等については市長と派遣部隊等の長、県との間で協議するものとする。

(2) 自衛隊派遣臨時ヘリポート及びベースキャンプ地

自衛隊派遣臨時ヘリコプター発着場（予定）及びベースキャンプ地（予定）は次のとおりである。

〈自衛隊派遣臨時ヘリポート及びベースキャンプ地（予定）〉

臨時ヘリポート	ベースキャンプ地
南浜グラウンド 大畠グラウンド アデリーホシパーク（柳井ウェルネスパーク）	ビジコム柳井スタジアム（柳井市民球場） 大畠グラウンド アデリーホシパーク（柳井ウェルネスパーク）

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は次のとおりである。

①離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約 10° ～ 12° の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

②発着場選定基準

- ア 地面は堅固で傾斜 6 度以内
- イ 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100mの地積があれば良い。

第9節 県への要請及び広域応援要請依頼

総務部庶務班

- ◎ 大規模な災害が発生し、市の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ他の市町村に応援を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期すこととする。
- ☆ 広域応援要請は、限られた市のマンパワーを補うためにも、自衛隊派遣要請基準を参考に、早急な判断を行うこと。
- ☆ 発災直後の状況の目視で、派遣準備を要請することも考慮すること。
- ☆ 応援拠点は、応急対策活動の支障にならない箇所に設けること。

1 県に対する応援要請

(1) 協力要請の考え方

大規模災害が発生し、市内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要事項を明確にしたうえで本部が協力要請の手続きを行う。

応援要請基準としては、本章「第2 第8節 自衛隊の災害派遣要請依頼」の要請基準と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び総務部庶務班の判断により、遅滞なく応援要請を行う。

(2) 県に対する協力要請及び放送の要請

知事に、応急措置等の応援要請するに当たっては、県災害対策本部に以下の事項を明らかにしたうえで要請することを原則とする。なお、急を要する場合は、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。

災害対策基本法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、県を通して行う。県を通しての要請は、県災害対策本部室班に対して別紙様式1、2により要請する。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情のある場合は、市長が放送機関に対し直接要請することとする。この場合、市長は事後速やかに県に報告する。

ア 災害の状況及び応援を要する理由

イ 応援を希望する期間

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）

カ その他の必要事項

また、他市町村、指定行政機関等職員の応援の斡旋要請を求める場合は、以下の事項を明らかにしたうえで要請する。

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員表

ウ 派遣を希望する期間

エ 派遣される職員の給与その他負担方法

オ その他参考となるべき事項

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

2 他市町村等との協力

(1) 他市町村等との協力の考え方

被害の程度によって、他市町村等からの応援が必要と判断されるときは、それらの協力を求めて応急対策を進める。

県内で災害が発生した場合、迅速かつ円滑な応援又は支援が行えるよう県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

また、大規模災害時においては、遠隔地自治体による応援協定を締結していることから、状況に応じ適切な協力体制を築くこととする。

(2) 地震、津波等による大規模災害又は特殊災害の応援要請

本章「第2 第4節 消防活動」による。

3 広域応援拠点

県や他市町村、指定地方公共機関等への応援依頼を行い、職員、医療関係者等人員、救援物資等の応援がなされたときは、被害を受けていない域外に広域応援拠点を設ける。同時に、派遣職員についての宿舎を公共施設等に確保するものとする。市で確保が困難なときは、県災害対策本部等の協力を求めて確保するものとする。

別紙様式1

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放 送 事 項	
放 送 日 時	(月 日 随時 即時)
系 統	(県下一円) (〇〇地区を主体) (テレビ・ラジオ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

様

山口県知事

印

別紙様式2

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(時、 時) 回)
系 統	
放 送 事 項	
そ の 他	

上記のとおり報告します。

年 月 日

山口県知事

様

第 10 節 従事命令・協力命令

総務部庶務班

- ◎ 大規模な災害が発生し、市の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、法に基づく従事命令・協力命令により所要の要員を確保し、的確な応急対策を期すこととする。

1 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〈強制命令の種類と執行者〉

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官
		警察官職務執行法第 4 条 1 項	警察官
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第 7 条	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業（災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事 市長（委任を受けた場合）
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員 消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

〈命令対象者〉

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官及び自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

2 損害補償

公務により又は市長又は警察官若しくは海上保安官の従事命令により、水防に関する業務及び応急措置に関する業務に従事し又は協力した者が、これがため負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合には、山口県市町消防団員等公務災害補償条例に基づき、損害補償金を支給するものとする。

第 11 節 医療救護・助産

災害救助部救護班

◎ 災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱したため、住民が医療の途を失った場合に、適切な医療機能の確保に努める。

☆ 救急搬送の車両の確保を行い、治療可能病院についての情報を医療救護活動に携わる人、機関、住民に迅速に知らせる。

☆ 同時に医療関係の広域応援要請についても、遅滞なく行う。

☆ 要配慮者への医療機会の時期を失しないよう、体制を確保すること。

☆ 医療機関の状況等医療情報の住民への迅速な提供に努める。

1 医療救護体制

災害発生時における医療救護は、市が一時的に実施する。

(1) 医療救護班の編成

市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

医療救護班は、医師会の協力を得て、1班が医師1人に保健師、看護師等となるよう班を編成する。

特に、緊急時には、医療救護体制がとれるよう医師会に事前に依頼をしておく。

(2) 活動内容

ア 班を編成して、被災者の医療救護に当たる。

イ 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、柳井健康福祉センター所長に医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話でよいが、後日正式に文書をもって行う。）

- ・ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・ 必要とする医療救護活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・ 応援必要班数
- ・ 現地への進入経路、交通状況
- ・ その他参考となる事項

ウ 緊急を要する場合は、隣接の市町に応援の要請を行い、事後、柳井健康福祉センターにその状況を報告する。

この場合の要請内容は、上記イに掲げる事項とする。

(3) 医療救護所の設置

ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況により安全を確保しつつ、原則として指定緊急避難場所等又は災害現場に設置する。

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
- (ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (エ) 助産救護
- (オ) 死亡の確認、死体の検案・処理

2 応急医療需要の把握

災害発生時における活動内容は次のとおりである。

- (1) 在宅の要配慮者について、適切な避難の実施及び避難を行った場所（避難場所名等）の把握を行う。場合により、医療機関、福祉施設への搬送が必要となることも考慮すること。
- (2) 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する（本章「第2 第3節 災害情報等の収集報告」による。）。)
- (3) 市内の医療機関の被害状況について把握する（本章「第2 第3節 災害情報等の収集報告」による。）。)
- (4) 応急医療活動方針の決定を行い、早急に活動を行う。

3 応急医療活動

- (1) 応急医療基本方針

初動期においては、医療救護班の編成、派遣のほか、診療可能な医療機関を早急に把握し、当該医療機関への搬送を迅速に行うことを医療の基本方針とする。

- (2) 医療機関による医療及び助産の依頼

災害が発生し、傷病者等緊急に搬送する必要がある者が多数存在する場合、市内の医療可能な病院、診療所等医療機関又は助産機関へ収容するための措置を次のようにとするものとする。

ア 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等及び市内の医療機関の被害状況を柳井地区広域消防本部（TEL 22-0040 FAX 23-4503）に報告し救急車等による搬送を要請する。

イ 大規模災害時における疾病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（柳井地区広域消防本部、医療機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

ウ 災害の規模及び負傷者の発生状況によっては、病院自体が被害を受けたり、負傷者が被災地の病院に殺到することから医療活動、救急搬送活動に困難が生じる。（医者・医薬品・医療機関・救急車の不足、通信の途絶、交通混乱等）

このため、県内消防本部の救急車や自衛隊の車両等による搬送の応援及び医療関係者（日本赤十字社山口県支部、山口県医師会、同歯科医師会、同薬剤師会）、血液、医薬品等の応援については、遅滞なく、県を通じ要請を行う。

要請に際しては、総務部庶務班にその旨を報告し広域応援要請依頼の手段をとるものとする。

エ 災害救助部救護班は総務部広報班と連携して医療可能病院等の情報を、自主防災組織、自治会及び消防団又は住民へ迅速に伝えることに努める。

- (3) 広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保するものとする。

ア 救護のための医療関係者、各症状に合わせた市外の病院情報、救急医療のための医薬品等及び上記の緊急搬送、傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

イ 本章「第2 第9節 県への要請及び広域応援要請依頼」に従い、応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。

4 応急医療及び助産の実施

(1) 医薬品等の確保

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用するものとし、なお不足するときは市内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達するものとする。血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保を行うものとする。なお、倒壊家屋の下敷きが原因の座滅症候群による急性腎不全を発症する患者に対応するため、人工透析液、透析用の水についても考慮する。

また、市内で透析の治療が行うことが出来ない場合は、適切な後方医療を考慮する。

(2) 応急医療及び助産の実施

ア 医療

①対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して行うものとする。

②医療の範囲

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

③医療のために支出できる費用（患者の移送費は別途計上）

(ア) 救護班による場合

治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

(イ) 病院、診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内

④期間

医療を実施できる期間は災害発生の日から14日以内とする（ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

イ 助産

①対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。

②助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

③助産のために支出できる費用（妊婦の移送費は別途計上）

(ア) 救護班等による場合

使用した衛生材料の実費

(イ) 助産師による場合

慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

④期間

助産を実施できる期間は分べんした日から 7 日以内とする。

第 12 節 行方不明者・遺体の搜索、収容、処理、埋葬

衛生対策部庶務班

柳井警察署

- ◎ 災害によって死亡したと推定される者が発生したときは、搜索、収容処理及び埋葬について、各関係機関と連携をとり、遅滞なく実施し、人心の安定を図る。
- ☆ 納棺用品、安置所、火葬場の確保を迅速に行うこと。

1 行方不明者・遺体の搜索

(1) 対象者

災害により、現に行方不明の状態にある者、若しくはかつ各般の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 方法

ア 衛生対策部庶務班は、柳井警察署と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。

イ 行方不明者及び死体の搜索については、警察、消防団、柳井地区広域消防本部、自衛隊、海上保安部等の関係機関及び漁業協同組合、自治会、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

ウ 費用

災害救助法により支弁されるのは、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費の実費

エ 期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

2 遺体の処理

(1) 対象

災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等の遺体確認のできないものについては、警察署等による検視後、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 方法

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

（遺体の識別、確認のための撮影等を行うための措置として行う。）

イ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため早急に処理できない場合、一定場所に集めて一時保存する。

ウ 検案

遺体の死因その他のことについての医学的検査は、原則として医療救護班又はその他医師の協力を得て行ない、この検案書を市が引き継ぐ。

エ 遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等

の措置をとり、身元の発見に努める。

オ 遺体の収容

柳井市斎苑を遺体収容場所とし、納棺用品、仮葬祭用品を確保する（気温の高い時期には、ドライアイスの確保も行う。）。

カ 費用について

①遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

災害救助法の基準による。

②遺体の一時保存のための費用

既存建物を利用する場合は実費、利用出来ない場合は災害救助法の基準による。

③検案

医療救護班による検案ができない場合、当該地域の慣行料金額以内。

④期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

3 遺体の埋葬・火葬

（1）対象

災害の際死亡した者に対しその遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な埋葬を実施する。

（2）埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。災害発生の日以前に死亡した者であつて、まだ、葬祭が終わっていないものも含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

①緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。

②墓地又は火葬場が浸水、流失又は破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

③流通機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

④埋葬すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

（3）方法

ア 衛生対策部庶務班は、埋・火葬許可証を発行するとともに埋火葬台帳を作成する。

イ 遺体を火葬場へ送付し、民間葬祭業者等への依頼を行う。この際、多数の死者発生により、市が日常使用している火葬場の能力を超えたときには、市外の火葬場へ送付するための処置をとるものとする。

ウ 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し保管場所に一時保管する。

エ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

オ 費用について（災害救助法適用時）

①棺、骨つぼ及び火葬又は土葬の価格は、その地方の通常の際の市価による実費とし、埋葬の際の人夫賃及び輸送費についても限度額に含まれる。

②埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することか
できる。

〈火葬場所〉

処理区分	施設名	所在地	電話番号
火葬	柳井市斎苑	柳井市新庄 689 番地 1	0820-24-0210

(5) 処理体制

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、
県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。このため、市は、
あらかじめ霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の調達が迅速に図られるよう、業者との
連携体制を確保しておく。

第 13 節 緊急輸送体制の確立

土木港湾対策部土木港湾班

総務部財政班

柳井警察署

◎ 災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

1 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

ア 緊急輸送施設等の活用

(ア) 道路

県指定緊急輸送道路に接続し、輸送拠点及び市役所、避難所、医療機関等の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として活用する。

(イ) 漁港

海路による救援物資等の受入れ港として、また、それを補完する港として柳井港を活用する。

(ウ) 臨時ヘリポート予定地の指定

空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時ヘリポートをあらかじめ指定している。

資料編 ・ 臨時ヘリポート予定地

資料編 ・ 緊急輸送道路路線一覧

(2) 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

(3) 輸送拠点の整備

ア 輸送拠点の活用

市は、自らの調達物資及び県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各避難所に積替・配分等の拠点として、次の施設を定める。

救 援 物 資 集 積 場 所

施設名	所在地	電話番号
柳井市総合福祉センター	柳井市南町 3-9-2	0820-22-3800
サンビームやない	柳井市柳井 3670 番地 1	0820-22-0111

イ 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

ウ 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

2 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

（１）緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

（２）啓開道路の選定

ア 啓開道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

イ 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

各道路管理者は、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

（ア）当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。

（イ）所有者等が（ア）の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

（ウ）上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。

（エ）（イ）又は（ウ）の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

ウ 国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通省(中国地方整備局)は、道路管理者である県又は市に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記イの措置をとることについて指示をすることができる。

（３）緊急啓開作業体制

ア 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者等が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

イ 啓開作業

- (ア) 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (イ) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (ウ) 特に、避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (エ) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。
- (オ) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、県に自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (カ) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

(4) 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

3 輸送車両等の確保

市は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

(1) 輸送手段の確保措置

ア 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

イ 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。このため市、県及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(ア) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

- a 公共的団体の車両
- b 営業所有者の車両
- c その他の自家用車両

(イ) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に要請して、列車輸送を行うものとする。

(ウ) 船舶による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

- a 広島海上保安部所属船艇への支援要請
- b 中国運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請
- c 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(エ) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

- a 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- b 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- c ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(2) 調達

ア 実施体制

(ア) 災害輸送は、各対策部が災害の状況に応じ、利用計画に従って所管する車両により行うものとする。

(イ) 市公用車両による輸送力の調整確保措置は、総務部財政班が総括的に担当する。

イ 緊急輸送の確保

(ア) 財政班の措置

総務部財政班は、各対策部からの配車要求に迅速に対応できるよう、直ちに公用車両の稼動可能状況等を把握するとともに、緊急通行車両の確認手続等、必要な措置を行う。

(イ) 各対策部の配車要求手続

各対策部は、所管する車両のみでは適切な緊急輸送の実施が困難と判断した場合は、直ちに財政班に配車要求を行う。

(ウ) 輸送車両の確保

a 公共的団体等への協力要請

財政班は、各対策部の配車要求により、公用車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合には、直ちに市内の公共的団体の車両、又は状況により輸送機関の営業用車両等を借り上げて、必要車両を確保する。

b 他市町等への応援要請

市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあつせんを依頼するものとする。

- (a) 輸送区間及び借上期間
- (b) 輸送人員又は輸送量
- (c) 車両等の種類及び必要台数
- (d) 集結場所及び日時
- (e) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (f) その他参考となる事項

ウ 燃料の確保

(ア) 災害時における自動車燃料の確保は、総務部財政班が担当する。

(イ) 必要な燃料は、市内販売業者から調達する。

4 災害救助法による輸送基準

(1) 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

ア 被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

イ 医療及び助産のための輸送

(ア) 重症患者で医療救護班では処理できない場合等の病院又は産院への輸送

(イ) 医療救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送

(ウ) 医療救護班の人員輸送

ウ 被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送

オ 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

カ 遺体の捜索のための輸送

(ア) 遺体処理のための医療救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送

(イ) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

キ 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記 1～6 以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

(2) 輸送の期間

ア 救助法による各救助の実施期間中とする。

イ 各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

(3) 輸送の費用

ア 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。

イ 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

ウ 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。

エ 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借り上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

5 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

(1) 道路交通規制

ア 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(ア) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第1次交通規制、第2次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

a 第1次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため、次の規制を行う。

- (a) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (b) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (c) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

b 第2次交通規制

- (a) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (b) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (c) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(イ) 規制の実施種別

実 施 者	規制種別	規 制 理 由 等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため緊急の必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
同 上	同 上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同 上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1か月未満のものについて実施するとき。	同 上	道路交通法第5条第1項
警 察 官	同 上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき。	同 上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同 上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同 上	道路法第46条第1項

イ 交通規制の実施要領

(ア) 第1次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

a 被災地域への流入交通の抑止

- (a) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
- (b) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

b 避難車両の流出誘導の実施

- (a) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
- (b) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(イ) 第2次交通規制

a 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- (a) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
- (b) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
- (c) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

b その他の交通規制の実施

- (a) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。
- (b) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(ウ) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

- a 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。
- b 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。
- c 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

ウ 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材等の整備を計画的に行う。

エ 被災現場措置

(ア) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員、道路管理者は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法 第 76 条の 3 第 1 項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第 76 条の 3 第 2 項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第 76 条の 3 第 2 項
自 衛 官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法 第 76 条の 3 第 3 項、 第 4 項
	命令、措置を行なった場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 イ 措置に係る通知措置をとった都度、措置を行なった場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 a 措置を行なった場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 b 破損行為を行なった場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法 第 76 条の 3 第 6 項
道路管理者	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	道路における車両の通行が停止等により、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定し、車両その他の物件の占有者	災対法 第 76 条の 6 第 1 項 第 2 項

		等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。道路管理者は、区間の指定をしたときは、道路の区間内にあるものについて、区間を周知する。	
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第 76 条の 6 第 3 項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第 76 条の 6 第 3 項

(イ) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に沿う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 1 項、第 2 項
移動等の命令に対する受忍義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第 76 条の 2 第 4 項

(2) 緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

ア 確認実施機関

市が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、総務部防災班が県公安委員会に申請し、証明書の交付を受ける。

イ 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(ア) 第 1 段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資

- b 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- f 災害応急対策用車両

(イ) 第2段階

- a 上記(ア)の続行
- b 食料、水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- e 応急復旧対策用車両

(ウ) 第3段階

- a 上記(イ)の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

ウ 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

6 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

(1) 臨時ヘリポートの設定

ア 臨時ヘリポートの確保

市は、災害時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保する。

イ 臨時ヘリポートの選定

(ア) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。

(イ) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

ウ 臨時ヘリポートの選定条件 臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

具体的事項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。

2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

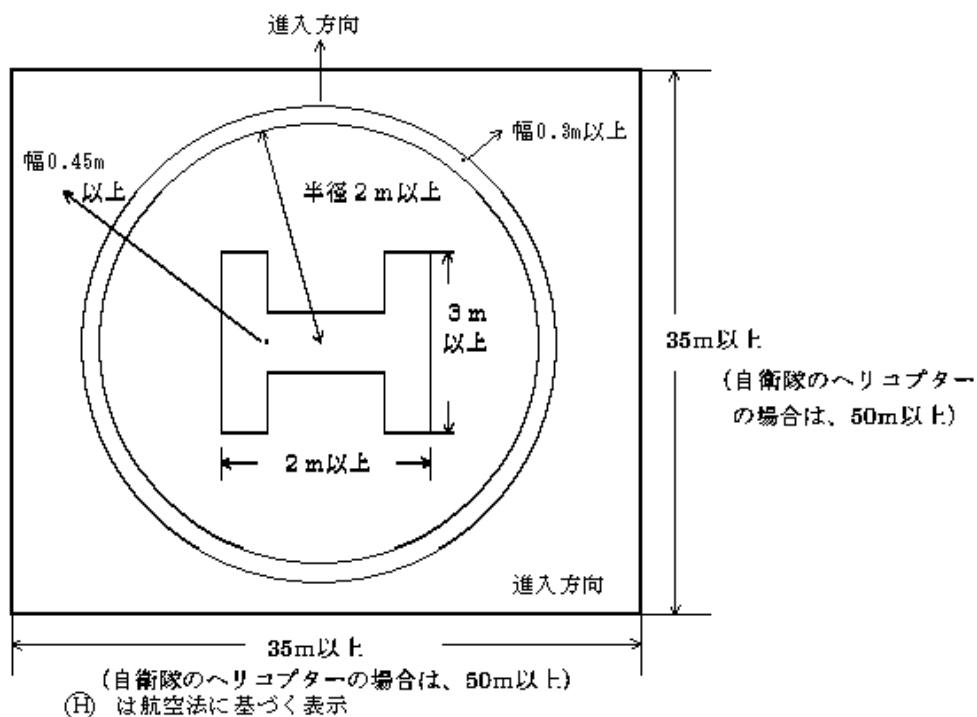
資料編 ・臨時ヘリポート予定地

(2) 臨時ヘリポート設置作業

ア ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(ア) ヘリポートの標識



(イ) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積(35m×35m)の雪を取り除き周囲を踏み固める。(自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m)
風向認識の表示	ボール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 （注）ボール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

7 大規模災害発生時における支援物資物流体制

大規模災害が発生した場合、県による広域集積拠点の開設にあわせて、市は緊急物資等の受入、一時保管のため県に準じて定めた拠点を開設し、県災害対策本部に報告する。その場合、必要に応じて、県トラック協会等に連絡し、物流専門家等の派遣要請を行う。

なお、広域輸送拠点から市の輸送拠点までの搬送は、市の要請に基づいて県が行うが、市内各避難所への搬送は、原則として市が行う。ただし、市において輸送手段の確保ができない場合は、県災害対策本部に各避難所への輸送手段確保の要請を行う。

また、要請により本市の避難所等へ支援物資が搬送される場合は、迅速、確実に搬送するため、消防団等の協力を得て、搬送車両の案内を行うものとする。

第 14 節 緊急給水体制の確立

総務部庶務班、広報班
柳井地域広域水道企業団

◎ 大災害が発生したときは、上水道施設及び簡易水道施設の損壊等による断水が予想されることから、迅速かつ的確な応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく必要がある。そのため、市と柳井地域広域水道企業団は、災害協定を締結し、連携して対応することとする。

☆ 住民へ正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を進める。

1 給水需要の把握

災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、ただちに応急給水業務を開始する。

市内の一部で給水機能が停止した際は、柳井地域広域水道企業団は、その状況を把握し、本部室（総務部庶務班）に次の内容を報告するものとする。

- (1) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (2) 配水池等水道施設の被害状況及び復旧の見込み
- (3) 応急給水活動の開始時期及び編成班数
- (4) 給水所の設置（予定）場所

2 緊急給水体制の確立

総務部庶務班及び柳井地域広域水道企業団は、災害協定に基づき、災害発生時において次の体制を確立する。

- (1) 活動内容により、人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分けそれぞれ活動を進める。
- (2) 給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（病院、避難所等施設に対する優先供給）等を考慮し、本部と協議のうえ、決定する。
- (3) 応急給水活動及び復旧活動を円滑に進めるため、柳井市指定水道工事協同組合へ応援を要請する。

また、被害の状況によっては、柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定の構成団体や、日本水道協会山口県支部に応援を要請する。併せて、必要に応じて、県衛生主管部局に情報連絡を行う。

上水道施設等の応急復旧は、本章「第 3 第 14 節 上、下水道施設等の応急復旧」を参照。

3 緊急給水活動

- (1) 給水量

供給する一人一日当たり所要給水量は 3 リットル（最低必要量）とする。

必要以上に容器を持参し給水を求める住民に対しては、協力を呼びかける。

- (2) 給水所の指定

給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所、避難所等において行う集中給水方法とする。

給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示する。

また、給水所に利用する住民の代表者を指定し、表示する。

給水に関しての問い合わせ、要望等については、出来るだけ代表者に取りまとめを依頼する。代表者の選定に際しては、自主防災組織、自治会等の協力を得る。

給水所

連絡者：

縦 45cm×横 90cm

(3) 水源の確保

応急給水に必要な水は、次の順序により確保する。

ア 配水池

施設の被害状況、道路交通状況により、配水池からの供給が可能なときは、給水タンク等を車両に搭載し給水活動を実施する。車両については、柳井市指定水道業者の協力を得るものとする。また、給水における広域応援がなされたときも、配水池又は浄水場直近の消火栓で供給を行い、給水車、給水タンク等により活動を行う。

イ 個人保有井戸、事業所保有井戸、河川等

ろ過、滅菌を行い飲料水として利用するか、若しくは生活用水として利用する。

(4) 給水の広報

緊急給水活動の実施と同時に、総務部広報班は、住民に対し、給水広報等の活動を行う。その内容は次のとおりである。

ア 被害状況の説明及び復旧見込みについての広報

イ 給水所の場所及び緊急給水に関する諸注意についての広報

(5) 給水の実施

給水の実施は、各方法にて確保された飲料水すべてについて、上記給水所で行う。

給水は、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。

一般家庭用水は、各家庭において持参した容器で給水を受けることを原則とする。

自ら容器を持参できない者、又は給水された容器を持ち運べない者等に対しては、自主防災組織や自治会、近隣住民等の援助が受けられるように配慮し、給水活動全体に支障が生じないように努める。

第 15 節 緊急食料供給体制の確立

農林水産商工対策部農林水産班

農林水産商工対策部商工観光班

◎ 災害により住民が食料と自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食料を確保する。

☆ 要配慮者への給食については、品目を考慮し、適切な給食を行うこと。

1 給食需要の把握

下記の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、水道供給停止等による。）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 通常の配給機関が一時的にまひし主食の配給の受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (6) 救助活動に従事する者（注：法による救助にはならない。）

給食需要の把握については、以下のように実施する。

- (1) 避難所については、災害救助部避難救助班が実施する。
- (2) 住宅残留者については、自主防災組織や自治会等の協力を得て衛生対策部協力班が実施する。

2 給食能力の把握

- (1) 給食関係施設の被害状況の把握
給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。
- (2) 公的備蓄・業者調達可能量の把握
公的備蓄量及び小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。

3 食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には 1、2 の状況把握に基づき決定する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

- (1) 応急供給品目
応急供給品目は、市が調達する米穀及び備蓄する保存食（乾パン、アルファ米）の状況により、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、おにぎり、弁当等の品目及び要配慮者への品目について考慮する。
また、乳児に対しては、原則として、調達による粉ミルクとする。

4 給食活動の実施

(1) 食料等の調達

災害時における米穀等の食料供給及び給食に必要な副食、調味料の確保に努める。

また、必要な食料の確保が困難な場合は、知事を通じ、中国四国農政局への応援要請を行うものとする。

なお、災害時は、平常時の市場流通の混乱や途絶が想定され、流通がある程度回復するまでの間に必要な物資をより迅速に供給する必要があるため、食品流通業者と調達協定を締結するなどの体制整備に努めるものとする。

(2) 食料等の輸送

農林水産商工対策部農林水産班及び商工観光班は、市において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等を考慮する。

集積地は、原則として、柳井市総合福祉センターとし、災害の状況によっては避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

(3) 食料等の配布

避難者等への食料等の配布は、災害救助部避難救助班が行う。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

また、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化も踏まえ、必要に応じて、栄養管理に配慮する。

(4) 炊き出しの実施

ア 救助部避難救助班は、給食可能設備を有する施設において、速やかに炊き出しができるように、連絡調整と指揮に当たる。

イ 原則として、炊き出しは配給対象者、自主防災組織、自治会等が中心となっていく。

ウ 状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意点

ア 費用の限度額

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は主食、副食及び燃料等の経費とする。

イ 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(6) 家庭内備蓄の周知

大規模災害時では、住民の食料調達が困難となることが考えられることから、家庭内備蓄として、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の飲料水や食料の準備を行うよう周知に努める。

第 16 節 緊急生活物資供給体制の確立

農林水産商工対策部農林水産班

農林水産商工対策部商工観光班

◎ 食料供給体制とあわせて、寝具、衣類、照明用品等の供給を実施し、被災者の心身の安定を期する。

☆ 要配慮者への生活物資の供給は、必要としている品目を正確に把握し、適切に供給すること。

1 生活必需品需要の把握

生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数は、被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

供給対象者：住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受け被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損しただちに日常生活を営むことが困難な者

2 業者調達可能量の把握

農林水産商工対策部商工観光班は、市内の業者の調達可能量を把握する。

3 生活必需物資の供給方針の決定

生活必需物資の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には1、2の状況把握に基づき決定する。生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

（1）被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- | | |
|--------|----------------------------|
| ①寝具 | 就寝に必要な毛布及び布団等（季節を考慮すること） |
| ②外衣 | 普段着、作業着、婦人服、子供服等 |
| ③肌着 | シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等 |
| ④身の回り品 | タオル、手拭い、軍手、長靴等 |
| ⑤炊事用具 | 鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等 |
| ⑥食器 | 茶わん、汁わん、皿、はし等 |
| ⑦日用品 | 懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 |
| ⑧光熱材料 | マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等 |
| ⑨その他 | 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM／FMラジオ等 |

また、要配慮者に対する必需品について、十分考慮し、供給を行うこと。

（2）被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、自主防災組織、自治会等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。

4 生活必需物資の供給活動の実施

（1）生活必需物資の調達

市において、市内の販売業者から物資を調達する。調達を行ったものについて、物資調達台帳に記入し、整理するものとする。

なお、市で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。

また、小口・混載の義援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり負担と

なることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、真に必要とするものに限定する。

(2) 生活必需物資の輸送

農林水産商工対策部農林水産班及び商工観光班は、市において調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等を考慮する。

集積地は、原則として、柳井市総合福祉センターとし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

(3) 生活必需物資の配布

供給方針に基づき、災害救助部避難救助班は、避難者等へ生活必需物資の配布を行う。

この際、自主防災組織や自治会、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

配付を行ったものについて、物資供給状況書に記入し、整理するものとする。

5 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

(2) 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第 17 節 防災基幹施設における電力、通信の応急復旧

関係各機関
総務部庶務班

◎ 災害時において、防災基幹施設の電気、通信等ライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。関係各機関と優先復旧先等について連携を取り、速やかな応急復旧を図ることにより災害対策業務機能を確保する。

☆ ライフライン関係各機関による、被害情報、復旧情報の広報を住民に対して積極的に行うことを要請し、市への問い合わせを極力減らすこと。

1 災害発生時の連携

総務部庶務班は、災害発生時における、電力、通信機関と次のように連携をとる。

- (1) 災害発生後、速やかに電力、通信機関において、被害状況の把握を開始する。
- (2) 同時に、電力、通信機関より、市災害対策総合連絡本部に連絡員の派遣を行う。
この際、連絡員は各社災害対策本部（設置しない場合は営業所）との通信手段を確保できる無線等を携帯する。
- (3) 被害状況について、速やかに市へ連絡を行う。
- (4) 防災基幹施設等優先復旧施設についての方針決定を行う。
- (5) 応急復旧工事や代替施設による供給等の措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図る。

2 復旧を優先する施設の方針の決定

電力、通信の復旧に当たっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、市本部と電力、通信機関との協議によって決定するが、一般的には下記の施設において優先復旧を考慮する必要がある。

- (1) 市本部（市役所、出張所等）
- (2) 消防、警察及び県の出先機関
- (3) 市内医療機関
- (4) 市内の避難所等

3 電力、通信の復旧計画

電力、通信の復旧計画については、本章「第3 第 17 節 通信、電力施設等の応急復旧、ガスの緊急確保」によるものとする。

第3 救援期における災害応急対策活動

第1節 災害情報等の収集報告

総務部庶務班、各担当班
柳井地域広域水道企業団

◎ 被害状況を迅速、正確に把握することは、災害救助法の適用、各種復旧活動の基本となるものである。各被害調査担当班は、情報を把握し、総務部庶務班へ報告するとともに、関係する県の部局等に報告する。

1 災害情報・被害状況の把握

(1) 災害情報・被害状況の収集報告の基本

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は、原則として各部班が行い、総務部庶務班に一元化する。総括的な情報は、総務部庶務班が県防災危機管理課へ報告し、その他の部班は、それぞれ関係する県の部局に報告するものとする。

(2) 被害状況の調査

市域内における被害状況の調査に当たっては、県の地域防災計画に示されている被害調査様式に準じて行うものとし、各種別ごとの被害調査については次の要領に準じて行うものとする。

ア 人的、建物被害等

協力班が出張所班と共同で調査を実施する。人的被害については警察と連絡を取り調査するものとする。

イ 道路、橋梁、河川等土木関係被害

土木施設の被害については土木港湾対策部の各班が調査を実施する。

ウ 農林水産関係被害

農林水産関係の各種被害については農林水産商工対策部農林水産班が担当し、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て実施するものとする。

エ 商工業関係被害

商工業関係被害については農林水産商工対策部商工観光班が担当し、商工会議所等の協力を得て調査を実施する。

オ 文教施設被害

教育関係施設の被害については文教対策部各班が担当し、学校長等の協力を得て調査を実施する。

カ 上下水道施設等被害

上水道施設及び簡易水道施設については柳井地域広域水道企業団が、また、下水道施設及び農業集落排水施設については土木港湾対策部都市下水班がそれぞれ調査を実施する。

キ 福祉施設被害

福祉施設の被害については災害救助部避難救助班が調査を実施する。

ク 衛生施設被害

衛生施設の被害については衛生対策部防疫清掃班が調査を実施する。

ケ その他の被害

総務部財政班は、市有財産施設の被害について各施設を所管する部から報告を求める。

2 被害調査報告の取りまとめ及び県への被害状況報告

(1) 被害調査報告の取りまとめ

各被害調査の取りまとめは総務部庶務班において行う。各対策部は速やかに調査結果を担当部長を通じて報告する。

(2) 県への被害状況報告

総務部庶務班は、各部からの被害報告を取りまとめ、県現地災害対策本部へ、現地災害対策本部が設置されないときには、県災害対策本部又は県総務部防災危機管理課に報告する。

なお、報告の種別内容については、次のとおりである。

ア 災害発生報告

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害の状況、災害防除上必要と認められる事項に対し、既に実施しあるいは実施しようとする応急対策活動の概要について、人的・建物被害等報告及び公共施設等被害報告により報告するものとする。

イ 被害中間報告

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更があるときは、そのつど変更の報告を行うものとする。

ウ 被害最終報告

被害の程度が最終的に判明したときは、確定報告により報告するものとする。

3 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

各部に記録写真員をおき、また災害全般にわたっては、総務部広報班において写真記録として撮影し災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。

第2節 広報活動

総務部広報班

◎ 初動対応期を経て、救援期に移行する時点においての広報は、被災を受けた住民等に生活情報や復旧状況を適切に広報することであり、これにより人心の安定及び速やかな復旧へ導くことに努める。

☆ 特に、要配慮者への生活支援・救援情報を適切かつ正確に伝えること。

1 報道機関に対する発表並びに依頼

総務部広報班は、本章「第2 第7節 広報活動」に準じて報道機関に対する広報を行う。内容についても準ずるが、救援期については、次の内容についても考慮する。

- ①市及び県等の災害復旧や生活支援に対する取組
 - ②義援金、ボランティアの申出等の全国への支援要請
 - ③罹災証明書、災害弔慰金、災害障害見舞金等生活救護に関する情報
 - ④電気、電話、水道等公益事業施設の復旧状況
 - ⑤衣食住関連商品、サービス情報（営業状況等）等の生活支援情報
 - ⑥住宅診断、仮設住宅等の住宅情報
 - ⑦文字放送や外国語による要配慮者に対する情報提供
- 場合によっては、総務部広報班員が直接、放送機関で情報を提供する。

2 一般住民に対する広報

一般住民に対する広報は、本章「第2 第7節 広報活動」に準じて行う。

避難所の開設期間が長期化する可能性が生じたときには、県災害対策本部、報道機関、通信機関、ボランティア等の連携により多種多様な情報の提供に努めることを考慮するほか、開設した避難所を広報拠点と位置づけ、広報事項の周知ができるよう努める。また、必要に応じて、郵便局、コンビニエンスストア等にも協力を求め、情報の掲示等広報拠点として活用する。

情報提供手段としては、次に掲げるものを考慮する。

- ①臨時災害FM局の開設
- ②生活必要情報の提供のためのミニ情報誌
- ③避難所単位に設置した電話、FAXによる情報提供
- ④市のインターネットホームページによる情報提供

第3節 災害救助法の適用

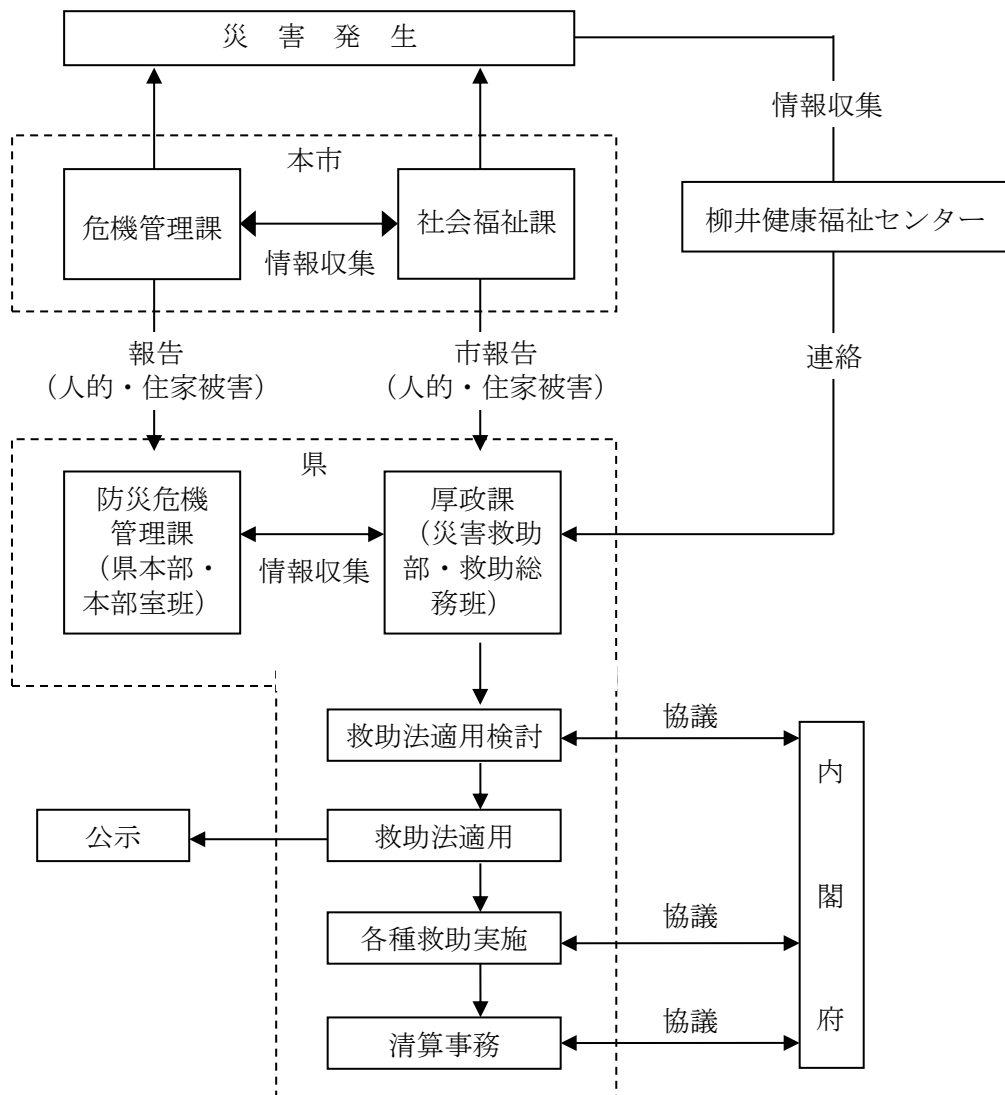
災害救助部庶務班

- ◎ 大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。
この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。
- ☆ 災害救助法の運用は、日常から県を含めての実践的訓練が非常に重要となる。

1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法による救助の実施

ア 災害救助法事務処理系統図



イ 実施機関

- (ア) 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。

- (イ) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (ウ) 知事から市長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。
- (エ) なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	市
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 市
3 炊き出しその他による食品の給与	市
4 飲料水の供給	市
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6 医療及び助産	県
7 災害にかかった者の救出	市
8 住宅の応急修理	市
9 障害物（土石、竹木等）の除去	市
10 生業資金の貸与	県
11 学用品の給与	市
12 遺体の搜索	市
13 遺体の処理	市
14 埋葬	市

- (オ) 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、ただちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

ウ 適用基準

県及び市は、以下の基準に基づき災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第 2 項に示す手続きを行う。

(ア) 当該市の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。		
a 住家滅失世帯基準数		
市の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満		30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
b 本市災害救助法適用基準表		
市町名	人口	適用基準
柳井市	30,799 人	60 世帯
(人口は令和 2 年 10 月 1 日現在国勢調査結果による。)		
(イ) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、本市の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の 1/2 以上に達したとき。		
(ウ) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 7,000 世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数である場合		
(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合		
(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。		
備考		
適用基準の算定方法 (単位：世帯)		
適用基準 = (全壊・全焼・流失等) + {(半壊・半焼等) × 1/2} + {(床上浸水・土砂の堆積等) × 1/3}		

(2) 適用手続き

ア 適用手続に係る処理事項

災害救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(ア) 報告	a 市長 (a) 市長は、当該市域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、ただちにその旨を知事に報告する。 (b) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 (c) 報告内容 罹災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (d) 報告系統 「第 1 項 1 災害救助法事務処理系統図」による。 (e) 報告主任の設置
--------	---

(イ) 適用の 公告	災害救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。(公告形式) ○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○○市町の区域に救助法による救助を実施する。
---------------	---

イ 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、ただちにその状況を知事に報告しなければならない。

(3) 救助の実施基準

災害救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

(4) 応急救助の実施

災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本計画	担当部署
救助の総括	本章 災害救助法の適用	災害救助部
被害状況等の調査・報告	第2部 第2章 第2 第3節 災害情報等の収集報告	総務部
避難所の設置	第2部 第2章 第2 第7節 避難指示等の発令、避難所の開設等の活動	災害救助部、 総務部
応急仮設住宅の供与	第2部 第2章 第3 第9節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与	土木港湾対策部
被災した住宅の応急修理		
炊き出しその他による食品の給与	第2部 第2章 第2 第17節 緊急食料供給体制の確立	災害救助部、 総務部
飲料水の給与	第2部 第2章 第2 第16節 緊急給水体制の確立	総務部、柳井 地域広域水道 企業団
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	第2部 第2章 第2 第18節 緊急生活物資供給体制の確立	農林水産商工 対策部
学用品の給与	第2部 第2章 第3 第10節 文教対策	文教対策部
医療及び助産	第2部 第2章 第2 第13節 医療救護・助産	災害救助部
被災者の救出	第2部 第2章 第2 第6節 救出活動	総務部、広域 消防本部ほか
遺体の搜索	第2部 第2章 第2 第14節 行方不明者・遺体の搜索、収容、処理、埋葬	衛生対策部、 警察署ほか
遺体の処理		
埋葬		

障害物の除去		第2部 第2章 第3 第6節 障害物の除去及び道路応急復旧	衛生対策部
業務	輸送協力	第2部 第2章 第2 第15節 緊急輸送体制の確立	総務部
	労務協力	本章 災害救助法の適用	総務部ほか

(5) 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

ア 従事命令及び協力命令

(ア) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（災害救助法第7条）

(イ) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（災害救助法第8条）

イ 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(ア) 管理、使用、保管命令及び収用

a 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋又は物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（災害救助法第9条第1項）

(a) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(b) 災害救助法第14条の規定による内閣総理大臣の指示を実施するため必要があると認めるとき。

b 管理

病院、診療所、旅館、その他政令で定める施設を管理する権限

c 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

d 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある、救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

e 収用

災害時に、必要物資を多量に買入れ、又は売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限

f 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地又は物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。（災害救助法第9条第2項）

(イ) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。（災害救助法第9条第2項）

(6) 市長の事務

ア 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

(ア) 市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

(イ) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

イ 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行

「第3部 第1章 第1節 被災者市民相談・罹災証明書の発行」を参照

2 技能者、労務者等の雇い上げ計画

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、災害救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な技能者、労務者の雇い上げができることになっており、これに関して市、県及び関係機関がとるべき措置について定める。

(1) 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

(2) 市の雇い上げ

ア 方法

(ア) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

(イ) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

イ 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

ウ 災害救助法による労務者の雇い上げ

県の雇い上げに準じて行うものとする。

第4節 避難所の運営

災害救助部避難救助班

◎ 市が事前に指定する避難所には、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所としての「指定緊急避難場所」と、自宅等の倒壊や焼失等により生活の拠点を失った住民が、仮に生活を営む「指定避難所」がある。それぞれ、避難所としての性格は違えども、避難者同士が、互いに思いやりをもって時間を共有するためにも、多様な主体の視点の違いや意見に配慮しながら、食料、生活必需品、医療といったきめ細かい対応が必要となる。

☆ 避難所の運営は、市の職員のみならず、規模の大きな災害ほど、自主防災組織や自治会等、住民自らが主体的に運営に参画し、ボランティア等との連携も行いつつ運営することが望ましい。

1 避難所の運営

(1) 避難所の運営担当者

市の指定する指定緊急避難場所等の運営は、主として災害救助部避難救助班が担当し、自主防災組織、自治会、避難施設の管理者及びボランティア等の協力を得て円滑な運営に努めるものとする。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるように努めるものとする。

被災後、指定緊急避難場所から指定避難所への移行や指定避難所の開設の決定は、被災状況や避難者数等を鑑み、災害対策本部会議において行うものとするが、状況によっては、早い段階から、柳井市社会福祉協議会や各ボランティア団体と連携を密にして、運営体制の確保に努めておくものとする。

また、運営に当たっては、災害種別や施設の規模等によって被災者への対応が異なる場合もあることから、施設ごとに運営マニュアルを作成し、迅速かつ効率的な避難生活の支援となるよう努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 避難所運営の職務内容

ア 避難者収容名簿の作成

避難者名簿は、以後の食料、生活用品の対応に必要であり、さらに住民からの問い合わせに応じるために早急に作成する必要がある。

名簿の作成は、避難者に避難者カードを交付し、避難者各人が記入する。

自分で記入できない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難所開設者で記入する。その後、避難者カードを集計整理し、避難者名簿に転記する。

なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、変更後の避難所に提出するように指示する。

イ 施設の使い方

[居住空間の部屋割り]

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、地区単位や部屋単位等とし、実際の区分けは、自主防災組織や自治会等の自主的な編成に委ねる。

各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報の受渡しはこの代表者を經由して行う。各部屋の代表者の役割は下記のとおりである。

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③物資の配付の指示
- ④各避難者の要望の取りまとめ

[共有空間]

避難所の運営又は避難者の生活のために、運営担当者及び自主防災組織や自治会等の代表者は協力して、次のような活動のための空間又は設置場所を速やかに定める。

- ①避難所運営本部
- ②生活情報等の掲示
- ③ボランティア受付
- ④救援物資の管理・保管
- ⑤医療救護等

ウ 避難所生活のルールづくり

避難者が共同生活を送るために、共通に守るべき生活のルールを定める。ルールの策定に当たっては、避難所運営の従事者や避難者の代表者によって行い、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮しながら、食事、消灯などの生活時間、施設の使い方、施設利用上の注意など必要な事項を定め、避難者全員に周知する。

避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

エ 食料、生活必需品の請求、受払

各避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについて、本部へ要請する。

また、到着した食料や物品を受入れ、各部屋ごとに配付する。
この際、物品の受払簿に記帳する。

オ 状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。

また、特段の異常がなくとも1日に1回災害救助部で取りまとめの上、本部へ報告する。

避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。

2 要配慮者の施設等への移送

要配慮者や傷病者については、避難所生活を続けることが非常に負担となるため、災害発生からの避難が落ちついた時点で、それぞれに適した場所への移送に努める。

医療機関や社会福祉施設等への移送は、介護者によるものも含め、適切に行っていくものとする。

市では、松風苑、四季の里及びゆうわ苑の各福祉施設の一部を、指定避難所（福祉避難所）として指定し、必要が生じた場合は、速やかに各避難所等からの受入れが行えるよう当該施設に要請する。

なお、上記の措置によっても充足しない場合は、県へ適当な施設等のあっせんを要請する。

3 避難所開設期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第5節 ボランティアとの連携

災害救助部庶務班
柳井市社会福祉協議会

◎ 災害応急対策を迅速、的確に実施するため、及び被災住民の多種多様なニーズに対応するために、各種ボランティアとの連携をとるとともに、活動ニーズを把握し、被災住民を支援していくものとする。なお、受入れ窓口の開設及び活動の調整等については、柳井市社会福祉協議会等の協力を得て進めるものとする。

1 ボランティア活動

(1) ボランティアの種類

ボランティアの種類としては、次のようなものが考えられる。

- ①救出に係わる専門ボランティア
- ②医療に係わる専門ボランティア
- ③土木、建築に係わる専門ボランティア
- ④保健、福祉に係わる専門ボランティア
- ⑤通信に係わる専門ボランティア
- ⑥労力を提供する一般及び企業ボランティア

(2) ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容としては、次のようなものが考えられる。

- ①救出、救急医療活動
- ②建物の応急危険度判定活動
- ③清掃、障害物除去活動
- ④要配慮者に対する各種福祉サービス、心理相談等健康管理支援活動
- ⑤被災者に対する各種生活相談等生活支援活動
- ⑥避難所における運営援助活動
- ⑦障害者等要配慮者に対する各種情報集約、提供活動
- ⑧2－(2)に示すボランティアセンターの運営に関する活動

2 ボランティアとの連携

(1) ボランティアの受入れ窓口

ボランティアの受入れに関する担当窓口は、災害救助部庶務班が担当する。ただし、実質的な受入れについては、柳井市社会福祉協議会が行うものとし、災害救助部庶務班が柳井市社会福祉協議会との連絡及び情報交換の体制を整えるものとする。

また、日本赤十字社の奉仕団、医療救護班については、市が直接受入れ、連携をとり、活動についての情報交換を行うものとする。

(2) ボランティアの活動体制整備

市は、本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに柳井市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、柳井市総合福祉センターに災害ボランティアセンターの設置を行う。なお、当該施設が災害による損傷や二次災害の恐れが大きい等により使用に適さない場合は、柳井市社会福祉協議会と協議を行い市本部が決定する。

この際、広域的な被害の状況により、県災害対策本部が県のボランティアの受入れ窓口を開設した場合は、受入れについて県災害対策本部との情報交換、連携に努める。

また、大規模かつ広域的な災害が発生し、市ボランティアセンターが被災等によって、その機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンターとの災害ボランティアセンターの共同設置や民間支援組織等との協同運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

災害ボランティアセンターを開設した場合の活動内容は概ね次のとおりとし、その活動に当たってはボランティアの協力も考慮する。

ア ボランティアの募集、受付及び名簿の作成

イ ボランティアセンター運営スタッフの確保

（ボランティアセンター運営スタッフとは、ボランティアの活動事項と被災住民が必要としている活動事項を円滑に結び、適切な派遣を行うこと並びにボランティアに対する相談を行う等の総合調整役である。）

ウ ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示

エ 宿泊場所の斡旋（ボランティアによる自己確保を原則とする。）

オ ボランティア保険の加入状況の把握

（本部長は、必要に応じて市でボランティア保険料を負担することも考慮しながら、ボランティア保険料の負担に関する方針を災害発生後早急に決定する。）

カ 行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）

キ ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

ク その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など

（３）ボランティア需要の把握

ボランティア需要の把握については、次のように行い、市、防災関係機関、ボランティアが連携をとり、適切な援助活動を行っていくものとする。

ア 市本部が行う応急対策の活動において、

①人員の不足から円滑な活動が進められない。

②各応急活動時に直接住民から要望された。

③市、県が行う福祉活動（避難所、各家庭の訪問調査等）においてニーズを把握した。

上記の場合においては、市担当各部班が援助を必要としている活動内容について整理を行い災害救助部庶務班へ要望する。災害救助部庶務班は、これを取りまとめて、災害ボランティアセンターに情報を伝達する。

イ 住民の要望を自主防災組織や自治会が把握した場合は、災害救助部庶務班へ連絡を行い、これを取りまとめ、災害ボランティアセンターに伝える。

ウ ボランティア需要の把握に専任するボランティアを用いて避難所等で収集を行う。

エ 災害ボランティアセンター内に、住民から需要についての要望を直接聞く、窓口を開設する。

オ ボランティアセンター運営スタッフは、場合により避難所等で直接住民から情報収集を行う。

３ ボランティアの活動

ボランティア需要の把握を行い、実際に派遣できる者については、災害ボランティアセンターで調整し、派遣を行うものとする。

ボランティアの円滑な活動を支援するため、県及び関係団体等との、平時からの連携体制の構築に努める。

また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮に努める。

第6節 障害物の除去及び道路応急復旧

衛生対策部防疫清掃班
土木港湾対策部土木港湾班

- ◎ 災害により住居又はその周辺に発生した障害物及び土木構造物の崩壊等により、日常生活や交通に支障をきたしているものについて、除去及び処分する。
また、被害を受けた道路については、迅速に応急復旧を行うものとする。
☆ 2次災害防止のためにも、被害箇所、危険箇所の把握は速やかに行う。

1 障害物の除去

(1) 除去の実施機関

- ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市長が行う。
イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
ウ 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行う。
エ 浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行う。ただし、市長の限りで実施困難のときは、知事に対して応援協力を要請する。
オ その他、施設内、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む。）除去の対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 道路、河川等にある障害物の除去

道路、河川等にある障害物の除去については、本章「第2 第11節 重要道路の緊急確保」に準じて行う。

市内における、県道、県管理河川については、柳井土木建築事務所（TEL 22-0396）が所管であり、障害物の除去は、柳井土木建築事務所との連携により行う。

除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮して行う。

〈市内県管理河川一覧表〉

河川名	由宇川、日積川、若杉川、大里川、境川、柳井川、黒杭川、土井川
	片野川、土穂石川、灸川、人数川、四割川、舞谷川、石神川、滝川

(4) 住宅内の障害物の除去

- ア 自らの労力、機械器具を用い又は業者等の協力を得て行うことを原則とする。
イ 災害救助法の規定に基づく除去（災害救助法が適用された場合）
災害救助法の規定により次の基準に適合するものに対しては、市が実施する。

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去を行う場合の対象は、次の場合に限るものとする。

- ① 居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者
- ② 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者
- ③ 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

把握については、自主防災組織、自治会、消防団の協力を得て、衛生対策部防疫清掃班が行う。

住居内の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営むことができる状態にすることとし、有効な労力、資機材を保有する民間団体及び市内業者等から供給を受けるものとする。

また、必要に応じて、消防団の協力、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

2 道路の応急復旧

(1) 道路施設被害状況の把握

土木港湾対策部土木港湾班は、応急対策活動全体を安全かつ円滑に進めるための道路を確保するために、市内全域の道路、橋梁等道路施設の被害状況の把握を行う（本章「第3 第1節 災害情報等の収集報告」を参照）。

(2) 道路施設被害の応急復旧方針の決定

市内全域の被害情報に基づき、復旧方法、復旧に要する期間、復旧順位、復旧工事の際に必要な、交通規制計画、迂回路計画、労力、資材、機材確保についての方針を早急に決定し、住民への広報及び関係機関・団体との協議、協力業者等の確保に努めるものとする。

(3) 道路施設被害の応急復旧

ア 被害が小さい場合の応急工事

道路の損壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的被害が小さく道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等小規模の応急対策により、交通の確保が得られる場合は、早急に必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

イ 比較的被害が大きい場合の応急工事

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害個所の応急対策を行うのと同時に付近の適当な場所を選定し、一時的付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

ウ 応急工事が長期にわたる場合の処置

応急工事が長期にわたり、路線の交通止めによる影響が大きい場合、道路管理者は付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

エ 広域における交通途絶

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態になった場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、応急工事を集中的に実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

3 災害廃棄物の処理

障害物の除去及び道路の啓開、応急復旧において災害廃棄物が発生するが、その処理に関しては、環境面への影響に配慮しつつ、次のように行う。

(1) 処理の実施機関

災害廃棄物の処理の実施機関は、1の実施機関が責任をもって処理するものとする。ただし、1-(4)-イの場合は、市が実施するものとする。

(2) 市による処分

市による災害廃棄物の処理は、衛生対策部防疫清掃班が担当し、次のとおり処理を行う。

ア あらかじめ決められた災害廃棄物の仮置場（小田浜グラウンド）が利用できるか確認を行う。不可能な場合は、別の公用地で搬入並び住民生活に支障のない場所を選定する。

イ 災害廃棄物の仮置場の場所の決定について、総務部庶務班へ報告する。

ウ 各活動により生じた災害廃棄物についての処理を、柳井市建設業協同組合等の団体又は市内業者に要請する。

エ 要請した団体等で対応が出来ない場合は、県災害対策本部へ応援を要請する。

オ あわせて、仮置場の搬入管理及び災害廃棄物の管理について要請する。その際、適正な分別処理を呼びかけ、災害廃棄物のリサイクルに努める。

カ 適当な時期に、上記の方法で最終処分場への搬出を行う。状況により、最終処分については、処理方法、処理場所等を県災害対策本部と協議するものとする。

第7節 防疫及び保健衛生

衛生対策部防疫清掃班 災害救助部救護班
柳井健康福祉センター

◎ 災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

☆ 防疫、保健衛生活動は、市単独では困難なため、柳井健康福祉センター等関係機関の協力を受け、適切に進めること。

1 防疫活動

防疫活動は、衛生対策部防疫清掃班が柳井健康福祉センターと連携し、実施するものとする。ただし、災害の状況により、実施が困難であると判断したときは、知事に対して県内他健康福祉センター等の応援を要請するものとする。

(1) 防疫体制の確立

被災状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被災地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて消毒担当班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。防疫器具・薬品等の確保については、市内業者からの調達で確保し、不足する場合は、県に対し、防疫器具・薬品等の調達のあっせんを依頼する。

(2) 感染症対策

活動については、柳井健康福祉センターが編成する施設等調査班疫学調査班及び予防指導班との連携をとり、次のように実施する。

ア 全般的に施設等調査及び疫学調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。

イ 同時に、手指の消毒等必要な指導、クレゾール石鹼液の配付等を行う。

ウ 災害救助部救護班は、感染症患者が発生した場合は、速やかに市内の医療機関に入院手続をするものとし、交通途絶等の理由により収容困難の場合は、災害を免れた市町等関係機関と連携をとりながら対応する。

エ 感染症発生箇所の消毒を実施する（消毒担当班を編成）。

オ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を対象、期間を定め、実施する（ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を失しないよう措置する。）。

カ チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施する。

(3) 消毒の実施

被災により、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、実施する。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 避難所の便所、その他の不潔場所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ 飲料水確保場所（井戸、河川等）

オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

カ ねずみ族、昆虫等の発生場所

消毒の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行うものとする。

2 保健衛生

(1) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

災害救助部救護班は、柳井健康福祉センターと連携し、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

被災地及び避難所等での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは、柳井健康福祉センターを通じ知事に対しその実施を要請する。

(2) 保健活動

ア 被災者に対する保健相談

災害救助部救護班は、柳井健康福祉センターと連携し、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断を行うとともに、避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミー症候群）、熱中症の予防対策を行う。

また、必要に応じて、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談を実施するものとする（「第3部 第1章 第3節 被災者のメンタルケア」参照）。

イ 被災者に対する栄養相談

必要に応じて、柳井健康福祉センターとの連携及び栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所等での食事についての栄養相談に応じるものとする。

3 特定動物の逸走防止等

(1) 実施機関等

原則、飼養者とする。

(2) 実施方法

飼養者は、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び逸走を防止する措置を行う。

4 被災動物の救護

災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。このため、市は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

(1) 実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市が関係機関等と連携して実施する。

(2) 飼い主の責務

ア 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。

イ 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

(3) 被災動物の救護体制

ア 県

(ア) 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。

(イ) 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。

(ウ) 健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(エ) 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。

(オ) 県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

イ 市

飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

第 8 節 ごみ及びし尿の収集処理

衛生対策部防疫清掃班
土木港湾対策部都市下水班

◎ 災害により、処理量の増加した、生活ごみやし尿を、迅速確実に収集処理し環境衛生の万全を期する。

1 ごみ収集処理

(1) 災害時に発生するごみ

災害時に発生するごみは、次のとおりである。

- ア 道路啓開及び道路復旧による廃棄物
- イ 災害により使用できなくなった家具、畳等
- ウ 損壊、焼失による建築物廃材
- エ 通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ

この中で、アからウまでは、災害廃棄物と位置づけられ、本章「第 3 第 6 節 障害物の除去及び道路応急復旧」によるものとし、この節ではエについて定める。

(2) 生活ごみの収集処理

生活ごみの収集処理については、衛生対策部防疫清掃班が周東環境衛生組合と共同で担当する。

ア 衛生対策部防疫清掃班のごみの収集に関する活動は、次のとおりである。

- ①周東環境衛生組合及び市不燃物処理場の被災状況を確認し、収集搬送能力及びごみ処理能力について把握する。
- ②自主防災組織や自治会に通常の集積場所が利用可能であるか、調査を依頼する。
- ③通常の集積場所が利用出来ないときは、通行に支障のない道路際又は搬出に便利な空地を選定し、広報する。
- ④発生するごみの量を勘案して、収集搬送が難しいと判断したときは、県災害対策本部に収集搬送の応援を要請する。
- ⑤発生するごみの量及びごみ処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、公用地及び住民生活に支障のない場所に、一時集積を行う。

イ 同時に、処理についての方法、場所について県災害対策本部と協議を行い、迅速な処理に努める。

また、ごみの一時集積場所を開設するときは、定期的な消毒を実施する。

〈ごみ処理場〉

ごみ処理場	所在地	電話
周東環境衛生組合 清掃センター	柳井市南浜四丁目 5 番 13 号	22-2270
柳井市不燃物処理場	柳井市柳井宮本塩浜 1578 番地の 1 地先	22-6306

(3) 住民等への広報

衛生対策部防疫清掃班は総務部広報班と連携して、以下の項目について広報し、住民への周知を図る。

- ア ごみ収集処理の活動状況
- イ 生活ごみと災害廃棄物の分別への協力
- ウ 一時集積場所等の周知と搬入方法

2 し尿処理

(1) 下水道施設等被害状況の把握

市内では、一部区域において公共下水道及び農業集落排水の整備が行われ、処理がなされている。

この区域においては、災害の発生に伴い、上水道、簡易水道の断水及び下水道、農業集落排水管渠の破損、処理場の機能停止等により、通常の上尿処理に支障をきたすことが生じる。

このため、土木港湾対策部都市下水班は、下水道等処理区域の管渠等施設被害状況及び下水道等の使用できない戸数、上尿の排出量を把握する。

(2) 下水道施設等被害等における対策

ア 土木港湾対策部都市下水班は、下水道、農業集落排水管渠等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道等の使用を制限する必要があるときは、総務部広報班と連携して広報車、チラシ、立て看板等の手段を用いて周知を図る。

イ 土木港湾対策部都市下水班は、下水道等処理区域内の避難所及び公用地等の適地に、世帯数、人口又は避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレの調達、設置を行う。

また、下水道等処理区域外においても避難所等で必要が生じた場合は、衛生対策部防疫清掃班の指示のもとに調達、設置を行うものとする。

ウ 仮設トイレを設置した場合は、場所、設置個数、1日当たりの総排出量、設置期間の見通しについて、本部室へ報告を行う。

下水道施設等の応急復旧は、本章「第3 第16節 上、下水道施設等の応急復旧」を参照。

(3) し尿処理計画

し尿処理については、衛生対策部防疫清掃班が周東環境衛生組合と連携して実施する。衛生対策部防疫清掃班が行う、し尿の処理に伴う活動は、次のとおりである。

ア 周東環境衛生組合の被災状況を確認し、収集搬送能力及びし尿処理能力について把握する。

イ し尿処理場が使用できないときは、県災害対策本部に処理についての方法、場所についての協議を行う。

ウ 仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県災害対策本部等に処理の応援を要請する。

〈し尿処理場〉

下水、し尿処理場	所在地	電話
柳井浄化センター	柳井市柳井字宮本塩浜 1578 番地の 11	23-1039
周東環境衛生組合衛生センター	柳井市神代 2805 番地	45-2711

第9節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与

土木港湾対策部建築住宅班
農林水産商工対策部商工観光班

◎ 余震による、2次災害を防止するために、住宅等建築物の被災状況を迅速に調査する。また、住宅被害を受けかつ自らの資力では、修理及び住宅を得ることができない者に対して、住宅の応急修理、応急仮設住宅等の供与を行う。

☆ 一般住宅等の応急危険度判定は、体制を整えることが可能な場合、住家の被害調査と同時に行うことが望ましい。

☆ 住宅の応急修理は期間が定められているので、的確な処理を行うこと。

1 応急危険度判定

土木港湾対策部建築住宅班は、地震により被害を受けた公共建築物及び一般住宅等の建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、被災建物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、安全性を早急に確認し、被災者の「住」に対する不安を解消する。

応急危険判定の対象施設については、防災基幹施設、生活避難所、公共施設等を優先して行い、その後一般住宅等へ移行していくものとする。

応急危険度判定の実施については、次のように体制を整える。

ア 住宅等建築物に多数被害を生じている場合、本部を通じて、県災害対策本部に連絡し、応急危険度判定士の応援を要請する。

イ 応急危険度判定士の活動が、円滑に行われるよう、必要資機材の確保及び被災箇所の位置把握、判定士への活動範囲の伝達を的確に行う。

応急危険度判定：建築物や宅地の被災状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。建築物は「危険：立入禁止（赤）」「要注意：立入制限（黄）」「調査済：安全（緑）」の3段階に区分し、宅地は「危険宅地（赤）」「要注意宅地（黄）」「調査済宅地（青）」の3段階に区分し、それぞれ該当する色のステッカーを見えやすい場所に貼り、建築物の所有者や居住者だけでなく、付近を通行する歩行者等にも注意を喚起します。

2 応急修理、応急仮設住宅等の供与の実施者

災害救助法が適用された場合の応急修理、応急仮設住宅等の供与の実施者は、次のとおりである。

応急仮設住宅等の供与・・・知事
住宅の応急修理・・・市長

3 住宅の応急修理

(1) 修理を受ける者

ア 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

(ア) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(イ) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する 意思がある者

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者

(2) 対象者の調査及び選定

ア 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

市が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。

ウ 上記ア、イは、場合によっては、県から市への事務委任により実施する。

(3) 応急修理の実施範囲と費用

ア 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

日常生活に必要な欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない 破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 応急修理の実施方法及び期間

ア 実施方法

(ア) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は、市から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は市直営工事により行う。

(ウ) 以下の 他の方が行う応急修理は排除しない。

- ・家主が借家を修繕する場合
- ・親類縁者の相互扶助による場合
- ・会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

イ 期間

(ア) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

災害発生の日から10日以内に完成させるものとする。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から3月（災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1

項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）以内に完成させるものとする。

(ウ) 修理の期間の延長

上記（ア）、（イ）の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

4 応急仮設住宅等の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

(1) 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

(2) 入居資格等

ア 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

イ 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

ウ 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

(ア) 入居期間は、原則として1年以内とする。

(イ) 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

(ウ) 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

(エ) 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

エ 被災者か否かは、原則として市が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。

オ 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

(3) 他の事業主体への要請

ア 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

イ 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

ウ 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

5 応急仮設住宅の供与

(1) 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

(2) 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ①生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ②特定の資産がない失業者
- ③特定の資産がない未亡人、母子世帯
- ④特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- ⑤特定の資産がない小企業者
- ⑥上記に準ずる経済的弱者等

ウ 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。

(3) 対象者及び入居予定者の選定

ア 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。

イ 入居資格については、(2)「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。

ウ 市長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

エ 入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の管理等

ア 建設型応急住宅

県厚政課が市に委託し、市長が市営住宅に準じて維持管理する。

供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

イ 賃貸型応急住宅

県厚政課が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。

県厚政課は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。

6 建設型応急住宅

(1) 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

(2) 建設場所の選定

ア 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。

イ アの候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

ウ 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。

エ 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

(3) 建設方法

ア 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

イ 県が建築業者に請負わせて建設する。

ウ 県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し設計図書等を示すものとする。

エ 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を

求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

オ 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

(4) 建設基準

ア 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7 m²を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

イ 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

ウ 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

(5) 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

(6) 建設期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

7 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

8 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第 10 節 文教対策

文教対策部

◎ 災害により教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合において、
応急教育の円滑な実施を図るため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保する。ま
た、児童、生徒の保護及び状況把握、連絡体制を整える。

☆ 教育施設が避難所として開設している時期の応急教育の開始は、避難者と教育関係
者、市本部との間で十分な協議を行い、ルールを確立すること。

1 被害状況の把握

文教対策部各班は、災害発生後、速やかに児童、生徒、教職員及び関係施設等の被害状況
を学校長等を通して、又は自ら調査する。

被害については、市本部を通じて、県災害対策本部に報告する。

（本章「第 2 第 3 節 災害情報等の収集報告」を参照）

2 児童生徒等保護

児童生徒等が、教育施設にいる際、災害が発生したときは、次のとおり保護に努める。

（1）学校の対応

ア 学校長等は、学校対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 「第 2 部第 1 章第 9 節 2 対策（1）学校教育の場での防災教育の推進」における災害
応急対策計画を踏まえ、迅速的確な対応に努める。

（2）教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、児童生徒等を避難場所等の安全な場所へ誘導・退避させる。

イ 児童生徒等の退避・誘導に当たって、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし
的確に指示する。

ウ 発達障害等の個別の課題を抱える児童生徒については、あらかじめ介助体制等の組織
を作るなど十分配慮する。

エ 学校対策本部の指示による児童生徒等の登下校方法及び保護者への引渡し方法につい
ては、氏名・人員等を確実に把握し、安全かつ迅速に行う。

オ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、
氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。

カ 児童生徒等の安全を確保した後、学校対策本部の指示により防災活動に当たる。

3 応急教育の実施

（1）教育施設の確保

文教対策部学校教育班は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断すること
を避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を早期に再開する。

イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設等を設けて授業の早期再
開を図るものとする。

エ 被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を
図るものとする。

オ 教育施設が、避難所として開設されている施設については、本部室、避難住民、自治会等と十分な協議のうえ、教育施設の確保を図るものとする。

(2) 教員の確保

文教対策部学校教育班は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

ア 教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。

①各学校の責任者は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、市本部を通じて、県本部に報告するものとする。

②通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整えるものとする。

③その他、県本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。

イ 災害により、教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、教員免許所有者を臨時に雇用するなどの対策を講ずる。

(3) 臨時休校等の措置

学校長等は、施設被害又は児童、生徒、教員の被災の程度によっては、文教対策部学校教育班と協議のうえ、臨時休校の措置を取るものとする。

また、臨時休校の対応策として夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び、教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補修授業等の実施についても、各学校の責任者と適宜協議するものとする。

なお、休校を決定した場合は、速やかに県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告するものとする。

4 学用品の給与

学用品については、災害救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対して以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長（学校教育班）が、教育委員会及び校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を支給する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書、教材

災害発生の日から1か月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から 15 日以内

5 児童・生徒への心のケア対策

文教対策部は、災害救助部と連携し、また県や医療機関等の協力を得ながら、被災した児童・生徒の健康管理に配慮するとともに、災害による精神的ダメージにも対処するため、健康相談、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の心のケアに努める。（第3部 第1章 第3節 被災者のメンタルケア 参照）

6 学校給食の確保

文教対策部学校教育班は、災害発生後速やかに学校給食センターの調理施設、洗浄機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備についての被害状況を、センター長を通じて、又は自ら調査し、市本部に報告する。

また、応急給食の実施や被災者炊き出しへの協力による調理従事者以外が使用する場合は、学校給食衛生基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなどの衛生管理に留意する。

7 文化財の保護

文教対策部生涯学習班は、文化財所有者又は管理者からの情報収集や現地調査を実施し、市内の文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

文化財が被災した場合、文教対策部は、県に専門職員等の応援要請を行うなど専門家等の確保に努め、詳細調査や被災文化財の応急措置、一時保管等の対策を実施する。

第11節 農水産業対策

農林水産商工対策部農林水産班

〃 経済建設班

◎ 災害時における農地、農作物、農業用施設及び家畜等の被害を防除するため、各種応急措置を実施する。

☆ 農業に関する応急措置は、日常から農業団体と措置方法について協議しておき、発災時に協力を得て速やかに行える体制を確保しておくこと。

1 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

ア 農林水産商工対策部農林水産班及び経済建設班は、災害が発生したときは、市内における農作物、家畜、農業用施設、水産施設の被害について把握を行う。

イ 災害における農作物、家畜、農業用施設、水産施設の被害調査結果を県災害対策本部に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

津波、河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、農林水産商工対策部農林水産班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

浸水時、警戒体制に関する情報の収集と水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、また、冠水のおそれのあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等農業団体と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

(3) 家畜に対する応急措置

家畜及び畜舎が被災した場合は、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

ア 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

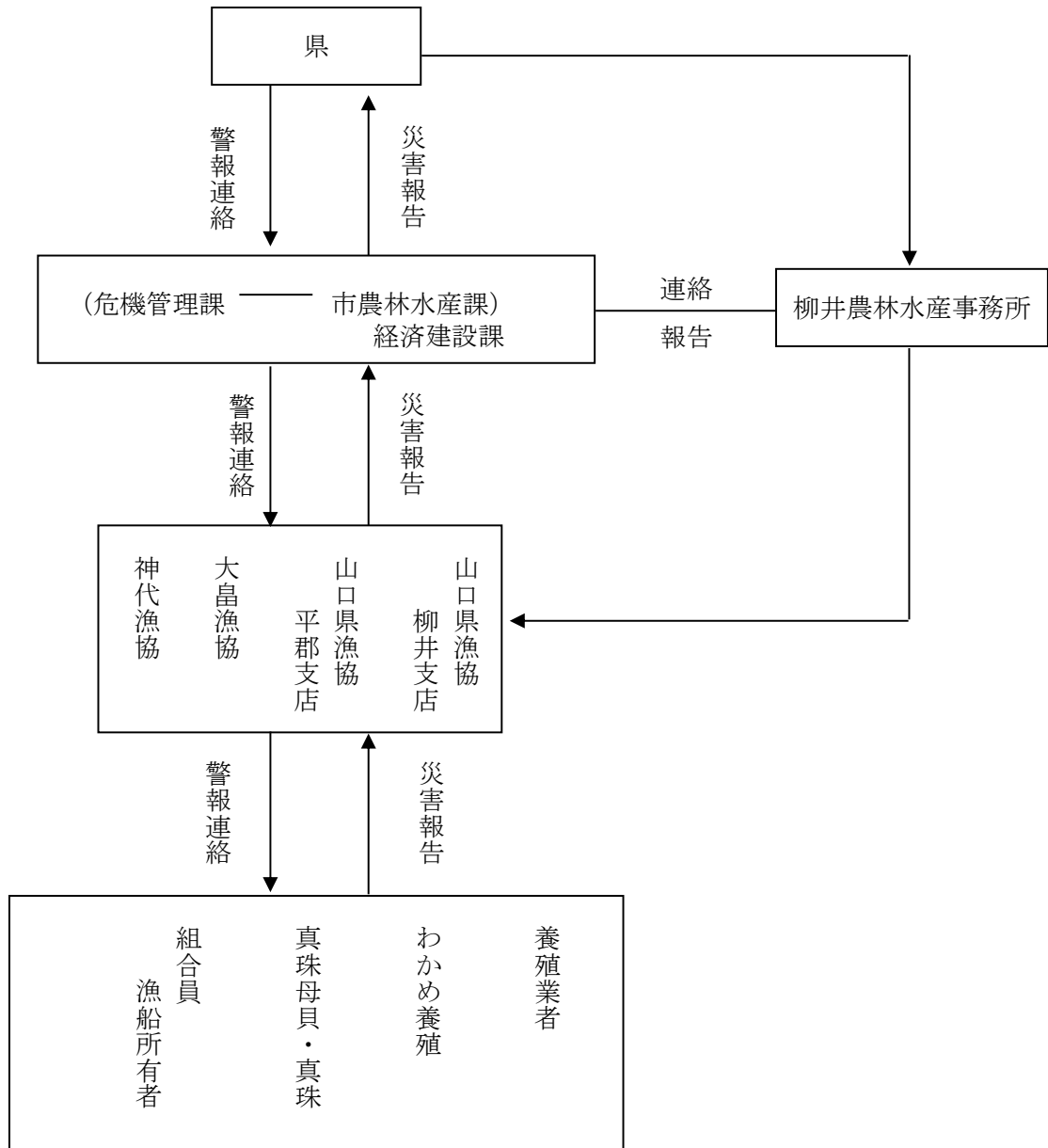
イ 外傷家畜の治療と看護に努める。

ウ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

2 水産業対策

災害によって漁業施設等に被害が生じた場合、又は被害発生のおそれがある場合、市内各漁業協同組合に連絡し、災害未然防止並びに応急対策に万全を期す。

〈連絡系統図〉



第 12 節 公共土木施設復旧対策

土木港湾対策部
農林水産商工対策部経済建設班

◎ 地震等による災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講ずるものとする。

1 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために交通規制等の措置、あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講ずるとともに、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、市においては、障害物の除去など市内土木業者に委託するなどして応急措置を実施する。

(2) 応急復旧対策

市は、所管する道路・橋梁について市内土木建築業者に委託して応急復旧作業を実施する。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

地震、津波等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、水防組織や市内土木建築業者への委託により施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

(1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(2) 被害箇所については、ただちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

(3) 排水機場施設に被害が生じた場合は、ただちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。

(4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。

特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、市内の土木建築業者に委託して応急措置及び応急復旧対策を実施する。

4 海岸保全施設

海岸施設が、地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、市内土木建築業者に委託して、応急復旧工事を実施する。

特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 堤防

(2) 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決裂で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。

5 砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止施設

管理する施設が被害を受けたときは、市内土木建築業者に委託して、応急復旧工事を実施する。

6 林道施設

(1) 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。

(2) 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。

ア 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき

イ 復旧資材、農産物(生鮮食料の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

ウ 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第 13 節 危険物・高圧ガス等・毒物劇物等災害対策

総務部庶務班
総務部広報班
柳井地区広域消防本部
柳井健康福祉センター

◎ 大規模な地震により、危険物・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺の住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に食い止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

1 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震・津波等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の様態に応じて、次の措置を講じ、被害を最小限に止める。

(1) 地震発生時の危険物関係事業所への指示等

ア 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。

イ 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。

ウ 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。

(2) 救急・防災活動

地震・津波等により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。

(3) 広報・警戒区域・避難指示等

ア 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。

イ 危険物関係施設の火災・爆発・危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

(4) 関係機関との連絡・調整等

地震・津波等による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。

2 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という）に

については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、市は、次の措置を講じる。

(1) 救急・防災活動等

地震・津波等により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災関係上必要な指示を行う。

(2) 警戒区域・避難指示等・避難命令

高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩等により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

(3) 広報活動

周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。

3 放射性物質

地震・津波災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の様態に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

4 毒物・劇物

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため、防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

市においては、危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、立ち入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示を行う。

第 14 節 義援金品の受付、配分

総務部財政班
災害救助部庶務班
日本赤十字社山口県支部

◎ 義援金品の募集及び市に届いた義援金、義援品を必要とする人に必要な時に配分するために必要な保管場所、事務分担などについて定める。

☆ 必要としている義援金品は何かを把握し、的確な広報を行うことが必要であり、雑多な義援品は事務量の増大を招くことを考慮すること。

1 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体、関係機関等を通じ、一般住民に呼びかける。

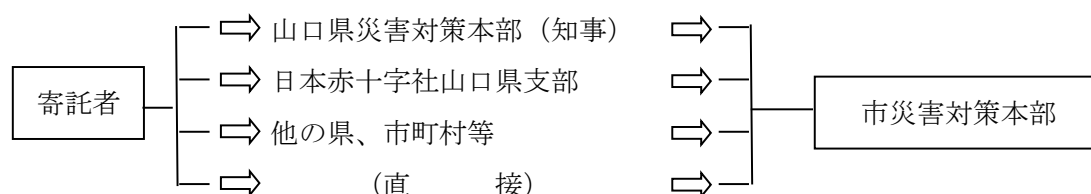
義援品については、被災住民の要望等を的確に把握（本章「第 2 第 16 節 緊急食料供給体制の確立」及び同「第 17 節 緊急生活物資供給体制の確立」を参照）し、緊急食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅れることなく広報等により募集を行うものとする。

総務部広報班は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- (1) 一般住民からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等の義援物資は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。
- (2) 義援品については、品種、数量を適切に確保することができ、集積、配分が容易にできる物品の援助をうけることができる製造業者、流通業者等企業援助を自ら、又は報道機関に依頼する。

2 義援金品の受付

一般から拠出された義援金品は、おおむね次の経路により市に寄託される。



市に寄託された義援金は、総務部財政班、義援物資については、災害救助部庶務班で受け付ける。

また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、上記各班に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

3 義援金品の保管

義援金の保管については、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援品の保管については、原則としては、柳井市総合福祉センターとし、災害の状況によ

っては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

4 義援金品の配分

応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち、ただちに利用できる物資は、災害対策本部長に協議の上、災害救助部において有効に活用する。

義援金の配分については、事前に選定した委員による義援金配分委員会の中で、配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。

第 15 節 災害警備

柳井警察署
柳井海上保安署
総務部庶務班

◎ 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、被害を軽減し又は災害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持を図る。

☆ 災害時に最大の活動が得られるように、総務部庶務班は柳井警察署や柳井海上保安署と日常から活動内容の調整、情報交換、意思の疎通を密にしておく。

1 警備の要請

本部長（原則として窓口は総務部庶務班とする。）は、住民の生命及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合、次に係る事項を柳井警察署及び柳井海上保安署に要請するものとする。

- (1) 災害情報の収集、伝達
- (2) 被災者の救出、救護、避難誘導
- (3) 災害による死体の検視及び身元不明死体の身元調査
- (4) 被災地の犯罪の予防、取締り
- (5) 災害時の交通規制及び交通指導
- (6) 危険物の保安措置
- (7) 市長等の災害応急措置に対する協力等
- (8) 災害に伴う治安広報、関係機関との連絡
- (9) その他治安上必要な事項

〈警察機関一覧表〉

機 関 名	所 在 地	電 話
柳井警察署	柳井市南町 2-4-18	(代)23-0110
柳井駅前交番	〃 中央 2-18-17	22-5604
柳井港警察官駐在所	〃 柳井 927-1	22-3377
阿月警察官駐在所	〃 阿月 1684-1	27-0017
伊保庄警察官駐在所	〃 伊保庄 4472	23-9110
伊陸警察官駐在所	〃 伊陸 6052-10	26-0043
日積警察官駐在所	〃 日積 4146-12	28-0004
平郡警察官駐在所	〃 平郡 2529-4	47-2002
大畠駅前警察官駐在所	〃 神代 4183-38	45-2104
柳井海上保安署	〃 柳井 134-126	(代)23-2250

第 16 節 上、下水道施設等の応急復旧

土木港湾対策部都市下水班
柳井地域広域水道企業団

- ◎ 災害が発生し、上水道施設、簡易水道施設、下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じた場合、ただちに被害状況の調査、施設の点検、資機材の調達業者等の手配を実施し、速やかな応急復旧に努め、生活機能の確保を図るものとする。
- ☆ 速やかな復旧を行うために、日常から資機材の調達、業者等の手配についての方法を被害規模に応じて確立しておく。

1 上水道施設等の応急復旧

(1) 災害時における活動

災害が発生し、上水道施設及び簡易水道施設に被害が生じた場合、柳井地域広域水道企業団は、次のように活動を行い、復旧の体制を確立する。

ア 水源池、浄水場、導水管、送水管、配水池等の主要水道施設の被害状況を把握する。

イ 配水管、給水管等の被害状況を把握する。

ウ 上記ア、イにおいて漏水が多く、道路、建物、水道施設に影響をおよぼすと判断したときは、ただちに適切な方法、箇所で給水を停止し、迅速に広報を行う。

エ 被害状況を本部に報告し、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。

オ 復旧資材及び器材の確保は、柳井市指定水道工事協同組合を通じて行う。

カ 業者の確保は、柳井市指定水道工事協同組合と連携して確保し、復旧工事の分担を行う。

キ 被害が大きく、市において対応できない場合は、日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱に基づき日本水道協会山口県支部に応援を要請する。

ク 応急復旧に多くの時間を要する場合、仮設配水管及び共用栓の設置による応急給水活動の負担軽減について検討し、有効と判断する場合は、設置を行うものとする。

(2) 被害施設の復旧順位

水道施設に対する復旧順位は、おおむね次のとおりである。

ア 水源池、浄水場、導水管、配水池等施設

イ 送水管、主要配水管等管路

ウ 配水管、給水管（給水装置）等管路（この中でも、病院、学校等応急対策のうえで重要な施設に対しての復旧を可能な限り優先する。）

2 下水道施設等の応急復旧

災害が発生し、下水道施設及び農業集落排水施設に被害が生じた場合、土木港湾対策部都市下水班は、本章「第3 第8節 ごみ及びし尿の収集処理」により被害情報収集等活動を行う。

下水道管渠等の被害に対しては、とりあえず汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。

幹線の被害については、優先して本復旧することとし、枝線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

3 被害状況、応急復旧の進捗状況に関する広報

柳井地域広域水道企業団及び土木港湾対策部都市下水班は、被害状況及び応急復旧の進捗状況の情報を随時収集し、復旧の見通しなどと併せて、総務部広報班を通じて住民への広報に努める。

(本章「第3 第2節 広報活動」を参照)

第 17 節 通信、電力施設等の応急復旧、ガスの緊急確保

関係各機関

◎ 災害が発生し、通信施設、電力施設に被害が生じ、機能が停止した場合には速やかに応急復旧を図り、生活機能を確保する。また、災害時のガスの緊急需要に対して適切な対応をとり、応急対策活動を円滑に進めるものとする。

☆ 被害情報、復旧情報の広報については、各機関が独自に行うのではなく、共同して 1 つの情報として住民に伝達することを考慮する。

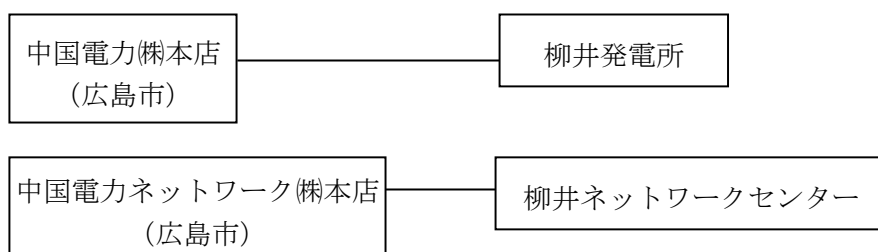
1 通信施設の応急復旧

日本電信電話㈱の災害等対策実施細則による。

2 電力施設の応急復旧

中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱の非常対策実施要領による。

(1) 実施機関（中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱）



なお、市と中国電力ネットワーク㈱柳井ネットワークセンターにおいて締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」に基づき、災害時における情報提供等の円滑な連絡・協力体制の確立を図ることとする。

(2) 実施要領

各機関の「非常対策実施要領」による。

3 ガスの緊急確保

市は、都市ガスが供給されておらず、生活に必要なエネルギーについては、電力及びプロパンガス（LPG）が主体となっている。

災害が発生し、応急対策活動を行う際に緊急用のプロパンガス（LPG）が必要となった場合、及び給食施設におけるガス設備の被害に対する修理が必要となった場合、市は、一般社団法人山口県LPガス協会柳井支部（TEL 22-3025）に対し、速やかにプロパンガス（LPG）の調達及びガス設備の修理を要請する。

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※ 推進地域

平成26年3月28日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。（1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在））

※ 推進地域の指定基準

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については、【柳井市地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。）第1部 第2章】に定めるところである。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

【震災対策編 第2部 第2章 第1 第1節】に定めるところにより行うものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

【震災対策編 第2部 第2章 第1 第1節】に定めるところにより行うものとする。

3 災害応急対策要員の参集

【震災対策編 第2部 第2章 第1 第2節】に定めるところにより行うものとする。

第3節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

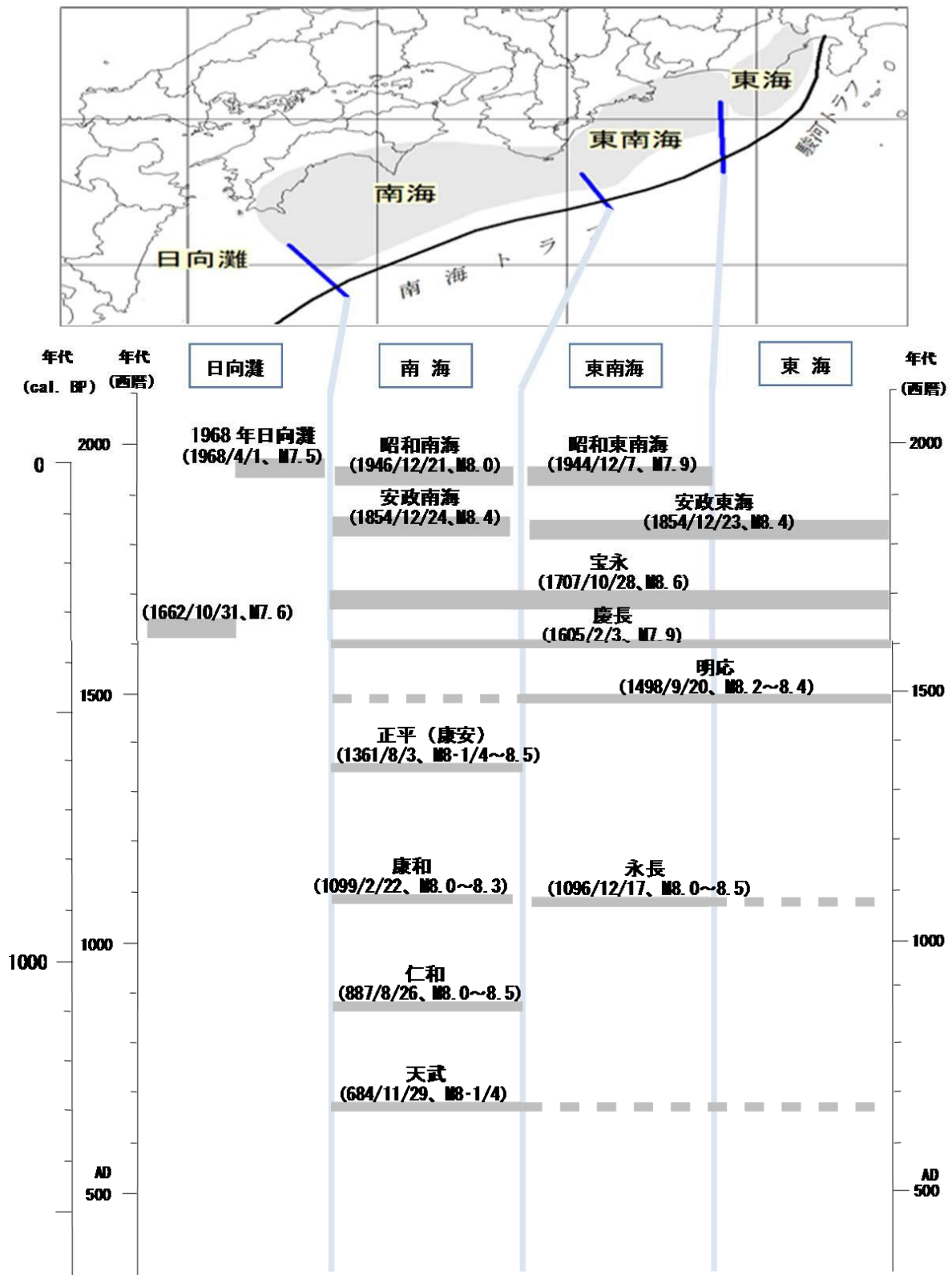
駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

《図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震》



参考文献

- 1) 679年～1884年：気象庁（1983），被害地震の表と震度分布図
 - 2) 1885年～1980年：宇津（1982），日本付近のM 6.0以上の地震及び被害地震の表：1885年～1980年
 - 3) 1951年～1995年5月：気象庁，地震月報
- 注）重複する地震の緒元は，上記の順位で採用した。
 ※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては，信頼性に留意が必要である。
 出展：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

2 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

※2023年1月1日時点の評価

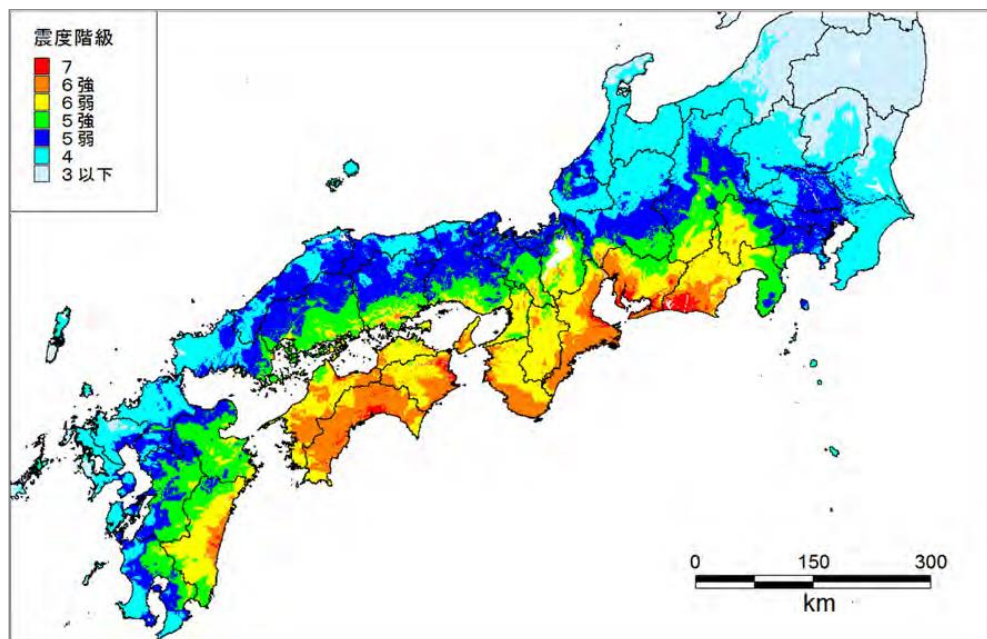
3 南海トラフ巨大地震の被害想定

(1) 震度分布

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

柳井市では、平郡島で震度6強、本土側で震度6弱が想定されている。

《図2 陸側ケースの震度分布》



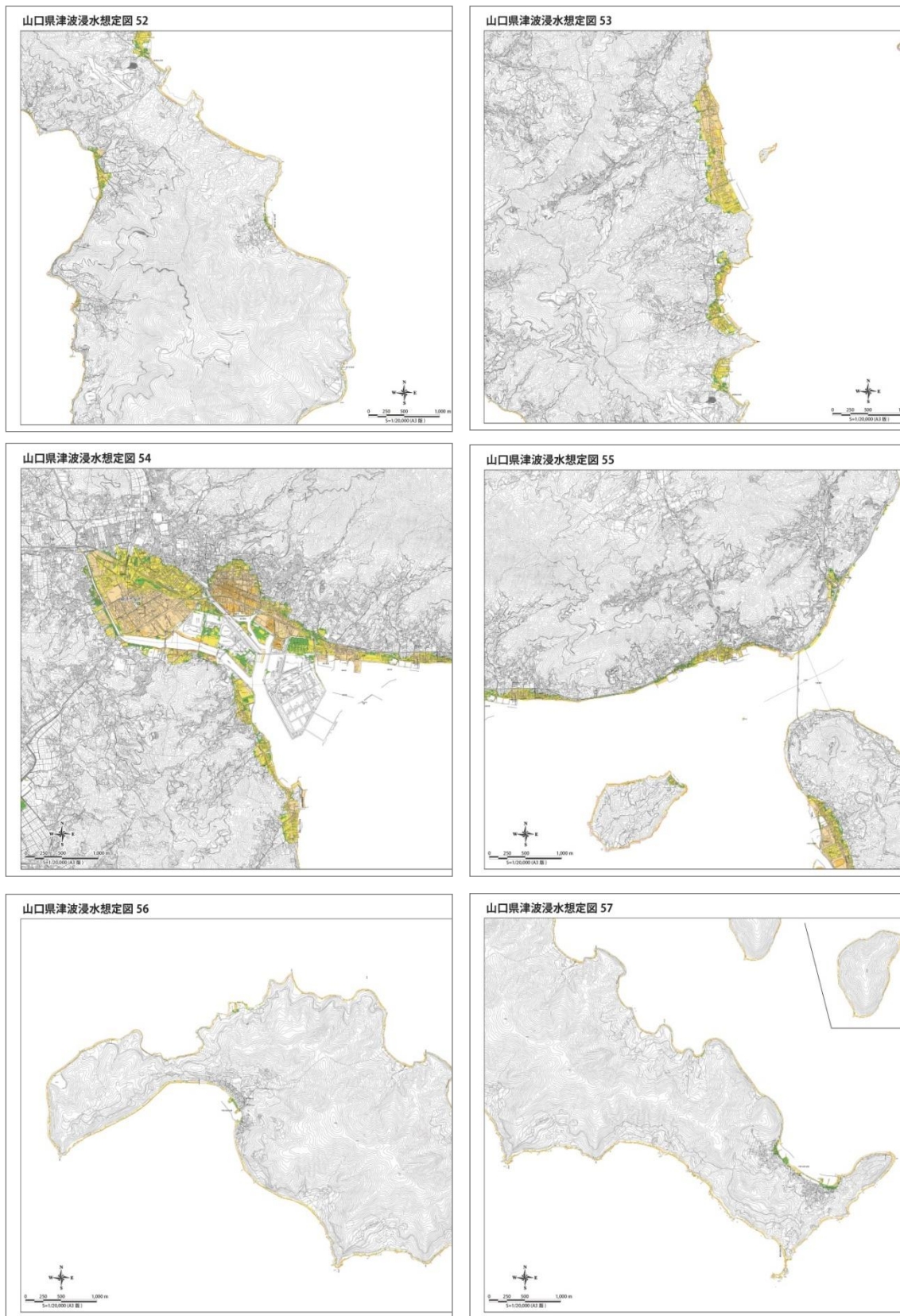
出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日中央防災会議）

(2) 津波の高さ、浸水面積

最高津波水位	T. P. + 3.8 m				
浸水面積	1 cm以上	30 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上
	4 7 4 ha	4 0 6 ha	2 1 7 ha	4 5 ha	なし

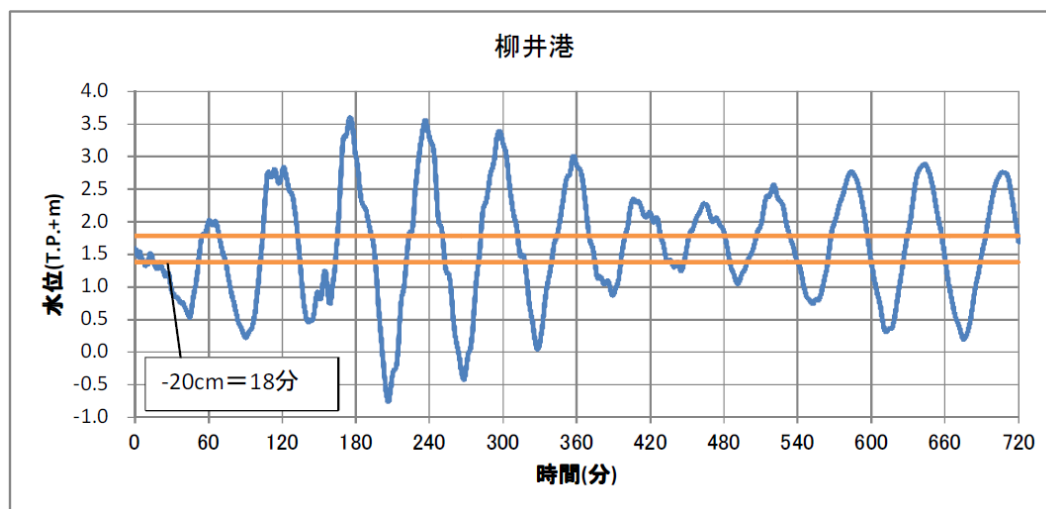
※T. P.：東京湾平均海面（TokyoPeil）の略

《図3 山口県津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）本市関係 平成26年1月8日知事通知》



(3) 津波が到達するまでの時間

最高津波水位 (T. P. 3.8 m) が本市に到達する時間は174分、また、地震発生後に±20cm (海辺にいる人の人命に影響するおそれのある水位の変化) の変動が生じるまでの時間は18分となっている。



(4) 被害想定

本市の被害は、死者が最大で70人 (県全体614人) と想定され、このうち67人 (県全体582人) が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で725棟 (県全体5,926棟) と想定され、このうち津波によるものが586棟 (県全体3,454棟) と最も多く、次に多いのが78棟 (1,771棟) の液状化によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、1日後の避難者は約1.3万人 (県全体16.8万人)、経済被害額は約1277億円 (県全体約1.2兆円) と想定される。

ア 人的被害 (被害が最大となるもの) 本市分 (単位: 人)

区分	建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	津波	土砂災害	火災	ブロック 塀倒壊等	合計	備考
死者数	3 (1)	67	0	0	0	70	夏12時
負傷者数	189 (19)	0	0	0	0	190	冬深夜

※小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。

※ () 内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。

イ 建物被害 (被害が最大となるもの) 本市分 (単位: 棟)

区分	揺れ	津波	液状化	土砂 災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	56	586	78	4	0	725	
半壊棟数	1,053	6,593	416	8	0	8,069	

※小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。

ウ ライフライン被害 本市分

区分		直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
上水道	断水人口 (人, %)	20,863	60.1	11,221	32.3	2,084	6.0	0	0.0

下水道	支障人口(人, %)	392	2.7	392	2.7	392	2.7	0	0.0
電力	停電件数(軒, %)	1,185	4.4	766	2.8	0	0.0	0	0.0
固定電話	不通回線(回線, %)	769	5.3	598	4.1	598	4.1	0	0.0

※ 小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。

※ 市町単位の人口を採用した平成 22 年国調の値（夜間人口 34,730 人）。下水道処理人口 14,513 人。電灯軒数 26,976 軒。1 日後以降の停電軒数は、津波により建物全壊した需要家数に相当する停電の軒数 419 軒を応急復旧対象外として除く。回線数は 14,448 回線。1 日後以降の不通回線数は、津波により建物全壊した需要家数に相当する不通回線数 171 軒を応急復旧対象外として除く。

エ 交通施設被害 ※県全体分

区 分		津波浸水域外	津波浸水域
道 路		344 箇所	115 箇所
鉄 道	新幹線	5 箇所	-
	在来線	183 箇所	52 箇所

オ 生活支障等 本市分（単位：人）

区分		1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者	避難所避難	8,389	1,048	327
	避難所外避難	4,202	179	764
	合計	12,590	1,227	1,091

※ 小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。

※ メッシュ単位の人口を採用した平成 17 年国調の値（夜間人口 36,251 人）。

災害廃棄物発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	9 万トン	26 万トン

カ 経済被害 本市分（単位：百万円）

建物倒壊等による直接被害	住宅	家財	建物	機械・装置	在庫	建物倒壊等の除去・処理費	合計
	60,246	6,305	56,126	2,633	673	1,738	127,721

社会基盤への直接被害	電力	通信	上水道	下水道	道路	鉄道	砂防	合計
	6	319	332	1,346	986	545	21,636	25,170

※ 小数点以下の四捨五入により合計があわないことがある。

キ 防災・減災対策による被害軽減効果

（ア）早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を 100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると本市想定死者数 67 人が 0 人に減少【100%減】

（イ）建築の耐震化による死者数の軽減（建物倒壊）

耐震化率を 100%まで向上させると本市想定死者数 3 人が 0 人に減少【100%減】

第4節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達は、【震災対策編 第2部 第2章 第2 第1節及び第2節】に定めるところにより行うものとする。

(2) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力、土砂災害の防止、倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等を実施する。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第4節、第5節及び第12節】に定めるところにより行うものとする。

(5) 物資調達

ア 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

イ 市は、アにより把握した数量を踏まえ、市内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、県又は中国四国農政局（県経由）に対して調達、供給の要請を行う。

(6) 輸送活動

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第14節】に定めるところにより行うものとする。

(7) 保健衛生・防疫活動

【震災対策編 第2部 第2章 第3 第7節】に定めるところにより行うものとする。

2 応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、【震災対策編 第2部 第1章 第13節】に明記してあるとおりであり、市長が必要と判断するときは、これら応援協定に従い応援を要請するものとする。

(2) 市長は、市内に有する資機材及び人員の能力では対応が不十分であり、県及び他市町に応援を求める必要があると判断するときは、遅滞なく応援を要請するものとする。

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第9節を準用する】

(3) 市長は自衛隊災害派遣要請基準に照らし、必要と判断するときは、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第8節を準用する】

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合はただちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 避難対策等

- (1) 市は、津波防災地域づくり法に基づいて設定された県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図るものとする。

【震災対策編 第2部 第1章 第6節を準用する】

- (2) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の作成を行う。

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第2節を準用する】

- (3) 市は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行うものとする。

【震災対策編 第2部 第1章 第6節を準用する】

- (4) 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施するものとする。

【震災対策編 第2部 第1章 第8節を準用する】

3 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土嚢等による応急浸水対策
- エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- オ 救助・救急等
- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- キ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第2節及び第4節を準用する】

- (2) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、整備、配備

【震災対策編 第2部 第3章を準用する】

4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【震災対策編 第2部 第2章 第2 第15節及び第3 第16節】に定める措置を講じる。

- (2) 電気

ア 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレー

カーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)柳井ネットワークセンターが行う措置

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第18節及び第3 第17節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関一般社団法人山口県LPガス協会柳井支部が行う措置

【震災対策編 第2部 第2章 第3 第13節及び第17節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第18節及び第3 第17節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

指定公共機関日本放送協会山口放送局、指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口及び山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第2節及び第7節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第11節を準用する】

(2) 海上

港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。

(3) 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

【震災対策編 第2部 第1章 第8節及び第2 第2節を準用する】

6 市自らが管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設（図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討するものとする。

b 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝

達するよう事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、ただちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - a 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (イ) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 本市推進計画に定める避難場所又は応急救護所の管理者は、当該避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

7 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、市は以下のような対策を推進する。

- (1) 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リストを整備する。
- (2) 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。
- (3) 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。
- (4) 防災設備の点検・整備を行う。
- (5) 県、消防、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。
- (6) 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- (7) 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 時間差発生等への対応

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第2部 第2章 第2第1～3節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 2部 第2章 第2第1～3節】を準用する。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第2部 第2章 第2第7節】を準用する。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第2部 第2章 第2第3節】に定めるとおりとする。

（4）災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（5）市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

（6）消防機関等の活動

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

イ 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

（7）警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第2部 第2章 第2 第15節及び第3 第16節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ 電気

(ア) 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(イ) 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)柳井ネットワークセンターが行う措置

必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編第2部 第2章 第2 第18節及び第3 第17節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

ウ ガス

(ア) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(イ) 一般社団法人山口県LPガス協会柳井支部が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第2部 第2章 第3 第13節及び第17節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

エ 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【震災対策編 第2部 第2章 第2 第18節及び第3 第17節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

オ 放送

指定公共機関日本放送協会山口放送局、指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口及び山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編 第2部 第2章 第2 第2節及び第7節】に準ずる及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(9) 金融

指定公共機関日本銀行（下関支店）は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

(10) 交通

ア 道路

(ア) 山口県警察（柳井警察署）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

(イ) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上

(ア) 第六管区海上保安本部（柳井海上保安署）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

ウ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(11) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - d 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法
 - e 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

(12) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第2部 第2章 第2第1～3節】を準用する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法についてはその体制及び周知方法については【震災対策編 第2部 第2章 第2第7節】を準用する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化（・不燃化・耐浪化）

【震災対策編 第2部 第1章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

※ 不燃化・耐浪化については、現在該当する項目、記述なし

2 避難場所の整備

【震災対策編 第2部 第1章 第16節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

【震災対策編 第2部 第1章 第16節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設

【震災対策編 第2部 第1章 第3節及び第15節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

【震災対策編 第2部 第1章 第3節及び第15節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

6 通信施設の整備

市、その他防災関係機関は【震災対策編 第2部 第2章 第2節】に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2部 第1章 第12節】に明記してあるものとする。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、県に対し、必要に応じて助言を求めるものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
 - (6) 正確な情報入手の方法
 - (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (8) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - (10) 避難生活に関する知識
 - (11) 平素住民が実施し得る応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - (12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - (13) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等
- 【震災対策編 第2部 第1章 第12節を準用する】

3 児童、生徒等に対する教育

【震災対策編 第2部 第1章 第9節を準用する】

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

【震災対策編 第2部 第1章 第8節を準用する】

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第4章 柳井市水防計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市区域にかかる河川又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

（1）水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第16条）。

（2）水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

（3）水位周知下水道

知事又は市長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

（4）水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

（5）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

（6）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（7）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）を

いう。水防団の出動の目安となる水位である。

(8) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(9) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(10) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(11) 高潮氾濫危険水位

法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

(12) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(13) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(14) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(15) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(16) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(17) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（第 14 条の 3）。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能
なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、
水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

また、津波浸水想定区域内にある水防団員等は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員等は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。またラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- ・水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員等を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有する。

(1) 第1警戒体制

「水防準備班を設置した際の系統図」



(2) 第2警戒体制

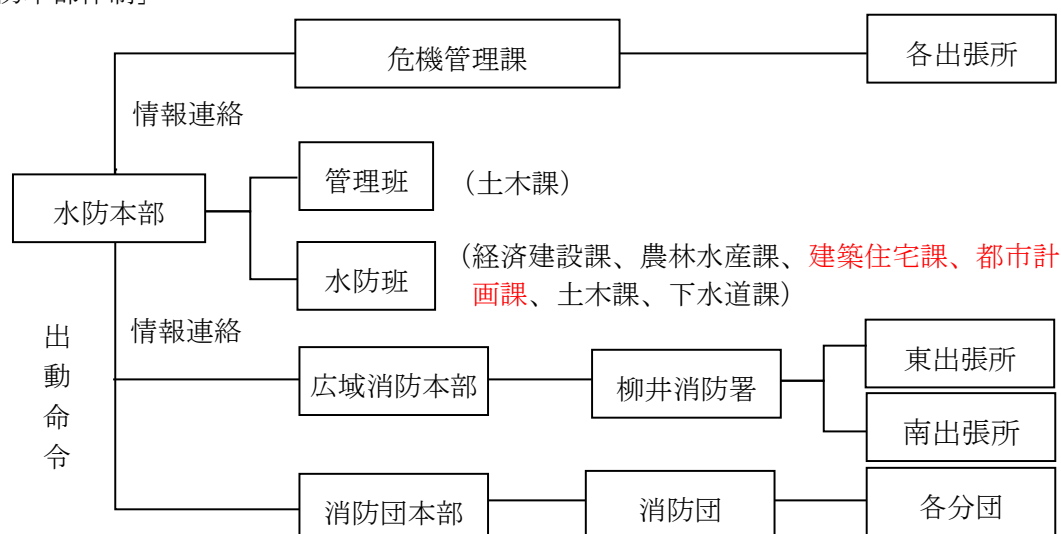
高潮注意報（警報言及）、大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報、津波注意報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、第1警戒体制（水防準備班）における配備体制を強化しつつ、水防本部の活動に移行し得るよう準備する。

(3) 水防本部体制

市長は、事態が切迫し、大規模な水防活動が予想されるとき、又は県本部より非常指令が発せられたとき、あるいは事態の規模が大きくなって水防準備班の体制では処理できないと認めるときは、水防機構により水防本部設置の発令をする。

なお、予想される災害又は発生した災害の規模により、市長が災害対策本部の設置を命じたときは、水防本部の機構は当該災害対策本部の水防部にかわるものとする。

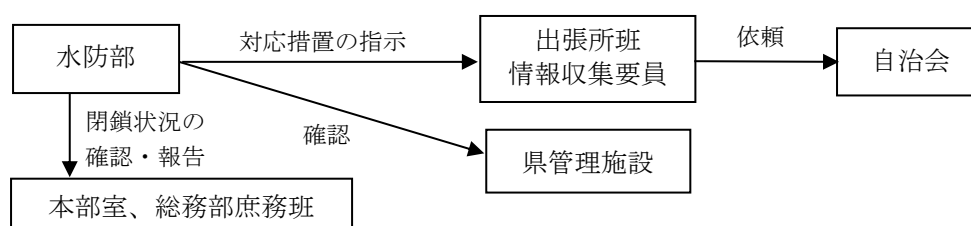
[水防本部体制]



[水防本部の業務分掌]

班	所掌事務	担当課
管理班	・一般庶務に関すること。 ・水防警報及び水防緊急対策に関すること。 ・水防各機関との連絡に関すること。 ・水防用資材及び器具の確保並びに輸送に関すること。 ・雨量、水位、流量、潮位の観測資料の作成に関すること。 ・水防対策の応援に関すること。	土木課
水防班	・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること ・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。 ・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。	経済建設課 農林水産課 建築住宅課 都市計画課 土木課 下水道課

[水門、樋門、防潮扉等の閉鎖確認体制]



第3節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の重要水防箇所は、資料編に記載する。

第4節 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

気象については風水害等対策編第2部第2章第2第1節「警報・注意報の基準」を準用する。

津波については震災対策編第2部第2章第2第2節「津波予報の発表基準と表現」を準用する。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

第2部第2章第2第1節「収集・伝達系統」を準用する。

2 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、水位が氾濫危険水位に達したときは、避難のための立退きの指示の判断に資するため、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（市長）に通知する。

①柳井川水系柳井川 令和2年6月9日指定

左岸：石井ダムから河口まで

右岸：石井ダムから河口まで

②土穂石川水系土穂石川 令和2年6月9日指定

左岸：柳井市余田字南砂崎 3533 番地 1 地先から河口まで

右岸：柳井市余田字南砂崎 3526 番地先から河口まで

③田布施川水系灸川 令和2年7月31日指定

左岸：熊毛郡田布施町大字大波町字国兼 1569 番地先から田布施川合流点まで

右岸：熊毛郡田布施町大字大波町字国兼 1567 番地先から田布施川合流点まで

④田布施川水系田布施川 令和2年7月31日指定

左岸：熊毛郡田布施町大字宿井字原 2250 番地 1 地先から河口まで

右岸：熊毛郡田布施町大字宿井字下石田 2252 番地先から河口まで

[水位周知河川の水位観測所（県管理）]

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	堤防高	
					左岸	右岸
柳井川	柳商橋雨量水位局	1.8	2.5	2.6	3.7	2.7
柳井川	落合水位局	1.3	2.0	3.3	3.4	3.9
土穂石川	新庄水位局	1.7	1.8	1.9	2.2	2.3
灸川	灸川橋水位局	0.8	1.0	1.1	3.0	3.1
田布施川	下田布施水位局	2.2	2.7	4.2	6.5	6.1

3 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、本市において、水位周知下水道における発表基準を設定した場合、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、避難のための立退きの指示の判断に資するため、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者（市長）に通知する。

[指定状況] 未指定

4 水位周知海岸における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、本市において、水位周知海岸における発表基準を設定した場合、知事が指定した海岸について、水位が高潮氾濫危険水位（法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者（市長）に通知する。

[指定状況] 未指定

[潮位観測所]

湾名	観測所名	平均満潮面 (CDL)	所管名
柳井港	柳井港観測所	2.86	柳井土木建築事務所

[柳井港潮位表]

朔望平均満潮面 (HWL)	平均水面 (MSL)	東京湾平均海面 (TP)	朔望平均干潮面 (LWL)	基本水準面 (CDL)
+1.53	-0.04	0.00	-1.61	-1.84

5 水防警報

(1) 洪水・高潮時に関わる水防警報の種類等（知事が発するもの）

ア 河川に関するもの

①種類等

種類	内容	発表時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。特別な事情のない限り、発表しない。
準備	1 水防資器材の点検、整備 2 陸閘の操作 3 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備 4 河川、その他危険区域の監視 5 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配備 2 水防作業の実施等のため水防準備を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	1 河川の水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 2 災害の起こるおそれがあるとき。

解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。
----	----------------	---

②河川名等

河川名	水防警報担当者	管理団体名	延長 m	区域
土穂石川	柳井土木建築事務所長	柳井市	5,700	二級河川上流端～河口まで
柳井川	柳井土木建築事務所長	柳井市	5,800	石井ダム～河口まで
灸川	柳井土木建築事務所長	柳井市/田布施町/平生町	5,300	二級河川上流端～田布施川合流点まで
田布施川	柳井土木建築事務所長	柳井市/田布施町/平生町	7,800	光市境～河口まで

イ 海岸に関するもの

①種類等

種類	内容	発表時期
準備	1 陸閘の操作 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

②海岸名等

海岸名	水防警報担当者	管理団体名	延長 m
山口南沿岸柳井市地先海岸	柳井土木建築事務所長	柳井市	67,977

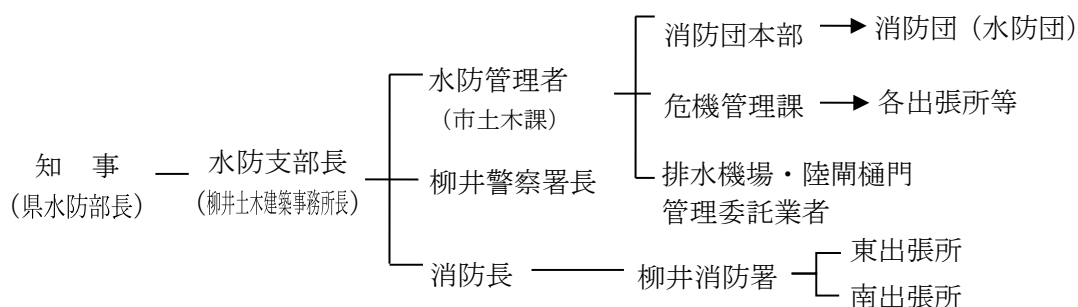
(2) 水防警報の連絡体制

水防法第16条の規定に基づき、知事が行う水防警報が発せられたときは、次のとおり伝達するものとする。

また、水防管理者等は、水防警報を受けたときは直ちに必要な措置を指令するとともに、水防本部を設置して水防活動に入るものとする。

なお、水防管理者は、水防本部を設置したとき及び解散したときはその旨を県水防支

部長（柳井土木建築事務所長）を通じ、県本部に連絡するものとする。



第5節 気象予報等の情報収集

市は、気象庁ホームページ等により気象予報等の情報について、積極的に収集に努める。
本市に係る雨量観測所等は下記のとおり。

〔雨量観測所〕

観測所名	所管	
柳井（アメダス）	気象庁 下関地方気象台	
黒杭川ダム雨量局	県（河川課）	山口県土砂災害警戒システム
黒杭雨量局	県（黒杭川ダム管理所）	
柳商橋雨量水位局	県（河川課）	山口県土砂災害警戒システム
日積雨量局	県（河川課）	山口県土砂災害警戒システム
平郡雨量局	県（河川課）	山口県土砂災害警戒システム
石井ダム	市（経済建設課）	

〔風速計〕

観測所名	所管	
柳井（アメダス）	気象庁 下関地方気象台	
柳井観測所	県（港湾課）	山口県高潮防災情報システム

第6節 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場等

1 ダム、排水機場及び雨水ポンプ場

ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、排水機場・ポンプ場等の管理者は、津波警報等が発表された後、十分な活動可能時間が確保できない限り直接操作に向かわせないなど、操作員の安全確保を最優先に行うものとする。

[ダム]

名称	目的	管理
黒杭川ダム	治	県
黒杭川上流ダム	治	県
石井ダム	農・上	市

[排水機場]

名称	水門名称	管理	委託先
土穂石川排水機場	土穂石川防潮水門	県	柳井市
柳井川排水機場	柳井川防潮水門	県	柳井市

[雨水ポンプ場]

名称	管理
宮本雨水ポンプ場	柳井市
大水道雨水ポンプ場	柳井市
田布路木雨水ポンプ場	柳井市
千才ポンプ場	柳井市
西田布路木ポンプ場	柳井市
築出ポンプ場	柳井市
宮の下ポンプ場	柳井市
苗代地ポンプ場	柳井市
古開作雨水ポンプ場	柳井市
江の浦ポンプ場	柳井市
東土穂石雨水ポンプ場	柳井市

2 その他の施設

かんがい用排水路、樋門、排水ポンプの点検は、排水路所有者及び樋守、排水ポンプ管理人が点検し、災害（軽微なものを除く。）が発生するおそれのあるときは、所有者及び樋守等が、本部へ連絡するものとする。

第7節 通信連絡

1 通信連絡系統

水防時に必要な通信系統は、第2部第2章第2第1節「収集・伝達系統」を準用する。

第8節 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び水防資器材

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料編に記載する。

なお、水防部は、水防資器材を常に点検、配備し、水防活動に万全を期することとする。

2 輸送方法

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防箇所への水防倉庫等からの輸送経路図について、あらかじめ作成しておくものとする。

また、道路法、道路交通法又は災害対策基本法に定めるところにより交通規制を行った場合は、柳井警察署から「緊急通行車両確認証明書」及び標章の交付を受けて輸送に当たるものとする。

第9節 水防活動

1 水防配備

(1) 水防団（消防団）の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、当該施設の管理者に連絡するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、当該施

設の管理者に連絡するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 海側又川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

なお、黒杭川ダムと柳井川排水機場においては、連携操作実施要領を定め、効率的な流水調整を図ることとしている。

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めるものとする。

4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 避難のための立退き

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、柳井警察署長にその旨を通知するものとする。

6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（１）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には水防管理者（市長）に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

（２）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

7 水防配備の解除

（１）水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一

般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 節 水防信号

1 水防法第 20 条による知事が定める水防信号

種 類	発信の方法	
	警鐘信号による場合	サイレンによる場合
警戒信号 (氾濫注意水位に達したことを知らせるもの)	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○ (約 5 秒) — 休止 (約 15 秒) ○ (約 5 秒) — 休止 (約 15 秒) ○ (約 5 秒)
出動信号 (水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの)	○—○—○休止 ○—○—○休止 ○—○—○	○ (約 15 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 15 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 15 秒)
総出動信号 (必要と認める区域内居住者で水防活動が出来るもの全員が出動すべきことを知らせるもの)	○—○—○—○休止 ○—○—○—○休止 ○—○—○—○	○ (約 30 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 30 秒)
退避信号 (必要と認める区域内の居住者に対し立ち退くべきことを知らせるもの)	乱 打	○ (約 1 分) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 1 分)

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘・サイレンを併用すること。
- ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

2 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴

種類	通知する時間	発信の方法
		サイレン吹鳴
放流	(黒杭川ダム監視局のサイレン吹鳴) ・放流を行う約 30 分前	○ (約 55 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 55 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 55 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 55 秒) — 休止 (約 5 秒) ○ (約 55 秒)
	(落合水位警報局、尾上警報局及び南浜警報局のサイレン吹鳴) ・各警報局地点の水位が上昇すると予想される 30 分前	[全体 4 分 55 秒]
放流連絡系統図 (約 1 時間前)		
<pre> graph LR KHK[黒杭川ダム管理所] --- KKK[県河川課ダム班] KHK --- KYT[柳井土木建築事務所] KHK --- RYS[柳井市役所] KHK --- RYD[柳井地域広域水道企業団] KHK --- RYPS[柳井警察署] KHK --- RYDFB[柳井地区広域消防本部] KHK --- RYKS[柳北小学校] KYT --- RYJ[柳井川排水機場] KYT --- KYT_K[建設部(土木課・下水道課)] KYT --- KYT_K2[経済部(経済建設課)] RYPS --- RYPS_K[柳井駅前交番] </pre>		

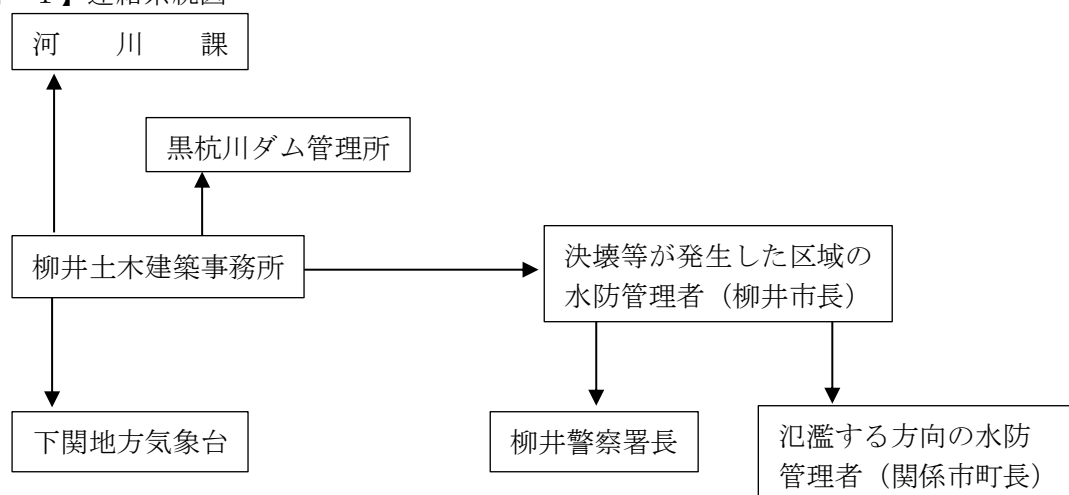
第 11 節 協力及び応援

1 河川協力者の協力

県管理河川について河川管理者（山口県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、関係者に対する決壊・漏水等の通報を行う。

通報のための連絡系統は図－１による。

【図－１】連絡系統図



2 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、柳井警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

3 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

4 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

5 自衛隊の派遣要請

第2部第2章第2第8節「自衛隊の災害派遣要請依頼」を準用する。

6 住民、自主防災組織等との連携

水防法第24条に基づき、水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第12節 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてを申請するものとする。

(1) 水防法第23条の規定による応援のための費用

(2) 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

水防法第28条及び災害対策基本法第64条により水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物の障害物を処分することができることとし、これにより損失を受けた者に対し、時価により、その損失を補償するものとする。

第13節 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

なお、水防法第32条の3により、津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 14 節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水、内水、高潮対応

(1) 洪水予報等の伝達方法

第 2 部第 2 章第 2 第 1 節「収集・伝達系統」を準用する。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 2 部第 2 章第 2 第 7 節「避難指示等の発令、避難所の開設等の活動」を準用する。

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

本市の地域防災計画で定める以下の施設等は、資料編に記載する。

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して本市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(4) 洪水及び高潮ハザードマップ

本市では、洪水及び高潮浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水及び高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水及び高潮ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水及び高潮ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置いたときは、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するものとする。

(7) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた

大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

本市は、平成 27 年 3 月に津波防災地域づくり法第 53 条に基づく「津波災害警戒区域」に指定され、併せて、津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる基準水位も公表されている。

これらを踏まえ、本市は、平成 27 年 6 月に避難場所等の住民が円滑に避難するために必要な事項を掲載した津波ハザードマップを作成し、市内全戸に配布し、周知を行っている。

また、津波ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この津波ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(2) 市地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第15節 津波に関する水防（水防管理者）に係る基本的な考え方

1 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防（水防管理者）の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。

（1）近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

「近地津波」は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。この点に留意し、気象庁の津波警報レベルや津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防（水防管理者）を発令することが望ましい。

「近地津波」の場合は、短時間で津波が襲来するが多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防（水防管理者）の発令を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防（水防管理者）の発令基準等を定めておく。

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような「遠地津波」の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動に当たっては、以下の項目等に留意する。

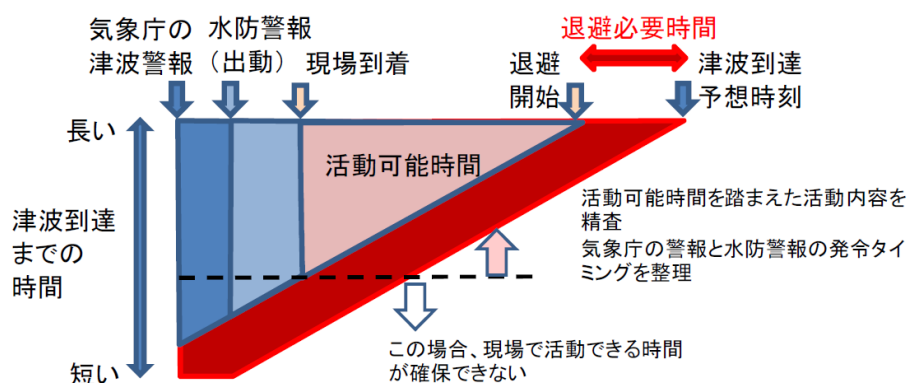
- ① 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）⇒ 対象の重点化
- ② 水防団の活動（依頼された水門・陸閘等の操作）⇒ 対象の重点化
- ③ 活動時間⇒ 「活動可能時間」の有無
- ④ 情報伝達⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確保
- ⑤ 避難体制⇒ 安全な場所までの避難経路、退避必要時間等の確認

（2）「活動可能時間」の考え方について

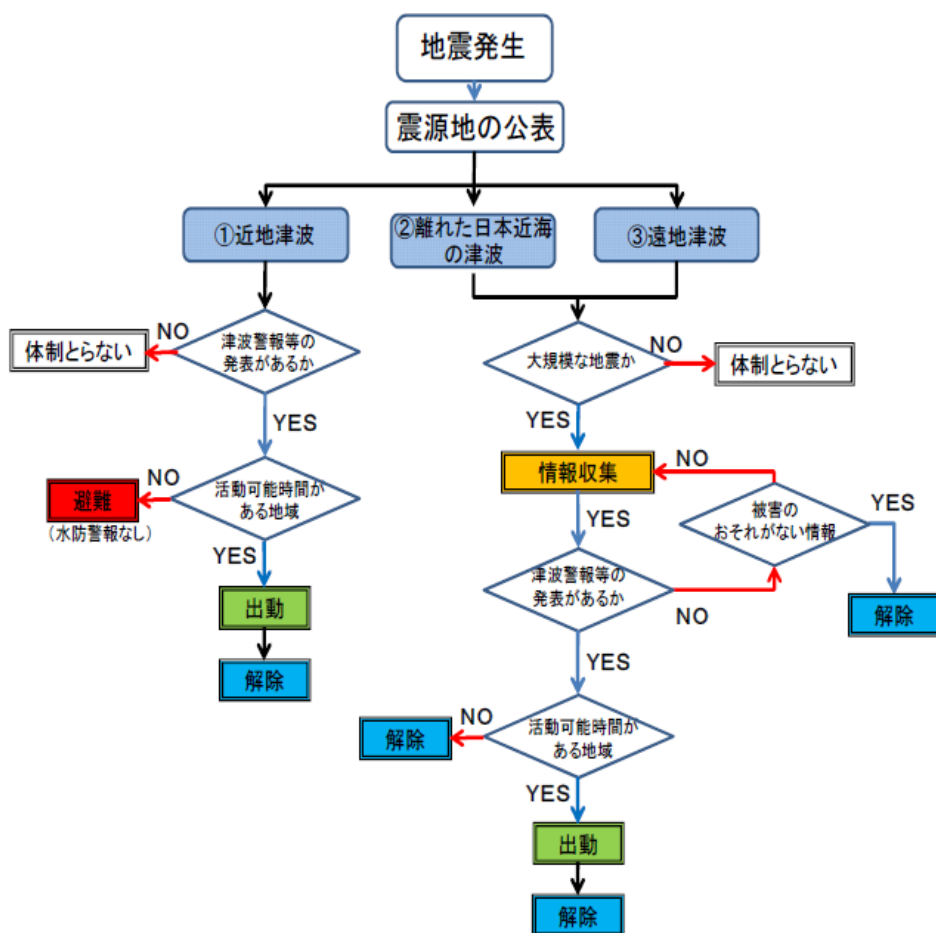
「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。

[活動可能時間のイメージ]



(3) 水防 (水防管理者) の検討フロー



第 3 部 災害復旧・復興計画

第 1 章 被災者の復旧支援

第1節 被災者住民相談・罹災証明書等の発行

総務部危機管理課
市民部税務課
健康福祉部社会福祉課

- ◎ 市は、災害時における住民の相談、要望、照会や各事務手続き等に対し、被災後できるだけ早い時期に、被災者のための相談所を設置し、集中的な事務処理ができるような体制を整え、住民の生活再建が円滑に進むように努める。
- また、被災者台帳を整備し、迅速に罹災証明書を発行することにより、被災者の復旧に係る各種手続きが円滑に進むよう努める。

1 住民相談所の設置

市は、被災者のための相談所を、庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図ることに努めるものとする。

また、解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるなど、県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努めるものとする。

2 相談体制の充実強化

被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせないように、相談体制について、次のように充実強化を図る。

なお、解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。

(1) 考慮すべき相談内容

- ア 被災住宅の修理及び応急仮設住宅の斡旋に関する相談
- イ 行方不明者の搜索等に関する相談
- ウ 各ライフラインの復旧の見通し
- エ 各種法律相談
- オ 医療相談
- カ 生業資金の斡旋、融資に関する相談

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家の派遣を要請する。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらう体制を必要に応じて整えるものとする。

3 罹災証明書等の発行及び被災者台帳の整備

(1) 罹災証明書等の発行

市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する以下の書面を交付する。

- ア 罹災証明書
- イ 被災証明書（交付申請書）
- ウ 被災申立書

罹災証明書の交付に当たっては、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用する。

また、市長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、この調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、本市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 被災者台帳の作成

ア 市長は、市内に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成し、被災者に関する次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

ア) 氏名

イ) 生年月日

ウ) 性別

エ) 住所又は居所

オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

カ) 援護の実施の状況

キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク) 電話番号その他の連絡先

ケ) 世帯の構成

コ) 罹災証明書の交付の状況

サ) 市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス) 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 市長は、前項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

また、市長は、前項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(3) 台帳情報の利用及び提供

ア 台帳情報の利用

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、(2)により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア) 本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供

前項（ア）又はウ）に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

また、市長は、この申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができるものとする。

- ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合にはその使用目的
 - オ) 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- (4) 災害の被害認定基準等
- 被災者台帳は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年３月 内閣府（防災担当）」）を参考として整備する。
- また、罹災証明書の発行事務は、被災者台帳をもとに、衛生対策部協力班（市民部税務課）が行うものとする。

第2節 住宅の建設

土木港湾対策部建築住宅班

◎ 地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要となる。このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

「第2部 第2章 第3 第9節 住宅の応急診断、修理、応急仮設住宅等の供与」による。

2 災害公営住宅の建設

市は、自己の資本では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

3 既設公営住宅等の修理

市は、災害により被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子（寡婦）福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

第3節 被災者のメンタルケア

災害救助部救護班

◎ 災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力のうえ、速やかに的確な対策を講じるものとする。

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ① 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- ② 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- ③ 現実否認による精神麻痺状態
- ④ 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつなどの急性悲哀状態
- ⑤ 被災後、しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- ⑥ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 心的外傷後ストレス症候群の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、的確な対応をとる。

具体的には、次のような症状が長期間続く。

- ① 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- ② 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- ③ 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った、被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考えなくてはならない。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市（健康福祉部健康増進課）は、県や各関係機関との協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。

- ① 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- ② 柳井健康福祉センター保健環境部（柳井環境保健所）による精神保健相談
- ③ 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者向けの講演会の実施
- ④ 専門施設での相談電話の開設
- ⑤ 情報広報誌の発行による、被災者への情報提供
- ⑥ 小・中学校での子供への、精神的カウンセリング

また、被災者に対し、次のことについて配慮すること。

- （ア）被災者が、現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。

- (イ) 被災者が、生活と運命を統御できる段階で、その持てる力を認知し、支援する。
- (ウ) 大規模な災害の後、当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援的な理解を促進する。
- (エ) 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、必要な個別的な手当てを確保する。
- (オ) 社会精神医学面での手当をその他の救援措置と組み合わせて提供すること。
- (カ) 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講じること。
- (キ) 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するものとする。

第4節 災害弔慰金の支給、災害融資

健康福祉部社会福祉課

◎ 災害により、住民が死亡した場合、市は、柳井市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給し、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

また、市は、柳井市災害見舞金支給要綱に基づき、遺族及び住家が被害を受けた者に対して見舞金を支給する。

1 災害弔慰金の支給

災害により死亡した遺族に対して弔慰のため支給する。

支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 ② その他の者が死亡した場合	500 万円 250 万円
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母	

2 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障害を受けた住民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

支 給 額	① 生計維持者の場合 ② その他の者の場合	250 万円 125 万円
対象となる 障害の程度	① 両眼が失明した者 ② そしゃく及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	

3 災害援護資金の貸付

災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、住居が減した場合は1,270万円に緩和
貸付金額	対象被害及び限度 (1) 世帯主が負傷した世帯 ① 家財、住居の損害なし 150万円 ② 家財の損害あり 250万円 ③ 住居が半壊 270万円 ④ 住居が全壊 350万円 (2) 世帯主が負傷しない世帯 ① 家財の損害あり 150万円 ② 住居が半壊 170万円 ③ 住居が全壊 250万円 ④ 住居が滅失・流出 350万円 (3) 住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を立て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合 ① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯 350万円 ② 世帯主の負傷がなく ア 住居が半壊の世帯 250万円 イ 住居が全壊の世帯 350万円 (注) ① 世帯主の負傷 全治1か月以上の要療養負傷 ② 家財の損害 その家財の価格のおおむね1/3以上の損害
貸付条件	(1) 据置期間 3年(特別5年) (2) 償還期間 据置期間経過後 7年(特別 5年) (3) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (4) 貸付利率 保証人を立てる場合無利子 保証人を立てない場合据置期間中無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年1.5% (5) 保証人 原則として同一市内に居住する者1人

4 災害見舞金の支給

災害により死亡した遺族及び住家に被害を受けた住民に対して災害見舞金を支給する。

区 分	被害の程度	金 額	
人 命	死亡	1人につき	50,000円
住 家	全壊、全焼又は流失	1世帯につき	50,000円
住 家	半壊又は半焼	1世帯につき	30,000円
住 家	床上浸水	1世帯につき	10,000円
住 家	土砂流入	1世帯につき	10,000円

※人命について、災害弔慰金の支給を受ける場合は支給しない。

第5節 被災者生活再建支援金の支給

健康福祉部社会福祉課

◎ 災害により、住民がその生活基盤に著しい被害を受けた場合、市は、被災者生活再建支援法に基づき、一定の条件に当てはまる世帯に、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア・イの市町村を含む都道府県又はア～ウに隣接する市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

①住宅の被害に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害の程度	全壊（（2）のアに該当）	解体（（2）のイに該当）	長期避難（（2）のウに該当）	大規模半壊（（2）のエに該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

* 「中規模半壊世帯」は支給なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

＊「中規模半壊世帯」は上記の 1/2 の額

＊一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円（「中規模半壊世帯」は 1/2 の額）

（２）支給申請

ア 申請期間

基礎支援金においては災害発生日から 1 3 月以内、加算支援金については災害発生日から 3 7 月以内

イ 添付書類

基礎支援金については罹災証明書、住民票等、加算支援金については住宅購入、賃借等の契約書等

３ 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が 1 以上ある自然災害において、前の 1 及び 2 に掲げる国制度による被災者生活再建支援制度の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県 1／2、市町 1／2）。

第6節 市税の減免

市民部税務課

◎ 被災者に対し、市は、条例の定めるところにより市税の納税緩和措置をとる。

1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が、広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付、又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、条例の定めるところにより減免を行う。

第7節 民間施設等の災害復旧資金対策

各担当課

◎ 被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等についてあつせん指導を行うとともに住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

1 農業振興資金（農業）

天災により農作物等に被害を受けた農業者等の経営安定と生産意欲の向上を図るため、融資機関が災害復旧等に融資する資金について、利子補給を行い、被害農業者等の利子負担の軽減を図る。なお、貸付基準、対象及び貸付期間等については災害の都度定める。

2 農林漁業金融公庫資金（農業）

農業生産にかかわる建築物、農地、牧野が被害を受けた場合、災害の復旧に要する資金について、農林漁業金融公庫が災害復旧資金を融資し、被害農業者の経営安定と生産意欲の向上に資する。なお、貸付期間、融資限度額等については、災害の都度定める。

3 商工関係（中小企業への融資）

天災により事業等に支障が生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。なお、貸付期間、融資限度額等については、災害の都度定める。

4 住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

天災により住宅に被害を受けた住民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。なお、貸付期間、融資限度額等については、災害の都度定める。

5 福祉関係（生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付）

災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金の貸付を行う。なお、貸付期間、融資限度額等については、災害の都度定める。

第 2 章 公共施設の災害復旧

第 1 節 公共施設の災害復旧

関係各課

◎ 災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ①河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ②砂防設備災害復旧事業計画
 - ③林業施設災害復旧事業計画
 - ④道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑤港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ⑥海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の施設災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

◎ 市の地域に大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による援助等を受けることが必要である。

ここでは、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものとする。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」）

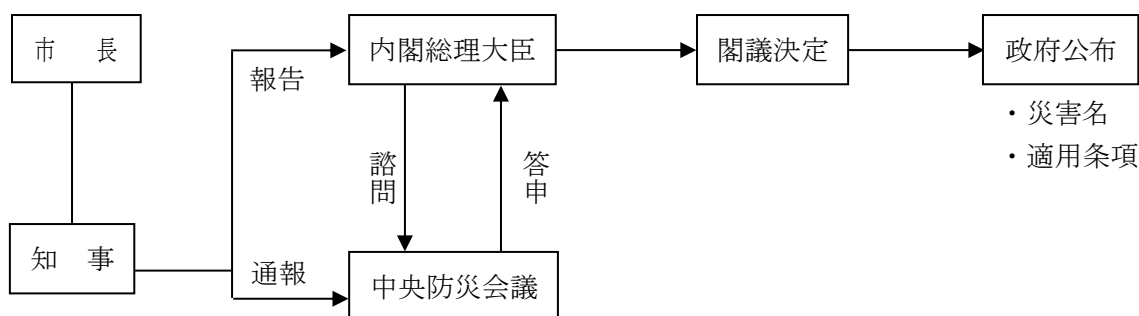
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚法」が制定されている。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

（1）激甚災害指定の手続き

市長は災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が、激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

《激甚災害指定の手続きの流れ》



（2）激甚災害指定に関する被害状況等の報告

ア 知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を知事に報告するものとする。

イ 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ①災害の発生
- ②災害が発生した日時
- ③災害が発生した場所又は地域

- ④災害の程度（災害対策基本法施行規定別表第1に定める事項）
- ⑤災害に対し、とられた措置
- ⑥その他必要な事項

（3）特別財政援助

市長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書を作成し、県各部へ提出する。

第3節 災害復旧にともなう財政援助の確保

各担当課

◎ 災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

激甚法に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区分	対象事業	適用条項
(1) 公共 土木施設災 害復旧事業 等に関する 特別の財政 援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦幼保連携型認定こども園災害復旧事業 ⑧老人福祉施設災害復旧事業 ⑨身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑩障害者総合支援施設災害復旧事業 ⑪婦人保護施設災害復旧事業 ⑫感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑬感染症予防事業 ⑭特定私立幼稚園災害復旧事業 ⑮堆積土砂排除事業 ⑯湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3、19条関係 第3条関係 第3、9条関係 第3、10条関係
(2) 農林 水産業に関 する特別の 財政援助	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧森林災害復旧事業に対する補助	第5条関係 第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
(3) 中小 企業に関す る特別の助 成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第12条関係 第14条関係
(4) その 他の特別の 財政援助及 び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係

	⑤水防資材費の補助の特例 ⑥罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第 21 条関係 第 22 条関係 第 24 条関係 第 25 条関係
--	---	--

第3章 災害復興の基本方針

◎ 大規模な災害により、市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成する必要がある。

ここでは、復興の際必要となる「災害復興計画」をより円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定めることにする。

1 「防災まちづくり」

市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災まちづくり」を実施するものとする。

「防災まちづくり」を実施するために、災害復興計画では、現在の住民のみならず将来の住民のためという理念のもとに、「市のあるべき姿」を明確に表し、「柳井市総合計画」と連動して将来に悔いのないまちづくりを進めていくものとする。

2 災害復興計画作成への体制づくり

市の「災害復興ビジョン」をいち早く示すことは、被災住民に未来への夢をもたらし、復興への目標及びエネルギーを生み出す原動力となり、個々の復興事業を円滑に推進することが可能となる。

発災後、できるだけ早い時期に都市計画部門や企画部門等を含めた災害復興計画の作成専門チームを編成し、「災害復興ビジョン」の速やかな公表を目指すものとする。

3 被災市街地復興特別措置法の活用

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域、土地区画整理事業等を実施する区域について指定できるため、災害復興計画を作成する際には、積極的な活用を図る。

なお、この法の特徴としては、次のとおりである。

- ①建築基準法第84条による建築制限期間は2年間である。
- ②土地の利用に関する許可が得られないとして、買収の申出があった場合、知事は時価で買い取る。
- ③住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域内での被災市街地復興土地区画整理事業で、「復興共同住宅区」を定める事ができる。
- ④第二種市街地再開発事業の適用条件の緩和が受けられる。
- ⑤公営住宅等の入居資格を3年間具備していることができる。